

第五款 消防記念事業

本縣下消防組二二七組部數一一一六部中御大典記念事業を計畫したるもの左表の通りなり。

所轄署	消防組名	事業種類	經費	事業內容
瀬戸	長久手村	私設ヲ公設ニ器具新調		私設消防組ヲ統一シ四ヶ部編成ノ公設消防組設置具體的方法未定
江川	品野町	同		同
江川	志段味	同		同
江川	庄内町	貯水池		三ヶ所設置ノ計畫
勝川	篠木村	望櫓		第一部ニ於テ建設
勝川	望櫓	基金増額		從來一千五百圓ノ警備費ヲ本年ヨリ二千圓ニ増額シコレヨリ生ズル利子二百圓(一ヶ年)ヲ積立テ組ノ基金トナス
犬山	犬山町	基金増額		消防組員ノ後援團體トシテ女子消防團設立(十八才以上五十才以下ノ女子百人ヲ以テ組織)
	樂田村	女子消防團設立		既設ノモノニテ改造
	同	貯水池		部内四十二才以上五十才以下ノ男子ヲ以テ組織
	同	豫備消防隊設置		組ノ區域内各戸ノ主婦一名宛ヲ以テ組織
	城東村	防火婦人會		各部ニ配與シテ毎月二回消防手ガ各戸ノ煙突ヲ掃除シテ廻ル
	羽黒村	煙突掃除器具		

所轄署	消防組名	事業種類	經費	事業內容
一宮	一宮市	唧筒自動車		小型ヲ購入ノ豫定
津島	今伊勢村	貯水池	二、五〇〇	開明部ニ於テ設置ノ計畫
津島	津島町	貯水池	三、一〇〇	二ヶ所設置
津島	蟹江町	瓦斯倫唧筒	二七〇	第一第二部協調シテ一臺第五部ニ於テ一臺購入
彌富	七寶村	望櫓	三〇〇	高サ六間ノモノヲ建設(鷹居部)
彌富	甚目寺村	同	七五〇	今宿部ニ於テ建設
彌富	市江村	腕用唧筒、望櫓	五二〇	東保部ニ於テ唧筒一臺購入鐵筋火ノ見櫓一基設立
半田	同	望櫓、地藏堂	七五〇	西保部ニ於テ高サ五十四尺ノ鐵筋櫓及地藏堂ヲ建設
半田	大府	腕用唧筒、望櫓	一、〇〇〇	第一部ニ於テ唧筒高サ三十八尺ノ鐵骨櫓ヲ建設
半田	龜崎	唧筒自動車、望櫓	一、〇〇〇	唧筒一臺ト高サ五十尺ノ鐵骨櫓ヲ建設尙器具置場ノ設置
横須賀	東浦	望櫓	三〇〇	第二部ニ於テ高サ四十尺ノ鐵骨櫓建設
横須賀	大高町	共濟會	二二〇	共濟會ヲ設ケ組員ノ相互扶助ノ途ヲ樹ツ
横須賀	横須賀町	非常箱	五二〇	組員ニ一個ツ、配布
横須賀	旭村	腕用唧筒	五〇〇	二號型唧筒購入
横須賀	鬼崎村	貯水池	四八〇	新設ノ計畫
大濱	西浦町	奉公義會		組員社會奉仕ノ目的ヲ以テ本會ヲ作ル
大濱	新川町	貯水池		三ヶ所設置

西尾	高濱町	同	平坂町	岡崎市	幸田村	下山村	岡崎市	形原町	三谷町	牛久保町	御津村	大塚村	下地町
望	器具置場	貯水池	聯合演習	消防展覽會	記念寫真帖	貯水池望櫓	腕用唧筒	腕用唧筒	望	記念樹	望	法被、帽子	望櫓、纏
五五〇													
<p>根崎部ニ於テ高サ七十尺ノ四脚建櫓建設          第二部ニ於テ新設          第四部ニ於テ三ヶ所設置          署管内消防組ヲ以テ組織スル聯合會ニ於テ上記三ノ事業ヲ企テ實施ス          貯水池七ヶ所、櫓ノ改築、小型腕用唧筒五臺ヲ購入          蕪木區及田折區各主催ニテ各一臺購入          深溝區主催ニテ鐵骨櫓建設          善勇、火防團松本分隊主催ニテ一ヶ所新設          署管内消防組全部ヲ以テ組織          第一部ニ於テ設立（鐵骨四脚高サ六十尺櫓及開口二間奥行三間ノ器具置場）          神社境内ニ記念樹ヲ植ユ          第二部ニ於テ高サ四十二尺鐵骨櫓ヲ建設          四號型唧筒二臺ヲ購入シ同村小學校生徒ヲ以テ組織スル少年消防隊ニ配置          組員百二十四人全部ニ各一個ヅ、配給          第一部ニ於テハ高サ四十八尺ノ鐵骨火ノ見櫓ヲ建設、組ニ於テハ所屬五ヶ部ノ纏全部（五本）ノ改造</p>													

田原	富岡	布袋	豐橋	伊良湖町	大野	玉川	三輪	下川	三上	多米	八名	二川	布袋		
長澤村	鹽津村	蒲郡町	神戶村	福江町	救急箱	望	瓦斯倫唧筒	望	同	望	貯水池、消防屯所	望	組ノ改革	消防展覽會	掲示板
九〇〇	一四〇	三〇〇	六〇〇	一、四〇〇	二六〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇							
<p>ヲ行フ          第一部ニ於テ器具置場ノ新築、木骨櫓ノ建設、第二部ニ於テ二號型腕用唧筒購入、第四部ニ於テ鐵筋四脚建櫓設立          間口二間奥行二間ノモノヲ新築          神社境内ニ記念樹ヲ植ユ          尋常五年以上ノ生徒ヲ以テ組織          非常時ノ際携帯スベキ物品ヲ保存スベキ箱（木製）ヲ作製シ組員ニ各一個ヅ、配布          鐵骨櫓建設、堀切中部及堀切東部ニ於テ各一基ツツヲ建設          ローターリギヤ一式十四馬力ヲ購入          高サ五十七尺鐵骨四脚建櫓建設          夜警等ノ詰所ニ當ル目的ノモノ          同（建坪七坪）          高サ四十八尺四脚建櫓          縦二間横一間深サ六尺ノ「コンクリート」造リノ貯水池二ヶ所間口九尺奥行二間三尺ノ屯所建設          第六部ニ於テ二ヶ所ニ建設          組内部數人員ノ増設ヲ託ル          第一部ヲ催ニテ三日間展覽會開催及管内要所々々防火上注意ヲ要スル事項ヲ掲出ノ爲メ掲示板作製</p>															

### 第六款 大禮奉仕記念章



名古屋市内に於ける消防組頭は曩に給與せられたる大禮手當金處分方法に關し協議したるが、結局組合員全部に上の如き記念徽章を作製配布し、永く大禮奉仕の光榮を記念するに如かずさなし、銅、銀、鍍金、七寶入、暗日章は金張とし裏面に昭和三年十一月を刻したるものを頒布したり。

### 第四節 精神病者視察取締

#### 第一款 取締の一般計畫

精神病者の取締は御大禮に於ける諸般の取締中最重要な事務なるを以て、之が取締に就ては精密なる計畫を樹て左の通各警察署長に通達したり。  
禮警發第一二號

昭和三年七月三十一日

各 警 署 署 長 宛

警 務 部 長

未監置精神病者取締計畫ニ關スル件

本件ニ關シテハ屢々通達シ置キタルヲ以テ銳意之ガ取締勵行中ノコト、信ズルモ今秋十一月即位ノ御盛典ヲ舉行アラセラル、ニ付未監置精神病者ニ對シテハ此際一層取締ヲ嚴密ニ爲スハ勿論一面輓近世相ノ複雜化スルニ伴ヒ精神病者激増ノ傾向アリ未ダ名簿登載洩レノ病者ニシテ往々重大事件ヲ惹起セシ事例不尠斯ノ如キハ御警衛上將又公安保持上洵ニ寒心ニ堪ヘザル次第ニ有之特ニ此ノ點ニ留意シ左記計畫ヲ樹テ部下ヲ督勵シ取締上些ノ過誤ナキヲ期セララルベシ

記

#### 一、豫備的視察取締

第一期 八月中 此期間中ニ於テ適當ノ期間一齊取締其他ノ方法ヲ以テ潜在的患者竝ニ所在不明者ノ發見ニ努メ其ノ結果所在不明者ヲ報告シ尙監護義務者其ノ他臺帳記載事項ノ移動ヲ整理シ遺漏ナキヲ期スルコト

第二期 九月中 此期間ニ於テハ前期ニ於ケル方法ノ外上書建白貴顯訪問政治狂事物ニ感激シ不時ニ精神ニ異狀ヲ呈スル者其ノ他御警衛上特ニ注意ヲ要スルト認メラル、精神病者ヲ調査シ臨時臺帳ヲ作製シ便宜病者ノ寫真ヲ蒐集シ臺帳ニ貼付シ精神狀態及ビ人相特徵其ノ他參考事項等ヲ詳記シ置クコト

第三期 十月中 此期間中ニ在リテハ潜在的患者及所在不明者ノ發見ニ一層努力シ現住病者ニ對シ

テハ義務者へ所在ヲ失セザル様注意シ若シ異變アリタル場合ハ即時申告セシメ御警衛期間中外  
出セシメズ監護スベキ旨通告スルコト  
尙前期ニ於テ調査セシ御警衛上特ニ注意ヲ要スベキ病者ハ成ルベク全署員ニ面識ヲ有セシムル  
方法ヲ講ズルコト

二 實行期

十一月一日ヨリ實行期トシ専務員ヲ設ケ員數ハ追テ通達ス視察取締ヲ嚴密ニ爲シ東京都三重其  
他御警衛關係地方へ出向セムトスルモノハ之ヲ阻止シ本縣下御通過前後ニ於テハ危險ノ虞アルモ  
ノハ尾行又檢束ヲ行フコト氏名ハ十一月一日迄ニ報告ヲ要ス  
三、八月一日ヨリ御警衛終了迄監督者一名御警衛ニ從事スルモ妨グズ精神病者取締主任トシテ取締上  
完璧ヲ期スルコト

之が計畫の實施に當りては實行期たる十一月に入りて各署に次款に示せる専務員百三十七名を配置  
し専ら病者の行動及潜伏者及所在不明者の發見に努めたり尙保安係直屬の檢索隊を組織し東京御發聲  
と同時に市内柳橋押切驛名古屋熱田千種大曾根驛及本町御門驛前に配置し降乗客殊に降車客中の病者  
を物色し發見したる時は檢束を爲し又當日名古屋驛前及鐵道沿線には行幸啓二時間前に檢索隊警部補  
以下十五名を配置し病者の檢束に當らしめたり

第二款 係員編成配置

第一項 計畫 畫

係員の編成は左の如く計畫したり(參考精神病院現在數)

一 主任	警部	一名
一 連絡係	警部補	一名
	巡查部長	二名
一 檢索係	警部補	二名
	巡查	一三名(保安課以外ノモノトス)
一 視察係	同	一三七名
計	警部	一名
	警部補	三名
	巡查部長	二名
	巡查	一五〇名

精神病現在員及配置員表

署名	精神病者現在員	配置員	署名	精神病者現在員	配置員
警察部	1	1	津島	132	5
名古屋水上	1	1	富島	26	5

新	鍋	江	笹	門	熱	築	勝	瀨	西	布	犬	島	一	稻
榮	屋	川	島	前	田	地	川	戸	枇	袋	山	宮	澤	澤
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	二	三	二	九	八	四	三	五	三	四	六	五	三	五
二	二	二	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
八	三	四	三	九	二	二	三	三	三	五	四	三	五	三
半	須	賀	田	濱	城	大	西	岡	母	助	口	新	油	橋
二	三	三	三	四	三	三	三	三	二	三	二	三	三	二
一	三	三	三	四	三	三	三	三	二	三	二	三	三	二
五	四	五	二	三	四	三	四	二	七	二	二	三	三	二
一	三	三	三	四	三	三	三	三	二	三	二	三	三	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	四	五	二	三	四	三	四	二	七	二	二	三	三	二
一	三	三	三	四	三	三	三	三	二	三	二	三	三	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	四	五	二	三	四	三	四	二	七	二	二	三	三	二
一	三	三	三	四	三	三	三	三	二	三	二	三	三	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	四	五	二	三	四	三	四	二	七	二	二	三	三	二

備考 算用数字ハ應援ヲ示ス

計一五〇名

第二項 實 施

係員ノ編成配置ヲ前項ノ如ク計畫シタルモ其後人員ノ都合上左ノ如ク變更實施シタリ

イ、主 任

任

警 部 永山宗五郎

補 助

警 部 補 蝶澤利三郎

同

巡査部長 細江静二

同

川原勘一

ロ、連絡係

主 任

警 部 補 蝶澤利三郎

補 助

巡査部長 川原勘一

同

細江静二

ハ、検索係

警 部 補

蝶澤利三郎

同

櫻井正雄(新榮署視察係兼務)

ニ、視察係

外 巡査

十三名

巡査

四十八名

第三款 取締の實施事項

縣に於ては御大禮關係地に於ける所在不明の精神病者も同様調査の上取締を要するを以て、九月十五日各廳府縣知事に對し左記様式に依り調査方依頼したり。

昭和三年九月二十日現在

所在不明年月日	種別	精神病者の状態	本籍住所	氏名年齢	人相特徴

右に依り各廳府縣より夫々回答を得、尙縣下各警察署よりも回答を得たるを以て、所在不明者名簿を作製し、警衛に從事する巡查部長以上及刑事其他私服勤務員に配付すると共に、關係府縣にも通報せり。而して十一月に入りては、御警衛の關係上、受持員をして取締に從事せしむること不可能なるを以て、特に鐵道沿線及名古屋市内には、私服事務員六十六名を配置して、既發患者の取締に從事せしめ、九月二十六日未監置精神病者第二期取締結果報告方の件を各署長に命じ、尙其他の方面に對しては、十月三日各警察署長に左記通牒を發し、取締上指示する所ありたり。

禮警發一二號ノ内

昭和三年九月二十六日

愛知縣警察部長

縣下各警察署長宛

未監置精神病者第二期取締結果報告方ノ件

目下施行セラレツ、アル未監置精神病者第二期取締結果ハ左記ニヨリ十月五日迄ニ必着ノ見込ヲ以テ報告セラルベシ

記

一、九月末日現在未監置精神病者數

(九月中發見シタルモノ及所在不明ノモノヲ含ム)

二、九月末日現在所在不明者名

所在不明年月日	精神ノ状態	本籍住所氏名年齢	人相特徴
計			

三、九月中新發見病者數

四、九月中所在不明者發見數

五、御警衛上注意ヲ要スル病者名

(既ニ要視察人ニ編入シアルモノヲ除ク)

檢束又ハ假監置ノ要否	種別	本籍住所氏名年齢	人相特徴	扶養義務者	寫眞ノ有無
計					

六、取締ノ状況

七、取締上ニ對スル意見

第三解 警務部 第六章 保安係

禮發第一二號ノ内

昭和三年十月三日

各警察署長宛

未監置精神病者視察事務員ニ關スル件

愛知縣警察部長

本年七月三十一日附禮發第一二號ヲ以テ通達シ置キタル未監置精神病者取締計畫ニ關スル件中第三項視察事務員其署ニ於テハ配當人員無之ヲ以テ町村長消防組青年團在郷軍人等自警團休ニ對シ警察官不在中監視方依頼スルト同時ニ監視ノ義務者ニ對シ病者ヲ外出セシメザル様態篤諭示シ一面所在不明ノ節ハ即時届出ブルト同時ニ捜索シ場合ニヨリテハ消防組青年團等ヲ依頼シテ捜索スル様計畫尙殘留員ニ於テ之等ノ措置ヲ誤ラザル様今ヨリ訓練シ置カ

ルベシ。  
近時病院監置精神病者中逃走する者あり特に大禮期間中に斯くの如きことあらむか重大なる事態惹起を保し難く時節柄最も警戒を要するものあるを以て縣は各監置病院に對し十一月一日より御大禮期間中看守人を増置して終始監視せしめたり。又未監置精神病者に對しては十月二十三日各警察署長に對し左記通牒を發し尙交通機關等に依り他府縣より潜入する者に對しては高等警察係及刑事係と連絡を採り移動警察又は停車場警戒員を以て取締に従事せしめ以て精神病者取締に關し萬遺漏なきを期したり。

禮發第一二號ノ内

昭和三年十月二十三日

愛知縣警察部長

各警察署長宛

未監置精神病者取締ニ關スル件

未監置精神病者ノ取締ハ銳意勸行中ノコトナルカ御大禮ニ愈々旬餘ニ迫レルヲ以テ一層嚴密徹底ヲ期セサル可ラサルニヨリ曩キノ通達ノ外尙左ノ方法ニヨリ萬遺算ナキヲ期セラルヘシ

一、義務者ニ對スル警告ハ十月中ニ大體終了シタル筈ナルモ尙十一月一、二、三日及十一月廿廿一廿二日ノ中ニ於テ一層徹底セシムルコト

二、尾行又ハ檢束ヲ要スル病者ハ十一月五日及十一月廿五夕刻尾行又ハ檢束シ十一月七日及廿七日午後二時解放スルコト。

三、十一月八日ヨリ二十三日迄ハ専ラ全署員ヲ以テ患者ノ監視並ニ潜在者及所在不明者等ノ發見ニ努ムルコト。

四、當部ヨリ指名シタル視察事務員ハ十一月一日及廿日午前六時ヨリ開始シ十一月七日及廿七日午後二時ニ終ル。

五、視察員ノ指名ナキ署ニ於テハ豫テノ計畫通り消防組員青年團員等ト連絡シ遺算ナキヲ期スルコト。

六、十一月一日ヨリ六日迄及十一月二十五日ヨリ十二月十日迄東京方面ニ向ハムトスルモノ十一月七日ヨリ廿六日迄ノ間ニ於テ京都大阪方面ニ向ハムトスルモノ並ニ十一月十九日ヨリ廿三日迄ノ間ニ於テ三重奈良和歌山方面ニ向ハムトスルモノニ對シテハ阻止ノ方法ヲ講ジ場合ニヨリテハ檢束スルコト。

七、十一月一日ヨリ同月三十日迄ノ間ニ於ケル所在不明並ニ發見他府縣ヘノ移動等ハ電話報告ノコト。

八新ニ要注意病者ヲ發見シタルトキ其他要注意精神病者ニ關スル事項ハ總テ電話報告ノコト。  
九尾行檢束假監置等ヲナシタル場合ハ速ニ報告スルコト。

而して其の結果は左記の通にして、其の成績極めて良好なりき。

第一期取締新患者發見	一五二人	所在不明者中發見	四人
第二期取締新患者發見	一一四人	所在不明者中發見	八人
御警衛上要注意者	九人		
第三期取締新患者發見	六五人		
御警衛上要注意者	二七人		
精神病者總計	二、五一五人		

### 第五節 電氣瓦斯事業並銃砲火藥類危險物品取締

#### 第一款 電氣事業取締

電氣事業に對しては主として鐵道省東海道線を横斷し又は之に接近する電線路並に名古屋驛より御道筋に沿ふ配電線及電車線を檢査し、電氣保安上安全を期せる外關係發電所變電所を檢査し、尙名古屋離宮に供給の電燈設備は二重設備其他の方法により、御駐泊中は勿論御大典中は特に夜間電燈に事故なからしむることを期したり。又關係會社たる東邦電力株式會社其他に對し、豫め通牒し置き萬遺憾なき様警告したるところ、幸に會社に於ても誠心誠意奉仕したるを以て、電氣關係事故及夜間電燈に於ても停電等

の不時の事故を生ぜざりき。

尙皇族並に貴顯御宿泊所の電燈設備は、前後兩度に互り技術員を派し屋内電線の檢査をなさしめ左記名古屋市内發電所一ヶ所及變電所五ヶ所には警察官各二名宛を配置し、市内配電線の要所には消防員六名を配置し、鐵道沿線の送電線横斷近接の個所には、各關係會社の技術員を配置し以て萬一に備へたり。

左記

- 一、東築地火力發電所 (築地署)
- 一、兒玉變電所 (江川署)
- 一、南鍛冶屋町變電所 (新榮署)
- 一、山口町變電所 (鍋屋署)
- 一、岩塚町變電所 (笹島署)
- 一、枇杷島變電所 (西枇杷島署)

因に東邦電力株式會社に對する電氣工作物保全に關する通牒並に名古屋市電氣局及御沿道各電氣鐵道電燈會社に對する通牒左の如し。

禮發第二八號

昭和三年九月六日

愛知縣警察部長

東邦電力株式會社長宛

電氣工作物保全ニ關スル件

今秋京都市ニ於テ御大禮御舉行アラヤラレ 聖上陛下ニハ東海道線ニテ同市へ行幸遊バサレ名古屋市へモ御駐營ア  
第三篇 警務部 第六章 保安係 八二七



ラセラル、趣ニ付テハ貴社ニ於テモ電氣工作物保全ニ關シテハ平素充分御留意相成居候事ト思料候へ共此際特ニ左記ノ要項御注意ノ上萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

記

- 一、鐵道省東海道線横断又ハ接近ノ配電線及送電線竝ニ名古屋驛ヨリ名古屋離宮ニ至ル沿道ノ架空電線路ハ此際特ニ嚴密點檢シテ不備ノ箇所ハ改修ヲナス等安全ヲ期スルコト
- 二、名古屋離宮へ電氣供給ノ配電設備ハ停電其ノ他ノ事故ニ備フル爲メ電源ヲ異ニスルニ系統以上ノ配電線路ヲ架設シ相互間ニ切換ヘ配電シ得ル機設備スル等安全ヲ期スルコト
- 三、名古屋市内及附近ノ一般電氣工作物ヲ検査シ不備ノ箇所ハ之ヲ改修シ以テ漏電其ノ他ノ電氣的事故ヲ未然ニ防止スルコト

禮保發第二八號

昭和三年九月六日

愛知縣警察部長

各會社長(名古屋市電氣局長宛)

電氣工作物保全ニ關スル件

今秋京都市ニ於テ御大禮御舉行アラセラレ 聖下陛下ニハ東海道線ニテ同市へ行幸遊バサレ名古屋市へモ御駐蹕アラセラル、趣ニ付テハ貴社ニ於テモ電氣工作物保全ニ關シテハ平素充分御留意相成居候事ト思料候へ共此際特ニ左記ノ要項御注意ノ上萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

記

- 一、鐵道省東海道線横断又ハ接近ノ架空電線路ハ此際嚴密點檢シ不備ノ箇所ハ改修ヲ加ヘ安全ヲ期スルコト
- 二、名古屋驛ヨリ名古屋離宮ニ至ル沿道ニ於ケル架空電線路配電線、饋電線及電車線等ハ豫メ嚴密點檢シ不備ノ箇所

ハ改修ヲ加ヘ安全ヲ期スルコト

備考 一、名古屋鐵道愛知電鐵大同電力日本電力矢水力同時電燈三河鐵道碧海電鐵渥美電鐵稻澤電燈等ニ對スル通

牒事項

二、名古屋市電氣局ニ對スル通牒

### 第二款 瓦斯事業取締

瓦斯事業の取締に關しては七月より十月迄を第一期とし、十一月以後を第二期とし、主として左記各項に關する取締の適切を期したり。

- 一、各事業者に對しては隨時技術員を派遣して瓦斯製造工場其他に就き主として瓦斯發生裝置同精製裝置瓦斯溜導管等の瓦斯工作物其他の供給上の設備に關する監査を行はしめたり。
- 二、施設不完全のものに對しては事業者に手入又修理を命じ特に瓦斯供給管屋内管等に就ては瓦斯漏洩の有無に對する細密なる検査を行ひ其不完備のものに對しては直に相當施設の途に出でしめたり。
- 三、事業者をして一層瓦斯原料の充實及其製造上に關する準備の完璧を期せしめ以て瓦斯供給杜絶の憂なからしむると共に御駐蹕地なる東邦瓦斯株式會社に對しては特に瓦斯の供給並に危險防止其他瓦斯取扱上に關する最善の注意を拂はしめたり。
- 四、省線東海道鐵道沿線に於て地下横斷及陸橋を横斷する瓦斯導管には豫め瓦斯漏洩試験を行ひ完全を期し且特に名古屋市内に於ける御道筋及其附近に設置しある瓦斯高壓導管の地下整壓器の完全

を期し御通聲の節には特に共事業會社の優秀なる技術員を派遣せしめ警察官と連絡を取り嚴重看視をなさしめたり。

五、御駐紮當夜は距離の遠近を問はず各事業者をして其の瓦斯溜に對して不寢番を置き看視を嚴にせしめたり。

六、各皇族殿下及貴顯紳士御宿泊の御旅館等に供給する瓦斯の設備に關しては萬一の危険なからしむる爲關係事業者をして技術員を派遣監視を爲さしむるに同時に特に此等に對する各瓦斯導管設備に付ては縣技術員に於て豫め細密なる検査を実施せり。

七、其の他瓦斯事業者に對しては御典禮中些の事故なからしむる爲休日祭日夜間たるを問はず各當直宿直員を増置して嚴密警戒せしめたり。

八、以上の如く各般に涉りて周密なる注意取締を爲したる外常に縣係官に於て瓦斯熱量の検査及壓力の測定を行ふと共に各瓦斯製造所及其の他の箇所の巡視監査に従事し必要に應じ事業者に對して適切な督勵を加へ瓦斯の供給上又は災害豫防上に關する最善を期せしめたり。

### 第三款 銃砲火藥類取締

銃砲火藥類取締に就ては左の要領に依り之を執行せり。

#### 一、第一期取締

七月一日より八月卅一日迄を第一期取締期間とし、此間に於ては一齊取締其他の方法により銃砲火藥類販賣業者消費者製造者貯藏所銃砲火藥類の所持携帯者及其家族元雇人等並に之等物件の所持携帯の疑ある場所其他に對し取締を執行して從來行はれたる違法不正手段の絶滅を圖り取締上の注意等に對し詳細指示し萬遺漏なきを期したり。尙七月以後に於ては毎月一回以上必要なる場所に臨檢取締を爲すこと又銃砲火藥類を携帯せしめざることとし、尙又盜難豫防上必要なる場所なるときは巡查警邏區域に編入し、場合によりては警察官吏を配置警戒することとしたり。

#### 二、第二期取締

九月一日より十月十五日迄の期間に於ては、大体第一期に於けると同様の取締を爲したり。尙此期よりは火藥類貯藏所煙火製造工場に對して、毎週二回以上所有者をして巡視監守せしむることとしたり。

#### 三、第三期取締

十月十五日以後御大典終了迄を第三期取締期間とし、此期間に於ては火藥類の管内外に於ける輸送を任意中止せしめ、尙ほ火藥類貯藏所煙火製造所其他必要ある場所には所有者をして晝夜監視人を附し警戒せしめたる外、取締の補助として消防組青年團等を使用し、火藥庫及火藥類消費場等の警戒の任に當らしめ取締の完璧を期したり。又行幸啓當日は御沿道附近に於ける火藥商に對し、火藥類の販賣を自發的に休止せしめたる外、其他のものに對しては火藥類其他危險物の授受運搬消費携帯を禁じたり。本縣に於ては昭和三年七月九日、各警察署長宛取締方を左の如く通達せり。

保發第一五二號

昭和三年七月九日

愛知縣知事

縣下各警察署長宛

銃砲火藥類其ノ他危險物取締ノ件

天皇皇后兩陛下ニハ御大典ニ關スル諸儀式ヲ行ハセラル、爲メ來ル十一月上旬京都へ行幸啓被在爲ルル趣ニ付テハ御警衛上竝ニ公安保持上銃砲火藥類其ノ他ノ危險物ニ對スル取締ハ近時社會ノ狀勢ニ鑑ミ特ニ嚴正ニ執行シ之等ノ所在ヲ明カニスルト共ニ保安上必要アル場合ハ相當措置スルノ要アルヲ以テ七月一日ヨリ御大典終了迄三期ニ分チ左記要領ニ基キ周到ナル注意ノ下ニ嚴正ナル取締ヲ執行シ完璧ヲ期スヘシ

記

第一期取締執行

- 一、來ル八月二、三日ノ兩日ニ互リ銃砲火藥類販賣業者消費者製造者貯藏所銃砲火藥類ノ所持携帯者竝ニ之等ノ物件ノ所持携帯ノ疑アル者危險物品ノ製造所壓縮瓦斯ノ製造所販賣所貯藏所其ノ他必要アル場所ニ對シ別紙計畫表ニ基キ一齊取締ヲ執行スルコト
- 二、從來ノ例ニ徵スルニ調査ノ徹底セサルノ感アルヲ以テ調査ニ先キチダ部下ニ懇篤訓示シ遺憾ナキヲ期スルコト
- 三、取締ノ狀況ハ計畫表ニ指定スル期日迄ニ必ス到着スル様報告可成具體的ニスルコト
- 四、七月以後毎旬一回以上幹部ヲシテ(御大典終了迄)必要ナル場所ニ對シ臨檢セシメ取締ヲ執行スルコト

ト

- 五、銃砲火藥類其ノ他危險物ノ携帯者ハ御大典中絕對ニ携帯セシメサル様注意スルコト
- 六、狩獵免許者ハ行幸啓路附近ニ於テ絕對ニ發砲セシメサルコト
- 七、盜難豫防上必要ト認ムル場所ハ警邏區域ニ編入スルト共ニ必要ノ時期ヨリ所有者ハ勿論警察官吏ヲ配置シ警戒スルコト
- 八、八月以後毎月一回以上省線社線各驛ニ對シ發雷信號火工品ノ格納及保管出納ノ狀況ヲ調査スルコト

取締上注意スヘキ事項

(一)銃砲火藥類及危險物

(イ)火藥類販賣業者ニ對シテ

- 一、販賣業者中ニハ火藥庫ニ火藥類ヲ貯藏セル如ク假裝シテ事實ハ自宅或ハ納屋等ニ收藏シ居ルモノアリ之ハ違法ナル貯藏ニシテ管理其ノ他不行届ノ結果ハ盜難ニ罹リ或ハ變質シテ爆發誘因トナルヲ以テ充分注意スルコト
- 二、販賣業者ノ備フル帳簿記載ノ數量ト現在高數量ト符合セサルモノ往々アルヲ以テ臨檢ノ際ハ仔細ニ調査シ帳簿記載ノ正否出納ノ狀況等ニ留意シ現在高竝ニ其ノ行衛ヲ明カニスルコトニ努ムルコト

ト

- 三、同業者間ノ取引ニハ行政官廳ノ許可ヲ要セサルヲ以テ同業者ニ讓渡シタル如ク裝ヒ事實ハ他人ニ讓渡シ或ハ違法ニ貯藏シ居ル者アルヲ以テ關係各方面ト連絡ヲ採リ調査スルコト

四、銃砲火藥類取締法施行規則第二十一條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受ケス火藥類ヲ讓受ケ得ル者ニ對シ同則第十七條及第十八條ノ數量以上ヲ一時ニ讓渡シ帳簿ニハ數回ニ讓渡シタル如ク裝ヒ居ルモノ或ハ同法施行細則第二十二條ノ規定ニ依ル讓受證書ノ交付ヲ受ケス讓渡シ居ルモノアリ關係各署ト連絡ヲ採リ違法授受ノ防止ニ注意スルコト

五、曾テ販賣業者ノ使用人タリシ者解雇セラレタル後他ノ營業者ニ對シ尙ホ舊主人ノ使用人ナルカノ如ク裝ヒ銃砲火藥類ヲ讓受ケ之ヲ不正ニ使用シ或ハ仲介ヲナシ居ルモノアリ其ノ行動竝ニ平素交際スル人物等ニ注意シ遺憾ナキヲ期スルコト

六、販賣業者ノ家族中ニハ危險思想ヲ抱持スル者或ハ過激ナル言動アル者又ハ平素ノ行動ニ對シ警察取締上注意ヲ要スヘキモノアルヤモ難計ヲ以テ注意スルコト

(ロ)消費場ニ對シテ

一、火藥類ノ假貯藏所中ニハ工事ノ進捗ニ伴ヒ消費現場ト遠隔セル爲メ其ノ出納不便ナルヲ理由トシテ消費現場附近ノ工夫部屋物置等ニ貯藏シ規定ノ貯藏所ヲ使用シ居ラサルモノアリ注意スルコト

二、多量火藥類ヲ消費スルモノニシテ火藥商トノ距離近接セルヲ理由トシテ火藥商ヨリ所要火藥類ハ必要ニ應ジ讓受クル形式ヲトレル者ノ中ニハ其ノ手續ノ煩瑣ナルト工事其他ノ關係上實行困難ナルヲ以テ帳簿上ハ事實ヲ裝ヒ裏面ニ於テ巧ニ運送貯藏等ノ違反ヲナスモノアリ注意スルコト

三、多量火藥類ノ消費場ニ於テハ火藥類ノ取扱ハ取扱免狀ノ所持者之ニ任シ又爆破ニ付テハ專務ノ係員ヲ置キ之ニ當ラシムヘキニ不拘經費其他ノ關係上表面上ハ之ヲ實行スル如ク裝ヒ事實ハ之ヲ實行シ居ラサル爲メ取扱其ノ當ヲ失シ爆發其ノ他ノ災害ヲ惹起スルコトアルヲ以テ注意スルコト

四、消費現場ニ於ケル監督不行届ナル爲メ消費シタル如ク裝ヒ事實ハ消費セス或ハ爆發殘火藥ヲ不正ニ領得シ秘ニ持テ返リ納屋其ノ他ノ場所ニ之ヲ貯藏シ漁獲ノ用ニ供シ或ハ之ヲ密賣セントスル者アリ注意スルコト

五、警察官署ノ許可ヲ受ケ火藥類ヲ讓受ケ消費スル者又ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケス火藥類ヲ讓受消費スルモノノ中ニハ火藥類ヲ他人ニ讓渡シ或ハ不正ニ貯藏使用シ或ハ銃砲火藥類取締法施行細則第三十條ノ規定ニ依ル收支ヲ明カニシ居ラサルモノアリ注意スルコト

六、休廢業中ノ鑛山、工場或ハ工事終了シタル者又ハ銃砲火藥類取締法施行規則第二十一條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ要セス火藥類ヲ讓受ケタル者ノ中ニハ其ノ消費殘火藥ヲ貯藏シ居ルモノアリ正當ナル手續ヲ履行セシメ讓渡シ又ハ必要ナル處分ヲナシムルカ又同法施行細則第二十七條ノ規定ノ容器ニ收納セシメ可成一定ノ場所ニ蒐集シ貯藏セシムルコト

(ハ)狩獵及威銃其ノ他ニ對シテ

一、鳥獸捕獲許可者威銃許可者狩獵者煙火打揚火藥消費者運動會又ハ競技會等ノ司會者屠殺業者其ノ他一時ノ工事ニ依リ火藥類ヲ消費シタルモノハ殘火藥類ノ調査ヲナシ讓渡シ又ハ廢棄等適當ナル處置ヲ構スルコト

(ニ)貯藏所ニ對シテ

一、火藥庫倉庫假貯藏所銃砲火藥類取締法施行規則第二十七條第二項ノ場所ニ對シ床下、屋根裏、側壁等ヨリ土砂ノ剝落飛散ノ有無閉扉扉錠前等ノ不完ヲ詳細ニ調査シ盜難其ノ他ノ事故ヲ充分防止シ得ルヤ否ヲ調査シ若シ不充分ト認ムルトキハ應急處置ヲ命スルコト

- 二貯藏方法其ノ他ハ銃砲火藥類取締法施行細則第二十七條乃至第二十九條ニ違反シ居ラサルヤ否ヤニ注意スルコト
- 三現ニ貯藏セル爆藥及今後輸送シ來ル爆藥ニ對シテハ既ニ挿入セル試験紙ノ變色ノ有無其ノ他ヲ調査シ銃砲火藥類取締法施行細則第四十二條ノ規定ニ依リ處置スルコト
- 四火藥類ノ讓受渡明細簿消費明細簿其ノ他ノ關係帳簿トノ現在高ヲ對照シ其ノ出納ヲ徹底的ニ調査シ現在數量並ニ其ノ行衛ヲ明カニスルコト
- 五變敗セル火藥類ハ他ノ火藥類ノ爆發ヲ誘起スル感アルニ不拘同室内ニ貯藏セル者アリ殊ニ裁判所警察署等ヨリ刑事事件ノ證據品トシテ貯藏ヲ委託サレタルモノ多キヲ以テ之等ハ特ニ注意スル事
- 六貯藏所内ニ於テ荷造荷解ヲナシ或ハ火藥類ニ非ラザル他ノ物件ヲ格納シ其ノ他火藥類ノ粉末塵芥等散亂セルモノアリ注意スルコト
- (ホ)銃砲製造者販賣者煙火製造者ニ對シテ
  - 一銃砲修繕業者ニシテ古銃又ハ廢銃ヲ改造又ハ修繕ヲナシ銃砲販賣業者ノ如ク裝ヒ一般小賣ヲナスモノアリ注意スルコト
  - 二銃砲販賣業者中ニハ一時ニ多數ノ拳銃ヲ輸入シ同業者間ニ於テ取引シタル如ク帳簿ノミ同業者多數ノ姓名ヲ記載シ密輸出ヲナスモノアリ各關係者ト連絡ヲ採リ遺憾ナキヲ期スルコト
  - 三軍用銃砲所持者中ニハ無届ニテ之ヲ讓渡或ハ改造修繕等ヲナシ居ル者アリ帳簿ト現在數ヲ對照シ調査スルコト
  - 四非軍用銃砲ノ授受ニ付テハ何等ノ取締規定ナキヲ以テ之ガ所持者中ニハ危險思想ノ抱持者或ハ過激ナル言動アル者ニ對シ讓渡シ居ルモノアリ之カ所持者ニシテ公安ヲ害スルト認メタル場合ハ假領置ヲナスコト
- 五煙火製造者ニシテ工場ノ遠隔セル關係上居宅ニ於テ密造スルモノアルヤモ難計ニ付キ注意スルコト
- 六製造者ノ備フル帳簿記載ノ數量ト現在高數量ト符合セサルモノ往々アルヲ以テ臨檢ノ際ハ仔細ニ調査シ帳簿記載ノ正否出納狀況等ニ留意シ現在高竝ニ其ノ行衛ヲ明カニスルコト
- 七煙火原料用火藥ト爆藥トハ各々指定セル貯藏所ニ各別ニ貯藏スヘキニ不拘同一箇所ニ混同貯藏スルモノアリ注意スルコト
- 八半成品貯藏ニ付テモ其ノ使用原料ノ區分ニ依リ夫々各別ニ貯藏セシメ完成品ト混同貯藏セシメサルコト
- 九煙火原料用火藥爆藥半成品完成品ノ貯藏所ニハ規定ノ備付帳簿アルヲ以テ常ニ現在品ト對照シ出納ノ正否製造狀況等ニ留意シ現在高等ヲ明カニシ置クコト
- 一〇煙火工場ニハ常ニ土砂剝脱又ハ飛散等ニ注意シ火藥類ニ土砂類ノ混入ハ爆發ノ原因トナルヲ以テ注意スルコト
- 一一製造所貯藏所等ノ破損箇所ヲ調査シ盜難ニ罹ラサル様常ニ注意スルコト
- (ハ)仕込刀劍及其ノ他ノ變裝武器ニ對シテ
  - 一拳銃短銃仕込刀劍其ノ他ノ所持者又ハ販賣業者ノ所在ヲ明カニシ現品ヲ調査シ遺失紛失又ハ盜難等ノ虞ナカラシムルコト

二、販賣者ニハ常ニ鎖鑰ヲ施シタル場所ニ格納セシメ盜難紛失等ナカラシムルコト  
 三、販賣者ニハ備付帳簿アルヲ以テ常ニ現品ト對照シ其ノ出納ノ正否授受先或ハ許可證ノ有無行衛等ニ注意スルコト

(ト)藥種商ニ對シテ

一、大正十五年發布愛知縣令第一四五號ニヨリ貯藏出納運搬賣買ノ狀況及其ノ行衛ヲ調査スルコト  
 二、取締ニ際シテハ規則第十九條乃至第二十七條ノ規定ヲ遵守シ居ルヤ否ヤニ付注意スルコト

(チ)拳銃其ノ他ニ對シテ

一、拳銃短銃仕込刀劍其ノ他變裝戎器並ニ短刀匕首其ノ他之ニ類似ノ戎器ハ未ダ無許可ニテ所持携帯シ種々ナル犯行ヲ敢行スル者多シ殊ニ土木請負業者或ハ以前新業ニ従事シ居タル者戰役ニ出征シタル軍人又ハ軍人遺族(正規ノ軍裝者ヲ舍マス賭博常習者人夫周旋業者仲仕船舶乘組員其ノ他俗ニ顔役ト稱スル者等)ニ所持携帯スル者多シ注意スルコト

二、正當所持者ニシテ之ヲ他人ニ讓渡シ或ハ貸與シ居ル者又ハ正當所持者死亡シタルヲ以テ其ノ家族ニシテ之カ處置ニ困リ窃カニ隱匿シ居ル者等アリ取締ノ際ハ現品ト照合セルコト

三、拳銃短銃其ノ他ノ所持携帯者ノ中ニハ許可後思想傾向ノ過激ニナレルモノアリ又其ノ家族中ニハ危險思想ヲ抱持スル者其ノ他平素ノ行動ニ關シ警察取締上注意ヲ要スル者アルヤモ難計ヲ以テ注意スルコト

四、常ニ警察官吏ノ注意ヲ受クル職業ヲナスモノ、中ニハ拳銃其他ノ如キ物件ヲ自宅ニ貯藏セス之ヲ親族又ハ懸念ナル者ニ保管ヲ委托シ居ル者アリ注意スルコト

五、成年者ニシテ拳銃短銃其ノ他ノ變裝戎器ヲ所持スルモノ、中ニ公安ヲ害スル虞レアリト認ムルモノアルトキハ法規ニ基キ假領證ヲナスコト

六、一人ニテ拳銃短銃數挺ヲ所持シ居ル者アリ必要以外ハ正當ナル手續ヲ履行セシメ讓渡ノ處分ヲナサシムルコト

七、無免許所持者携帯者中ニハ往々銃砲商又ハ製造者ニ之カ修繕ヲ依頼スル者アルヲ以テ注意スルコト

(リ)壓縮瓦斯及液化瓦斯ニ付テ

一、壓縮瓦斯及液化瓦斯ノ製造者中ニハ同法施行令第十三條ノ規定ヲ遵守セス瓦斯類ヲ壓縮又ハ液化シ或ハ規定以外ノ容器ニ充填シ又ハ充填後正規ノ手續ヲ履行シ居ラサルモノアリ注意スルコト

二、壓縮瓦斯及液化瓦斯ノ運搬貯藏及消費ニ關シテハ同法施行令第二十四條ノ規定アルニ不拘遵守セサル者多シ取締上注意スルコト

(ヌ)アセチリン瓦斯發生所ニ付テ

一、アセチリン瓦斯ノ發生機ニ設備セル安全機ト稱スルモノ、中ニハ事實ハ安全機ニアラズシテ瓦斯ノ淨槽設備ナルヲ以テ注意スルコト

二、アセチリン瓦斯ノ發生機ヲ公道ニ面シ自宅又ハ工場ノ軒下ニ設置シ或ハ瓦斯ノ壓力ヲ昇騰セシムルカ爲メ濫リニ高壓力ヲ加ヘ居ルモノアリ此ノ際適當ナル位置ニ移轉セシムルト共ニ壓力ヲ増加スルコトハ危險ニ付注意スルコト

第二期取締執行

一 第一期ニ實施シタル方法ニ準シ第二期取締計畫表ニ基キ一齊取締ヲ執行スルコト  
 二 火藥類貯藏所煙火製造工場ニ對シ毎週二回以上所有者ヲシテ巡邏監視セシムルコト

第三期取締執行

一 第一二期ニ實施シタル方法ニ依リ第三期取締計畫表ニ基キ一齊取締ヲ執行スルコト  
 二 十月十五日以後御大典終了迄火藥類貯藏所煙火製造所其他必要アル場所ニ所有者ヲシテ晝夜監視人ヲ附シ警戒セシムルコト  
 三 行幸啓當日及御鳳輦御通過前後兩日ニ互リ其ノ附近ニ於テ火藥類及危險物ノ授受運搬消費攜帶等ヲ禁止スルコト  
 四 行幸啓當日及御鳳輦御通過前後兩日ハ一般銃砲火藥類ノ販賣ヲ禁止スルコト  
 五 管外へ輸送スルモノ又ハ管外ヨリ輸送シ來ル火藥類ノ運搬ニ付テハ十月十五日以後之ヲ許可セサルニ付豫メ關係者ニ注意シ置クコト

參考事項

一 火藥類製造所煙火製造ヲ含ム同貯藏所ニハ警邏表ハ既ニ設備シアル管ナルモ若シ新設ノ場所ニシテ未ダ之ガ設備ナキモノニ對シテハ至急之ヲ設ケ警邏ノ確實ヲ期スルコト  
 更に同年九月十七日鐵砲火藥類ノ製造者竝容疑者其他調査に關する件を同十九日拳銃短銃仕込刀劍其他變裝戎器等攜帶又は所持者調査方の件を更に十月二十四日爲念銃砲火藥類其他危險物取締に關する件を夫々各警察署長に傳達せり(通牒一部省略)

禮保發第一三二號

昭和三年十月二十四日

愛知縣警務部長

縣下各警察署長宛

銃砲火藥類其ノ他危險物取締ニ關スル件

首題ノ件ニ關シテハ本年七月九日付保發第一五二號及本月十一日付禮警發第九二號通達ニ基キ夫々嚴重ナル取締ヲ執行シ其ノ狀況委細報告相成居リ候處遺散部員ヲ派シ調査セシムルニ壓縮酸素瓦斯ヲ日光ノ直射ヲ受クル店舗或ハ工場内ノ危害發生ノ虞アル場所ニ放置スルモノ或ハ危險物品ヲ許可ヲ受ケタル場所ニ貯藏セシムルモノ或ハ危險物品ヲ許可ヲ受ケタル場所ニ貯藏セシムルモノ或ハ危險物品ヲ許可ヲ受ケタル場所ニ貯藏セシムルモノニ由因スルニアラザルヤト思料セラル、ニ付テハ此ノ際一層部下ヲ督勵シ周到ナル注意ノ許ニ細密ナル取締ヲ執行セシメ取締ノ完璧ヲ期セラルヘシ

尙狩獵免許者に對しては大禮期間中關係他府縣へ出獵を差控へしめ、御沿道附近に於ける狩獵を自發的に見合はせしむ可く、左の如き通牒を各署長宛に發せり。

禮警發第八八號

愛知縣警察部長

昭和三年十月十日

縣下各警察署長宛

狩獵免許者其ノ他銃器ヲ取扱フ者ニ對シ注意警告方ノ件

御大典當時竝ニ兩陛下木縣下通御中災害事故發生候テハ洵ニ恐懼ニ堪ヘサル儀ニ付危險性アル物品ヲ取扱フ狩獵免許者其ノ他ノ者ニ對シ左記各項ニ關シ周到ナル注意ヲ拂ヒ苟モ事故ヲ惹起シ靜謐ヲ亂ルカ如キコトナキ様篤ト注意スヘシ

記

第三篇 警務部 第六章 保安係

狩獵成銃及有害鳥獸驅除免許者心得

- 一、兩陛下本縣下通御中ハ出獵ヲ遠慮スルコト
- 一、御大典關係各府縣下ニハ出獵ヲ遠慮スルコト
- 一、銃器ハ小兒等ノ弄フヘキ場所ニ放置セサルコト
- 一、銃器ハ出獵其ノ他正當ノ事由アル場合ノ外絕對ニ搬出セサルコト
- 一、銃器使用中ハ常ニ身心共ニ緊張味ヲ保持シ苟モ遊戯的ニ銃器ヲ擬スルカ如キコトナキコト
- 一、銃器ヲ手ニシ居ルトキハ少憩時ト雖モ必ス彈藥裝填ノ有無ヲ檢シ裝填シアル場合ハ之ヲ取り除キ安全ノ場所ニ置クコト
- 一、山野ニ在リテモ發砲ノ要ナキトキハ必ス安全裝置ヲナシ置クコト
- 一、銃器ハ絕對ニ他人ニ所持セシメ又ハ貸與セサルコト
- 一、公道、公園社寺境内墓地禁獵區其ノ他銃獵禁止ノ區域ニテハ絕對ニ銃獵ヲ爲サ、ルコト
- 一、日出前日没後或ハ市街地其ノ他人家稠密ノ場所若ハ衆人群集ノ場所ニ於テ絕對ニ發砲セサルコト
- 一、銃丸ノ達スヘキ虞アル人畜建物汽車電車若ハ艦船ニ向ツテ絕對ニ發砲セサルコト
- 一、出獵ノ際互ニ出會シタルトキハ各自ノ免狀ヲ互ニ提示スルコトヲ勵行スルコト
- 一、威銃ニ際シテハ銃丸若ハ之ニ代ルヘキ物ヲ裝填シテ發砲スルカ如キハ危險甚シキニ依リ絕對ニカ、ル行爲ニ出テサルコト
- 一、有害鳥獸驅除ニ從事中ハ其ノ目的物ヲ識別シ確認ノ後發砲スルコト
- 一、火氣アル場所若ハ其ノ附近ニ於テ實包又ハ空包ヲ製造シ又ハ喫煙ノ儘之ヲ爲サ、ルコト

一、火藥雷管等ハ絕對安全ナル場所ニ保管スルコト

一、据銃ノ裝置シアルヲ發見シタルトキ又ハ爆發物物ニカミワリ又ハパン(劇藥毒藥等)ノ裝置シアルヲ發見シタルトキハ直チニ最寄りノ警察官吏ニ届出ヅルコト(以上)

四、取締成績

取締の任に當る警察官吏は砲火藥類其の他の危險物に關する知識に乏しく、從て之が取締は從來盲目的に流れ充分徹底せざる嫌ありたるを以て取締に先ち警察官吏の爲めに縣下三ヶ所に於て講習會を開催し知識の啓發を計るゝ共に、一方取締に關しては詳細なる具體的方策を指示し周到細密なる注意の下に嚴重なる取締を執行し遺憾なきを期したり。其の結果は

1、拳銃類 拳銃類の増加一六六挺拳銃類の紛失發見二挺拳銃類の假領置二挺拳銃類の任意廢棄二八挺拳銃類の著しく増加したるは嚴重取締の結果不正所持七十二挺の發見其の他は第三師團の山東出征應召軍人にして應召解除者中に屬す、又任意廢棄は凡て官憲立會の上執行したり。

2、仕込刀劍 仕込刀劍の増加三  
仕込刀劍の増加は取締勵行の結果不正所持一挺其の他は正當所持二挺發見したるによる。

3、軍用銃 軍用銃増加六八九挺  
嚴重取締の結果調査漏れを發見したるに依る。

4、拳銃用實包 拳銃用實包増加一九八一個 拳銃用實包廢棄一九六個

5、其の他 非軍用銃短刀匕首及日本刀増八六八  
著しく増加したるは狩獵期に入りたるを以て獵銃を購入したると、取締を勵行したる結果新に所持



6. 拳銃類の無免許授受一件火薬類の無免許授受一件及危険物品取締規則違反十七件を見出す。

### 第四款 危険物品取締

壓縮瓦斯及液化瓦斯の製造所消費所及販賣所並危険物品貯蔵所に付ては、七月上旬より縣下各警察署に對し詳細なる取締の具體的計畫を指示し、嚴重なる取締を執行し萬全を保し來れるか尙ほ九月上旬よりは御通路の左右兩側各十八町以内の所に所在するものに對し、係員を派し嚴重なる取締を執行し來れり。尙ほ御通車及御駐泊中は左記各項により保安上遺憾なきを期したり。

- 一、御通御路の沿線に在る壓縮瓦斯及液化瓦斯の製造所三ヶ所及沿線の左右各十八町以内に所在する消費所及販賣所並危険物品の貯蔵所及販賣所は御駐泊當日任意作業を中止せしむ
- 二、御通車當日御通路の兩側各十八町以内の場所に於ける運搬其の他の作業を中止せしむ
- 三、縣内及縣外より需供する危険物品の運搬に付ては豫め需給者間に於て打合の上御通車當日絶対に御通御路の沿線各地に着荷せざる様措置す
- 四、御通御路及御駐泊所の附近に在る揮發油類の貯蔵所に對しては御大典期間中不寢番を附せしむ

### 第五款 其他

平素工場の保全につき甚大の注意を拂ひ居れる工場課に於ては、御駐車中一層其萬全を期す可く、左の如き注意事項を印刷し各工場に配布して注意を喚起せり。尤も右事項は保安係に屬せざるも災害豫防に關聯するを以て特に左に録する事とせり。

#### 御大典ニ際シ工場ニ於ケル注意事項

昭和十三年十一月

愛知縣工場課長 上 原 登 良

御大典ノ御儀ハ畏クモ 陛下御一代ノ御盛儀ニシテ國民ノ齊シク奉祝スル處ナルガ殊ニ當市ハ辱クモ二回ニ涉リ御駐車ノ光榮ニ浴スルヲ以テ此期間中各種災害事故ノ發生ハ洵ニ恐懼ニ堪ヘサル次第ニ付市民ハ舉テ警戒中ノ折柄不幸本月七日午後十時三十分頃市内東區武平町三丁目某染色工場ヨリ發火シ同工場ヲ燒失スルト共ニ隣家二戸ニ延燒シタルハ洵ニ遺憾トスル處ナリ  
御即位ノ儀禮其大半ハ既ニ終了シタリト雖モ尙幾多重要ナル典儀ノ存スルアリ殊ニ來ル廿六日廿七日當市ハ再ヒ御駐車ノ光榮ニ浴スルヲ以テ當日ハ一層警戒ヲ嚴ニシ専ラ災害ノ發生ナカランコトニ努メ就中火災及爆發ノ如キ一般ノ靜穩ヲ害スルカ如キ事故ハ絕對ニ之ヲ防止スヘク特ニ安全係火元見廻番等ヲ活動セシメラルヘク尙右實施ニ就テハ左記注意事項ノ大要ヲ參考ニ供セラレ度シ

#### 一、工場火災ニ關スル注意事項

- 1 工場内ニハ防火ノ設備ヲ充分ナラシムルコト既ニ備付ノ消火器ポンプ盛砂用水槽其他消火防火ノ器具ニ就テハ特ニ嚴密ナル検査ヲ爲シ完全且有効ナラシメ置クコト
- 2 灰焚殺其他殘火ノ跡始末ヲ完全ニスルコト
- 3 火爐乾燥裝置ニ付テハ耐火設備ヲ完全ニシ特ニ之等ノ近傍ニハ發火引火若クハ燃燒シ易キ物質ヲ

置カサルコト

- 4 煙突、煙道等ノ掃除及龜裂ノ手入ヲ完全ニスルコト
- 5 機械ノ摩擦ニ因ル發火ニ注意スルコト殊ニ製綿工場ノ廻切機ハ此ノ危險大ナルヲ以テ特ニ注意シ且該機ノ近傍ニハ原料製品等燃焼シ易キ物質ヲ堆積シ置カサルコト
- 6 揮發油其他引火性料品ヲ取扱フ工場ニ於テハ危險ナル作業方法ヲ嚴重ニ監督取締リ又製材工場ノ如ク燃焼シ易キ物質ヲ多量ニ取扱フ工場ハ特ニ注意スルコト
- 7 喫煙所、焚火所ハ一定シ周圍ハ防火設備ヲ完全ニスルコト

二、爆發又ハ破裂ニ關スル注意事項

- 1 爆發性料品及内壓力ヲ有スル容器ノ取扱ニハ特ニ慎重ナル注意ヲ爲スコト
- 2 酸素及アセチリン瓦斯焊接作業ヲ爲ス工場ハ特ニ左ノ點ニ注意スルコト
  - イ、安全器ヲ有効ニ使用スルコト
  - ロ、無經驗者ニハ取扱ハシメサルコト
  - ハ、瓦斯發生器ノ掃除ノ際ハ摩擦ニ因リ熱ヲ生セサル様注意スルコト
  - ニ、吹管ノ點火ハ火繩、線香、布片等ヲ以テシ火焰ノ立ツモノヲ用ヒサルコト
  - ホ、瓦斯溜ノ近傍ハ特ニ火氣ヲ嚴禁スルコト
  - ヘ、壓力アル酸素瓶ノ附近ニハ之レニ打擊ヲ與フルガ如キ物體ヲ置カサル様又之ヲ立掛ケアル場合ハ轉倒セサル様確實ナル方法ヲ講スルコト
- 3 壓縮空氣ヲ取扱フ工場ニ於テハ特ニ左ニ注意スルコト

イ、壓氣槽ニ外力ヲ及ホス虞アル物體アレハ之レヲ撤去シ又ハ防止ノ設備ヲナスコト

ロ、壓氣槽内ニ油脂漏入ノ虞レアル場合ハ「ドレイン、コック」等ニ依リ之カ排除ニ力メ化學作用ニ因ル

爆發危險ヲ防止スルコト

ハ、壓氣槽内ノ壓力カ常用壓力ヲ超過セサル様注意スルコト

ニ、安全瓣ヲ有効ナル状態ニ維持スルコト

- 4 勢輪ノ附屬セル機械ヲ使用スル工場ニ於テハ左ノ點ニ注意スルコト

イ、勢輪ハ過度ノ廻轉ヲ爲サ、ル様注意スルコト

ロ、作業上荷重ニ激シキ變動アルモノナルトキハ無理ナル作業ヲ爲サ、ル様注意スルコト

ハ、勢輪ニ外力ノ加ハラザル様注意スルコト

ニ、勢輪ニ龜裂等ヲ生シ居ラサルヤ、モシコレヲ發見シタルトキハ使用セサルコト

三、汽罐ニ關スル注意事項

- 1 通氣ニ先チ蒸氣管ノ「ドレイン」ヲ排除スルコト
- 2 止瓣ハ徐々ニ開キ不必要ナル箇所ハ遮斷シ置クコト
- 3 汽罐ノ水位ニハ常ニ注意シ一定ノ水高ヲ保ツコト
- 4 水準計ノ硝子管ニハ金網又ハ適當ナル被覆ヲ設クルコト
- 5 水準計硝子管ハ清潔ニナシ時々「コック」ヲ吹カシ異狀ナキヲ確ムルコト
- 6 常ニ壓力計ニ注意シ規定以上ニ上昇セシメヌコト

- 7 安全瓣ハ機能完全ニ加重締メ過等ノコトナキコト
- 8 火層ハ平カニ適當ノ厚サヲ保テ濫ニ攪亂セメコト
- 9 焚口戸ノ開閉ハ迅速ニ石炭ハ薄ク火床全面平等ニ行キ互ル様ニ焚クコト
- 10 二個以上焚口ヲ有スルモノハ交互ニ投炭スルコト
- 11 一回ニ投炭杯數ヲ減シ投炭回數ヲ増スコト
- 12 煙道ノ「ダンバー」ハ燃燒ノ變化火層ノ狀況ニヨリ始終適度ニ加減スルコト
- 13 煉瓦積ノ龜裂ヲ塞キ冷氣ノ侵入ヲ防クコト
- 14 「ドレーン」ノ回收排熱ノ利用ニ努メルコト
- 5 汽罐蒸氣管ハ必ス包ミ熱ノ放散ヲ防クコト
- 16 汽罐蒸氣管ノ漏洩ハ極力防止スルコト
- 17 毎日「ブロー」ヲ勵行シ月ニ一度ハ罐水全部ノ入レ換ヘテ行フコト
- 13 煙突煙路傳熱面ノ掃除手入ヲ怠ラヌコト
- 19 灰爐ハ適當ノ場所ニ運ヒ水ヲカケ消火シ置クコト
- 20 汽罐ノ附近其他引火シ易キ箇所ニ可燃物ヲ置カヌコト
- 21 汽罐室ハ常ニ掃除整頓スルコト
- 22 埋火後ハ煙路「ダンバー」「アスピット」「ドアー」汽罐室出入口等ヲ密閉シ冷氣ノ侵入ヲ防クコト
- 23 汽罐室ハ採光ヲ充分ニスルコト
- 24 汽罐ニ故障ヲ生シタルトキハ直ニ届ケ出テ、當廳ノ指示ヲ受ケルコト

25 汽罐取扱者ハ馴レタル者ヲ選ブコト

### 第六節 御肖像並菊御紋章類似品其他取締

御大典に際しては御肖像菊御紋章類似品及皇室に關する文字濫用等の違反事故特に多かるべきを以て菊御紋章類似品及皇室に關する文字濫用取締に關しては七月二十三日御肖像取締に關しては九月二十四日何れも各警察署長に對し左記通達を爲したり。

保發第一五九號

昭和三年七月廿三日

各警察署長宛

警察部 長

菊御紋章類似品取締ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ相當注意中ノコトトハ信ズルモ近來縣下ニ於ケル製品ノ商標裝飾圖案等ニシテ往々之ニ背クモノアリ甚シキハ他府縣ノ通報ニ依リ始メテ措置シタルガ如キ事例スラアリテ取締上遺憾ノ點尠カラズ殊ニ今秋ノ御大典ニ際シテ種ノモノ多數製造セラルベク豫想セラル、ニ付此ノ際嚴重取締ヲ爲シ結果八月三十日迄ニ報告セラルベシ近來屢次他府縣ヨリ縣下製品ノ違反通報アリ縣警察ノ威信ニ關スルニ付此ノ際一齊取締ノ要アリト思料ス

保發第一六〇號

昭和三年七月廿三日

各警察署長宛

警察部 長

皇室ニ關スル文字濫用取締ノ件

第三篇 警務部 第六章 保安係

本件ニ關シテハ屢次通達シ置キタル處ナルモ最近縣下ニ於テ數年來無許可ノ儘宮内省御用達ノ文字ヲ商標ニ使用シ居リタル者ヲ發見セルガ如キ事例アリテ取締ノ徹底ヲ缺クノ憾ナシトセズ中ニハ實際御買上者ハ納品等ノ緣由有ルモノアルベキモ是等ノ者ト雖モ恣ニ如斯文字ヲ使用スベカラザルハ言テ俟タス就テハ此ノ際其ノ署部内ニ於ケル商標廣告看板等ニ標記ノ文字ヲ使用シ居ルモノ有無調査ノ上來ル八月三十日迄ニ必ズ報告セラルベシ

保發第二二一號

昭和三年九月廿四日

愛知縣警察部長

縣下各警察署長宛

御肖像取締ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ明治三十一年十二月内務大臣行政警察例規集一七八頁天正九年二月本縣知事縣警察類典八〇五ノ二頁ヨリ夫々委曲諭告ノ次第モアリ爾後屢次指示シ置キタル處ニシテ平素取締ニ努力中ノコトトハ信ズルモ今秋行ハセラルル御即位ノ大典並秩父宮殿下御慶事ヲ奉祝スル爲陳列窓其ノ他ニ奉掲スルモノ多ク中ニハ往々其ノ取扱粗略ニ流レ不敬ニ涉ルモノアルヤノ聞アリ此ノ際一齊取締ノ上違反者ニ對シテハ將來如斯所爲ナカラシムル機懇篤諭示スル等取締ノ十全ヲ期セラルベシ

各警察署は石通達を體し取締に從事したる處、御肖像取扱に關し七件御紋章類似品四五件皇室に關する文字濫用四一件を發見し、夫々懇篤諭示の上任意變改せしめ、爾後巡察を周密にし取締に努めたる結果、斯種違反行爲を防止することを得たり。其の後十一月十四日附警保局京圖發甲第一號を以て警保局長より御肖像取扱方に關し通牒ありたるに付、更に通牒を發して取締の完璧を期したり。

### 第七節 諸營業の取締

大禮に關し名古屋市に於て二回に互り 兩陛下御駐蹕の御事あり、又名古屋市博覽會も開會せらるるを以て各地より奉拜並觀覽の爲來名する者相當多數に上るべきは容易に豫想し得らるる所なり。之等の人々をして火災、盜難衛生上の事故を防止し不安なく宿泊せしめ、又御駐蹕中火災等靜謐を害する事故ありては寔に恐懼に堪へざる次第なるを以て、九月二十二日名古屋市各警察署長に對し宿屋營業取締に關し通達したり。尙料理屋待合茶屋飲食店湯屋劇場諸藝場の取締に關しても、十月十八日名古屋市各警察署長宛通達を發し之が徹底を期したり。左記各營業者に對する注意事項は何れも市内各營業者に配布したるものにして、警察署長に指示したる取締事項と大同小異なり。

#### 料理屋待合茶屋飲食店營業者注意事項

御大典に際しては特に左の事項に注意せられたし

- 一、客に對しては親切を旨とし不當の代金を食らぬこと
- 二、客の注文せぬものを出さぬこと
- 三、客をして夜間十二時後は喧騒させぬこと
- 四、火氣を取扱ふ場所は特に注意すること
- 五、客の中急劇の疾病に罹り又は舉動不審の者あるときは速に警察官に届出ること

#### 宿屋營業者注意事項

御大典に際し特に左記事項に注意せられたし

第三篇 警務部 第六章 保安係

- 一、煙突竈火消盡其他火氣を取扱ふ場所は度々掃除し火の始末に特に注意すること
- 二、戸締を嚴重にし盜難に罹らぬ様にする
- 三、宿泊人の所持品にして貴重金品は勿論其他客の希望するものは帳場にて責任を以て保管すること
- 四、濫りに客引を出し又は理由なく宿泊を拒絶せざる
- 五、承諾なきものを混宿せしめざる
- 六、宿泊人をして喧嘩せしめ同業者の迷惑となるべき行爲を爲さしめざる
- 七、宿泊料汽車時間表自動車人力車賃金表其他必要な事項を掲示すること
- 八、宿泊料金を不當に請求し又は不親切の行爲をなさざる
- 九、御大典時に貴顯の御泊所となるべき宿屋又は團体を宿泊せしむる宿屋に於ては必ず不寢番を置き火災盜難に注意すること
- 一〇、宿泊人中急病人又は舉動不審のものあるときは速に警察官に届出づること

#### 貸座敷營業者注意事項

- 御大典に際し特に左の事項に注意せられたし
- 一、客引をせぬ
  - 二、客室毎に遊興費を明瞭に掲示すること
  - 三、客に對しては親切を旨とし不當代金を食らぬ
  - 四、客の注文せぬものを出さぬ

- 五、洗滌室には常に有効なる薬液を備へ置く
- 六、特に火氣に注意し消火器の設備を完全にする
- 七、遊客中急病に罹り又は舉動不審の者あるときは速に警察官に届出づる

#### 湯屋營業者注意事項

- 御大典に際し特に左の事項に注意せられたし
- 一、浴場に於て喧嘩又は惡戯を爲さしめぬ
  - 二、浴場内は特に清潔にし諸設備は整頓し置く
  - 三、病人老衰者又は泥酔者なきは附添人が居らねば入浴させぬ
  - 四、營業時間中は常に確實なる看守人を置き浴客の衣類携帶品等の盜難に罹らぬ様注意すること
  - 五、遺留品又は取換品があるときは見易き場所に掲示すること
  - 六、火焚場には消火器を設備し消炭や灰は火の氣の消え終らぬ間は火消場外又は灰置場外に移さぬ等  
其他火の用心をなす
  - 七、十一月一日より十一月卅日迄は煙突の掃除を三日毎に行ふ

#### 活動寫眞及諸興行者注意事項

- 御大典に際し特に左の事項に注意せられたし
- 一、繪看板廣告ビラは慘忍卑猥に涉り又は特に人目を引くが如き文字、繪畫等を用ひざる

- 二、定員外の客を入場せしめざること
- 三、非常口の標識を明瞭にし何時にても直ちに開放し得る様戸締を外づけし且つ出入口非常口の通路其他館外の空地には非常避難の時邪魔になる物を置かぬこと
- 四、煙草盆火鉢は特に火氣に注意し閉場後は一定の個所に置き且つ必ず不寝番を設け場の内外を見廻らしめ尙常設活動寫眞館に於ては映寫室より火事を出さぬやう注意すること
- 五、觀覽料下足料座蒲團火鉢の賃貸料等は明瞭に掲示し置くこと
- 六、場内外並に敷物座蒲團便所等は清潔にし便所には防臭劑を撒布すること
- 七、以上の外活動寫眞興行者は男女席の區別を嚴格にし映寫中も雖も客の顔貌を認め得る燈火を存し且映寫一時間毎に五分間以上の休息時間を置き換氣採光を怠らぬこと

### 第八節 乞食浮浪者の取締

乞食浮浪者は九十の兩月中全縣下又は一地方一齊取締等の方法により一掃することとし、九月十九日各警察署長宛左記取締方針を傳達したり。

禮警發第四九號

昭和十三年九月十九日

愛知縣警察部長

各警察署長宛

乞食浮浪者取締ニ關スル件

乞食浮浪者ノ掃蕩ハ相當困難ナル問題ニシテ容易ニ徹底ヲ期シ難キモ本秋ハ京都市ニ於テ御大典御舉行被遊御途中名古屋離宮ニ御駐紮被遊ル、ニ付今ヨリ取締ヲ勵行シ之レガ徹底ヲ期スルノ要アルヲ以テ大體左記ニヨリ取締ヲ行ヒ尙各署ニ於テハ夫々適切ナル方策ヲ樹テ取締上遺算ナキヲ期スベシ

記

- 一、市内各署ハ九月二十日郡部各署ハ九月廿六日一齊ニ墓地火葬場神社佛堂木賃宿其他乞食浮浪者ノ巢窟又ハ宿泊スルト被認場所ヲ檢索シ發見シタルトキハ左記ニヨリ取計フコト
  - (イ) 扶養義務者又ハ親族アルモノハ之ニ引渡スコト
  - (ロ) 健康者ハ就職ノ道ヲ講ジ病者ハ行路病人トシテ市町村ニ引渡スコト
  - (ハ) 所持金アルモノハ最寄停車場ヨリ歸國セシムルコト
  - (ニ) 縣内在籍者ハ市町村及方面委員ト協議ノ上適當ニ救護スルコト
  - (ホ) 養老院等社會事業團體ニ引渡シ得ルモノハ引渡スコト
  - (ヘ) 各署互ニ他署管内ニ移送スル等ノコトナク連絡シ前各號ノ處置ヲ爲スコト
  - (ト) 犯罪容疑者等ハ適當措置スルコト
  - (チ) 縣外本籍者ハ移送スルコト
  - (リ) 當日同行シタルモノハ名簿ヲ作成シ置クコト
- 二、十月ニ於テハ適當ノ時機ニ二同大體前項ノ取締ヲ爲スコト
- 三、行違幸當日徘徊ノ虞アルモノハ前日檢束ヲ加フルコト

四、本件取締ノ結果ハ執行後三日以内ニ詳細報告スルコト  
各警察署に於ては右取締方針に基き、乞食浮浪者の掃蕩に努めたる結果九月中二二名、十月中一七二  
名を發見し、左の如く處理したり。

- 扶養義務者に引渡したるもの 三二
- 健康者にして就業せしめたるもの 二〇
- 行路病人として市町村長に引渡したるもの 二六
- 所持金に依り歸國せしめたるもの 二六四
- 旅費を給し歸國せしめたるもの 二
- 各署連絡の上本籍地に遞送したるもの 二七
- 其他 一三
- 計 三八四

### 第九節 廣告物取締

鐵道沿線及市内御道筋に於ける廣告物類等にして美觀を損するものは勿論墜落の危險あるもの、其他  
圖案文字等にして公安風俗を害する虞あるもの、又は屋根に積置放置せられたる不體裁に渉るもの等荷  
も外觀上目觸りとなるものに對しては修理或は取除かしむる等取締を爲す様、禮發第六一號昭和三年  
十月三日を以て左の如く鐵道沿線御道筋各署長宛通達をなしたるに其結果左の如し。

- 廣告物 三三
- 撤去せしめたるもの 一二
- 修理せしめたるもの 五
- 積置物 一
- 撤去せしめたるもの 一
- 廣告ビラ 一
- 撤去せしめたるもの 一
- 第六一號

昭和三年十月三日

警察部長

鐵道沿線御道筋關係各署長宛

廣告物取締ニ關スル件

今秋ノ御大典ニ際シ鐵道沿線御道筋ニアル廣告物類等ニシテ美觀ヲ損スルモノハ勿論墜落ノ危險ア  
ルモノ其他圖案文字ニシテ公安風俗ヲ害スル感アルモノ又ハ屋根ニ不體裁ノモノ、積立放置等荷モ  
外觀上目觸リトナルモノニ對シテハ此際一齊視察ヲ遂グ今ヨリ修理或ハ取除カシムル等萬遺算ナキ  
ヲ期セラレベシ

### 第十節 奉祝催物取締

### 第一款 一般催物取締

御大典奉祝催物取締に當りては徒らに干渉して民意の存する處を抑壓するか如きことなき様戒め、一面縣民に對しては其度を失するが如きことなき様警告し、更に或は不規律に流れ或は奇矯に互りて誠意と實實とを缺き、公安風俗上望ましからざるものに對しては嚴重取締の要あるを以て、九月二十九日禮警發第五十八號により各警察署長に對し左記取締標準を示せり。

一、法令ニ規程アルモノハ總テ法令ニ準據セシムルコト

二、主催者ヲシテ前日迄ニ所轄警察署警部補、巡查部長、巡查派出所駐在所ニ左ノ事項ヲ届出シムルコト

(イ)催物ノ種類方法

(ロ)参加人員

(ハ)舉行日時場所及通路

(ニ)主催團體又ハ主催者ノ住所氏名並ニ責任者ノ住所氏名

三、御警衛ノ爲メ警察官應召不在ト認ムル地方ハ主催者ニ於テ決定次第届出テシメ且不在中ニ於ケル取締ハ消防組、在郷軍人、青年團ヲ以テ適當ニ之ニ當ラシメ事故等生シタルトキハ即時届出テシムル等土地ニ應スル計畫ヲ樹ツルコト

四、催物ノ期間ハ十一月一日ヨリ同月末日迄トス

五、催物ハ總テ夜間十一時限リトス

六、旗行列、提灯行列、假裝行列ハ一隊百人以下トシ隊毎ニ監督者ヲ附セシメ隊ト隊トノ距離ハ二間以上ヲ保タシムルコト

七、猥褻ニ涉リ又ハ公安ヲ害シ若クハ國民道德ヲ傷クルカ如キ變裝又ハ作り物、歌詞、舞師等ハ禁止スル

コト(例ヘハ花魁道中、乞食、男ノ女裝、女ノ男裝ヲ爲ス如キ)

八、藝娼妓ノ行列、變裝藝妓ノ手古舞等ハ禁止スルコト

九、警察官吏又ハ正規ノ服制アルモノニ紛ラハシキ變裝ヲセシメサルコト

一〇、交通ヲ妨ケ又ハ道路ヲ毀損スル等ノコトナカラシムルコト

一一、行列ハ止ムヲ得ザルモノ、外左側ヲ通行セシムルコト

一二、行列又ハ作物等ヲシテ各戸ニ立寄り又ハ一般交通機關(電車、自動車)ノ運行ヲ妨害セシメサルコト

一三、泥酔シタルモノヲ行列ニ参加セシメザルコト

一四、貸座敷地域内ニハ催物ヲ通行セシメサルコト但シ當該町主催ニ係リ地域内ノミテ通行スルモノヲ除ク

一五、幼兒ヲ同伴シテ行列催物等ニ参加セシメサルコト

一六、自動車ニヨルモノハ二輛以上ハ認メサルコト

一七、武者行列又ハ儀式ニヨル場合ノ外、刀劍ノ類其他危險ナル物件ヲ携帯セシメザルコト

一八、松火其他火防上危險ノ感アル物件ヲ携帯シ又ハ煙火爆竹等ヲ携帯シ又ハ公衆ノ危險ヲ生セシムルカ如キ行爲ヲナサシメサルコト



- 一九 奉祝ニ名ヲ籍リ廣告ヲ爲サムトスル如キ催物ハ爲サシメサルコト
- 二〇 煙火舉行ニ關シテハ左ノ事項ヲ嚴守セシムルコト
  - 1 早打煙火ノ一回ノ舉行數ハ拾發以內トスルコト
  - 2 木製筒ハ竹輪ヲ更新セサルモノハ絶對ニ使用セシメサルコト
  - 3 煙火打揚筒ハ其ノ下部一尺以上土中ニ埋没シ下部ニ床板ヲ使用セシムルコト
  - 4 木製筒ヲ使用セシムル場合ニハ使用前廿四時間以上水著セシムルコト
  - 5 煙火打揚場ノ位置ハ御通過鐵道線路ニ對シテ十町以上ノ距離ヲ保有セシムルハ勿論絶對ニ風上ニ位置セシメサルコト
  - 6 煙火及打揚火藥ハ打揚場ニ對シ一丁以上ノ距離ヲ保有セシメ且風上ニ天幕ノ設備ヲナサシメ決シテ曝露セシメサルコト
  - 7 打揚舉行前煙火ノ檢査ヲ爲スコト
  - 8 煙火打揚従事者ハ最少限度ノ人員ニテ智識經驗アル者ヲシテ従事セシムルコト
  - 9 煙火ハ一尺以下ノ丸玉トスルコト
  - 10 三丁以內ニハ見物人ヲ絶對ニ置カサルコト
  - 11 不發玉アリタルトキハ其ノ行方ヲ捜査シテ回收シ分解等ナサシメサルコト
- 二一 催物ノ費用ニシテ寄附ニヨルモノハ警察署ノ承認ヲ受ケシメ募集方法其他ニ對シ取締ヲナスコト
- 二二 行還幸當日鐵道線路名古屋市御通聲道筋ニ於テハ靜肅ヲ害スル等ノ催物ヲ爲サシメサル様豫メ

注意シ置クコト

- 二三 奉祝催物ヲ承認シタルトキハ名古屋市內ハ即報スルコト
  - 二四 許否ニ關シ疑義ヲ生シタルトキ又ハ不認可處分ヲ爲サムトスルトキハ稟議ヲ爲スベシ但シ事態急迫ニシテ其邊ナキトキハ適宜處理ノ上報告スルコト
  - 二五 奉祝催物ニ對シテハ十二月五日迄ニ其種類參加人員日時取締上ノ参考等報告スルコト
- 而して催物期間は十一月一日より同月三十日迄とし、法令に規定あるものは總て法令に準據し、然らざるものと雖前日迄に責任者を定めて届出しむることとし、警察官不在中に於ては旗行列提灯行列の外は遠慮せしむることとし、煙火の如き火藥類の使用は嚴重取締を爲したり。
- 催物は各地共十五日頃より相當行はれ、特に名古屋市内に於ては盛大に行はれたるも、其方法等從來のものと同様大差なく、取締上困難を感じたるもの等を認めず、其の通路に對しては夫々警察官吏を派し整理取締に従事したる結果大なる事故等なく終了したり。
- 尙催物の期間は其後諸般の事情を考慮し、十一月十日御即位式終了後より舉行せしむることとしたるも、日を経るに従ひ節制を缺き秩序を紊る等のものなきを保せず、不祥事の惹起せんことを慮れ、十一月二十日更に名古屋市内各警察署長に對し左記事項を通達し、同月二十二日を以て旗行列提灯行列の外は打切ることとせり。

- 一 本月二十二日限り旗行列提灯行列ノ外ハ舉行セシメサルコト
- 二 御輿其ノ他昇物作り物等ニシテ長大ニ互リ爲メニ架空線ニ觸レ又ハ電車自動車等ノ交通機關ノ運行ヲ妨グル虞アルモノニ對シテハ適當ニ制限ヲ加フルコト

- 三、参加人員ニ對シテモ適當ニ制限ヲ加フルコト
- 四、泥酔シタルモノハ勿論酒類ヲ携帶シテ参加セシメサルコト
- 五、牛馬等ヲ使用スルモノハ承認セザルコト
- 六、主催者又ハ責任者ニ嚴重注意シ不都合ノ所爲無カラシムルコト
- 七、催物ハ可成其署管内ニ於テ行ハシメ他ノ署管内ニ出デシメザルコト
- 縣下に於ける奉祝催物の種類左の如し

イ、擔物吊物類

御輿	九九八	地球ニ鳩	一	鯉	四	萬歳旗	八
小供御輿	一六三	鳳凰	四八	神馬	三	扇	二一
檜御輿	一一五	御殿	三	象	一〇	花環	二一
花御輿	七	高御座	一八	馬ニ酒樽	四	松竹	八
依御輿	一五	悠紀殿	一	松鶴龜	二	右近ノ櫻	二
御輿	四一	奉祝門	二四	月二	一	櫻	三
太鼓鳳凰	一〇	花門	二	鶴	一	杉ノ木	三
火燭太鼓	一八	花門	二	軍艦	一七	大根	三
太鼓	一〇〇	赤銅	五一	戦車	一七	稻	四
地球儀	五五	赤銅	七	旗	一五	草	二
地球ニ鳳凰	二	赤銅	七	旗	一五	草	二

菊ノ花	二	砲臺	一三	三種ノ神器	一三	祝龍	二
菊ノ花	二	自動車模型	五	八咫ノ鏡	三六	蒲鉾	三
菊ノ花	二	花電車模型	一一	勾玉	三	鏡餅	二六
菊ノ花	二	飛行機模型	一三	劍、鏡、御幣ノ類	一〇	龍	一
菊ノ花	二	天ノ岩戸	八	御幣	五	石取祭山車	二
菊ノ花	二	二見ヶ浦	一五	柳	一	紫宸殿ノ模型	二
菊ノ花	二	寶船	六二	社	七	大提灯	一五
菊ノ花	二	寶船	六二	酒壺	二	火燭行燈	六
菊ノ花	二	琴	一	日出ニ鳳凰	一	御神燈	三
菊ノ花	二	鼓	六	日出ニ鶴	一五	獅子行燈	四
菊ノ花	二	琵琶	一	日出ニ鶴	一〇	大行燈	七六
菊ノ花	二	琵琶	一	旭波	五	日出行燈	七六
菊ノ花	二	琵琶	一	時計	一	其他	八三
菊ノ花	二	琵琶	一	馬	一	其他	八三
菊ノ花	二	琵琶	一	籠	九	其他	八三
菊ノ花	二	琵琶	一	籠	九	其他	八三

ロ、變裝假裝其他行列

提灯行列	四三八	花、囃、踊、其他屋臺	二九二	飾自動車	三七	人形車	一一
旗行列	一四二	花車	九三	飾自動車	四	大鼓車	一一
和洋樂行進	一八	花自動車	二	飾自動車	二五	船屋形車	二四

御所車	二	元祿舞姿	六	齋田納米姿	四	軍人變裝	五
御羽車	四	手古舞姿	一一	同田植姿	一	鬼ヶ島征伐	一
提灯屋形	三	鳥追	一一	早乙女姿	四	水色紋付揃	一
山東(祭車)	二六七	助六道中	三	神宮御木引	一	天狗ヒヨッコ ノンキナトウサン	四二
自動車行列	一	幡隨院長兵衛	二	火ノ用心行列	一	御伽話月ノ世界	一
武者行列武士ノ變裝等	八四	白浪五人男	四	消防行列	三	小原、木曾、八木節踊	五
大名行列	七	山伏行列	二	物産行列	二	奉祝踊	六
義士行列忠臣蔵	九	奴行列	二	行燈行列	一	坊主踊	五
大久保登城	六	虚無僧姿	一五	綱笠行列	一〇	花坊主踊	三
菅原ノ車曳	六	高砂	一	花笠行列	二〇	花笠踊	五
楠公行列	一	七福神	二二	河豚ノ行列	三	餅搗踊	五
朱雀隊	五	達摩	四	魚頭行列	一	義太夫流シ	五
白虎隊	一	尼法師	二二	十二月行列	一	琵琶演奏	三
大平舞姿	六	狐ノ嫁入	二	力士行列	六	獅子頭	三
久米舞姿	一	西園巡禮	九	土人變裝	二	子供獅子	二〇
五節舞姿	一	二宮尊徳	一	洋服紳士	一九	田舎娘、田舎男	二
神官姿	一四	看護手姿	一	モダン、ボーイ	二	其他變裝假裝	一三九
官女姿	一	天狗ノ子守	六	坊主ニシルクハット	一		
白丁姿	一			ピエロー	一		

六、其他催物

獸馬	一一二	演劇	五三	角力	四	煙火	三〇
馬ノ塔	七四	素人芝居	三四	子供角力	七	投餅	一八
飾馬	五	萬歳芝居	五	神樂	一三	變裝探	一
花馬	三	浪花節萬歳	五	手踊	六九	其他	一〇
引馬	二五	二輪加	七	棒ノ手	一三		
活動寫眞	六	獅子舞	二七	空砲	二二		

第二款 名古屋博覽會の取締

名古屋勸業協會主催御大典奉祝名古屋博覽會は九月十五日より十一月三十日迄名古屋市鶴舞公園に於て開催せられたるが其取締狀況左の如し。

イ、會場内には警察官出張所二箇所を設け警部補一名、巡查部長二名、巡查十五名を常時配置し取締に當らしむ。

ロ、又會場には消防出張所一ヶ所を設け消防曹長一名、消防手七名、ポンプ自動車一臺を常時配置し火災警防に當らしむ。

ハ、會場前に於ける交通取締に關しては、其雜沓を考慮し乗合自動車並に一般自動車は公園前一丁余を隔て、停止線を設け會場前に於ける雜沓を緩和し、又電車交叉點に對しては交通專務員を配置整理せしめ、従事員は交通量に應じ警部一名、警部補二名、巡查部長二名、巡查七名乃至廿名を配置したり。

ニ博會會入場者は最少四、〇六五名、最高一、二九四一名期間中の合計二、〇二四、〇六一名の多きに上りたるも此間特記すべき事故なかりき

ホ、會場内の概況 取締諸營業 料理屋六飲食店一七遊技場、サークリング飛行塔、子供の汽車、興行場、野

外劇場、演舞場活動寫真館

ヘ、願届等 遺失物届一六九件紛失届三件拾得届一五八件迷子五七三件

### 第十一節 自治警察

御大禮に際し 兩陛下名古屋御駐紮當時は縣下警察官の大部分は御警衛の關係上、御駐紮地たる名古屋市又は鐵道沿線に召集せらるゝ結果、縣下一般に涉り警察力稀薄となり治安維持上不安に堪えざるを以て、十月三十日縣下警察署長並消防署長に對し左の通達を爲したり。

禮發第一六五號

昭和三年十月三十日

縣下警察消防署長殿

警察官稀薄地ニ於ケル治安維持ニ關スル件

首題ノ件ニ關シテハ過般署長會議ニ際シ指示シタル處ニシテ夫々實施計畫ノ上報告セラルル向アルモ更ニ左記ニ依リ報告相成度此段及通達候也

記

警務部長

一、消防組青年團在郷軍人會其他ニ對シ目警方ヲ依頼シタル方法

一、其結果之等團體ガ計畫シタル實施方法

一、署ト之等團體トノ連絡方法

一、之等團體ガ活動シタル狀況ノ詳細

一、其他參考事項(後報ニテ可ナリ)

各地消防組在郷軍人會青年團等は所轄警察署ニ連絡を取り、自警隊を組織して夜警、精神病者の視察、鐵道沿線の警備等に從事し、尙消防組は防火宣傳ポスター又はピラを配付し、火防思想の普及に努めたる結果、縣下に於て自警團の設置さるゝもの一三、一三組に及び、早きは十月下旬より遅きも十一月六日東京御發紮時より御還幸時迄引續き治安維持に從事し、特に火災警防上に就ては一段の努力を爲したる爲昨年同期に比し、度數に於て四回を減じ、損害高に於て八千八百餘圓の減少を見るの好成績を示し、殊に名古屋市に在りては御駐紮前後又は御即位禮大嘗祭前後は、一層努力したる結果、火災の發生を見ずして終るを得たり。尙鐵道沿線の警備に從事したる團體左の如し。

#### 鐵道沿線警備各署團體數調

署名	青年團		在郷軍人		消防組		其他		計
	組數	人員	組數	人員	組數	人員	組數	人員	
警察部									
名古屋水上									

新	鍋	江	笹	門	熱	樂	勝	瀬	西	布	犬	島	一	稻	津	彌	半	横	
榮	屋	川	島	前	田	地	川	戸	島	山	袋	宮	澤	島	富	田	賀	須	
三	三	五	二	三	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

安	大	西	岡	學	足	新	御	豊	田	富	合
城	濱	尾	崎	母	助	城	油	橋	原	岡	計
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

備考 消防組の項新榮署下の數字は全市を通じてのものなり

大禮期間中幸ひ事故の發生を見ざりしは自警團の活躍に俟つ所多きを以て其の勞に酬ゆる爲縣は十月二十六日付を以て名古屋聯合青年團始め縣下消防組在郷軍人會青年團に對し左の謝狀を贈呈した

大禮行幸に際し管下警防に盡力せられたる段感謝の至りに不堪仍て茲に謝意を表す

愛知縣警察部長從五位 木下 義 介

年 月 日

### 第七章 通 信 係

#### 第一節 事務分掌

一般事務總覽	通信係長	警 部	川合正實	係 員	警部補	小林 真次
主任	委員	同	稻葉源藏	同	同	中村 義則
係 員	委員	同	深津周作	同	巡查部長	大塚市兵衛
同	委員	警部補	武内直治	同	同	田中清一
同	委員	同	小酒井 博	同	同	淺田 徳一
同	巡查部長	白木 篁一	同	同	同	吉田 銀三郎
同	警部補	寺澤 常吉	同	外 巡 査 三 名		
同	同	上杉 一平				

#### 第二節 大禮新聞團及謹寫團

大禮に際し全國各新聞社は競ふて其御盛儀を機敏且正確に報導せんとし通信機關の完備通信員の増

員等を行ひ遺算なからん事を之れ努めたるが大禮使に於ても之等の事情に鑑み大禮新聞團を組織せしめ各社相互間連絡を保ち迅速に正確なる記事材料を蒐集し又寫眞撮影の完全を期せしむる事と之に對し便宜供與の方途を講ぜられたり從て本縣通信係に於ても之れに加盟せる新聞通信社と然らざるものとに區分して取扱ふこととしたり今謹寫團及新聞團の組織及其の經過を示さんが爲左に簡單に其の内容を示さん大禮使は九月に入り官報を以て左の廣告を爲せり。

#### 大禮新聞團ニ關スル件

- 一、大禮ニ關スル典式ノ狀況ヲ報道スル新聞社通信社雜誌社ニシテ大禮使ヨリ材料又ハ便宜ノ供與ヲ受ケントスルモノハ其全部ヲ包括スル大禮新聞團ヲ組織シ本月廿日迄ニ規約ヲ添ヘ大禮使ニ届出ツヘシ
- 二、大禮新聞團ニ於テハ何時ニテモ大禮使ノ希望スル人数ノ總代ヲ選出スヘシ
- 三、京都ニ於ケル大禮各儀ニ於テハ差支ナキ限り其舉行前二日時ヲ定メ一定ノ員數ヲ限り係員ノ誘導ノ下ニ典式ノ次第ヲ説明スヘシ
- 四、典式ノ次第圖面參列員心得其他參考ト爲ルヘキ文書ハ成ルヘク事前ニ之ヲ交付スヘシ
- 五、大禮各儀ノ當日ニハ典式ノ開始以後時々其進行ノ狀況ヲ發表スヘシ
- 六、大禮新聞團ノタメニ一定ノ控所ヲ設ケ諸般ノ發表及係員トノ應接ハ同所ニ於テ之ヲ行フ

#### 大禮謹寫團ニ關スル件

- 一、新聞社通信社雜誌社其他寫眞業者及活動寫眞業者ニシテ大禮ニ關スル普通寫眞又ハ活動寫眞ノ撮影ヲ希望スルモノハ其全部ヲ包括スル大禮謹寫團ヲ組織シ普通寫眞及活動寫眞ノ二部ニ分ケ本月二十日迄ニ規約ヲ添ヘ大禮使ニ

第三篇 警務部 第七章 通信係

届出ツヘシ

- 二、大禮謹寫團ニ於テハ何時ニテモ大禮使ノ希望スル人数ノ總代ヲ選出スヘシ
- 三、大禮謹寫團ニ於テ撮影スルコトヲ得ルハ函簿及特ニ許可シタル式場ノ鋪設及調度品等トス
- 四、撮影ノ場所日時及許可スヘキ員數ハ豫メ之ヲ指定ス
- 五、大禮使ニ於テ撮影シタル寫眞ハ其印書ヲ大禮謹寫團ニ交付スルコトアルヘシ

昭和三年九月

大禮使

右官報廣告に基キ大禮使よりの依頼に據リ、日本電報通信社以下二十五社は同日東京會館に於テ大禮新聞團發起人會を開キ左の規約を可決シ大禮新聞團を組織シ、同日二十日迄に希望社を募リ茲に大禮新聞團なるもの生れ出でたり、尙大禮謹寫團に就ても日本電報通信社以下に於ては、九月十九日大禮新聞團事務所に於テ大禮謹寫團發起人會を開キ左の規約を可決シ大禮謹寫團を組織したり、参考の爲め左に其規約を録セリ。

### 大禮新聞團規約

- 第一條 大禮新聞團ハ昭和三年九月一日官報大禮使廣告ニ基キ大禮ニ關スル典式模樣ノ報道ヲ爲ス全國新聞、通信、雜誌ニシテ大禮使ヨリ材料又ハ便宜ノ供與ヲ受ケントスルモノヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二條 本團ニ加入セントスル社ハ會費東京京都二府管下ハ一社八十圓其他ノ道府縣管下ハ一社三十圓ヲ添ヘ本團事務所ニ申込ムヘシ
- 前項ノ申込ハ昭和三年九月二十日ヲ以テ締切リトス
- 加入ノ決定ハ委員會ノ議ヲ經ルヲ要ス

會費ハ精算ノ上不足アルトキハ追徴シ剩餘アリタルトキハ返附ス

第三條 大禮使トノ聯絡並ニ團務一切ヲ處理スルタメ本團ニ委員二十名以内ヲ置ク

委員ハ發起者會ニ於テ之ヲ選定ス

第四條 本團事務所ヲ東京市ニ出張所ヲ京都市ニ置ク

### 大禮謹寫團規約

第一條 大禮謹寫團ハ昭和三年九月一日官報大禮使廣告ニ基キ大禮ニ關スル普通又ハ活動寫眞ノ撮影ヲ希望スル全國新聞社通信社雜誌社其他寫眞業者及ヒ活動寫眞業者ヲ以テ組織ス

本團ハ普通寫眞部ト活動寫眞部ニ分ツ

活動寫眞ニ關シテハ第二條以下ヲ適用セス別ニ其ノ規定ヲ定ム

第二條 本團ハ左ノ事務ヲ執ルヲ以テ目的トス

一、大禮使ニ於テ撮影シ特ニ本團ニ交付セラレタル寫眞印書ノ複製並ニ其ノ配布

二、函簿及ヒ特ニ大禮使ヨリ許可セラレタル式場ノ鋪設及ヒ調度品等ノ撮影並ニ其ノ配布

第三條 前條ノ事務ハ現地加入社及ヒ加入社特派員中ヨリ委員會ニ於テ代表者ヲ選定シ之ニ當ラシム

第四條 第二條ノ寫眞ハ本團加入社以外ニハ配布セサルモノトス

第五條 本團ニ加入セントスルモノハ左ノ會費ヲ添ヘ本團事務所ニ申込ムヘシ

一、現地ニ於テ本團ヨリ直接ニ第二條ノ寫眞ノ配付ヲ受ケントスル者ハ金五十圓

二、通信社其他ヲ經由シテ前號ノ配付ヲ受ケントスル者ハ金卅五圓加入申込ハ昭和三年十月十日ヲ以テ締切リトス

加入ノ決定ハ委員會ノ議ヲ經ルヲ要ス

第三篇 警務部 第七章 通信係

會費ハ精算ノ上不足アルトキハ追徴シ剩餘アリタルトキハ返附ス

第六條 大禮使トノ聯絡並ニ關係一切ヲ處理スルタメ本團ニ委員二十名以内ヲ置ク

委員ハ發起者會ニ於テ之レヲ選定ス

委員會ハ技術ノ爲ノ特別委員若干名ヲ選定ス

第七條 本團事務所ヲ東京市ニ出張所ヲ京都市其他ニ置ク(大禮謹寫團規約活動寫眞部ノ項ハ之ヲ省略ス)

縣下ニ於テ大禮新聞團ニ加盟セルモノ

加盟ノ新聞社名	員數	加盟ノ新聞社名	員數
新愛知	一〇	中央通信	三
名古屋	一〇	共同通信	三
愛知	三	熱田通信	一
日本材木	二		
日古屋	四		
名古屋	一		
東海朝日	一	計	四〇

同上大禮謹寫團ニ加盟セルモノ (但シ普通寫眞ノミトス活寫眞ヲ除ク)

加盟社名	員數	加盟社名	員數
新愛知	五	名古屋	四

第三節 加盟外新聞通信社取扱

大禮新聞團並に謹寫團につきては前述の如し然して新聞團に加盟せざるものにして縣下に發行所又は本社支社及支局を有する有保證日刊新聞通信社に限り、身元調査の上一社一名宛に對し腕章を交付し交通遮斷線の通行を認め報道上の便宜を與へたり然して之が處遇に關しては左の如き方法を以て取扱ふ事となれり。

大禮新聞團ニ加入セザル新聞通信記者處遇ニ關スル事項

- 一本縣下ニ發行所又ハ本社若ハ支局ヲ有スル有保證日刊ノ新聞通信社ニ對シ一社一支局一名宛ノ割合ヲ以テ大禮行還幸當日使用スベキ交通遮斷線通過ノ腕章ヲ交付ス
- 二腕章ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ來ル十月二十八日迄ニ其ノ社又ハ支局ノ代表者ヨリ記者ノ本籍住所、氏名、年齢ヲ具シ當廳ニ届出ヅベキコト
- 三腕章ヲ附スル者ハ交通遮斷線後兩端通過一時間前迄(十一月六日午後二時三十分、十一月二十六日午後一時)ハ交通遮斷線内ヲ通過スルコトヲ得但シ雜沓ノ場所共ノ他警衛上必要アル箇所ニ於テハ之ヲ認めザルコトアルベシ
- 四、交通遮斷線内ニ在ル者ハ兩端通過ノ一時間前迄(十一月六日午後二時三十分、十一月二十六日午後一時)ニ所

名古屋	三		
東海朝日	一	計	一三



- 定ノ場所ニ集合シ奉拜スベキコト奉拜場所ハ別紙圖面ヲ以テ示ス
- 兩簿通御後十分間ハ尙其位置ニアリテ一般警衛線ヲ棄サザルコト
- 五、交通遮斷線内ヲ通行スルトキハ拜觀者線ト警戒線トノ間ヲ拜觀者線ニ近接シ必ズ徒歩タルコト
- 六、新聞原稿ヲ交通遮斷線内ヨリ搬出セシムル爲兩簿通過一時間前迄(十一月六日午後二時三十分、十一月二十六日午後一時三十分、十一月七日午前八時三十分、十一月二十七日午前五時五十分)木挽町通り及小田原町通蒲燒町通本町以東筋ノ交通遮斷線ヲ通行セシム
- 七、指定場所ニ於テ奉拜セントスル者ノ服裝ハモーニングコート以上トス
- 八、指定場所ニ於テ奉拜セントスルモノハ兩簿通御四時間前迄ニ一日所定ノ場所ニ至リ豫メ打合せ置クヲ要ス
- 九、腕章ノ使用ハ何レモ届出者ニ限ル
- 十、腕章ハ十二月五日限り當廳ニ返納スベシ

大禮新聞團ニ加盟セザル記者ノ奉拜場所

- (イ)名古屋驛前清駒旅館ト郵便局トノ間
  - (ロ)本町角
  - (ハ)離宮正門前
- 備考 右ハ大禮新聞團員ノ奉拜場所ト同一ニシテ大禮新聞團員ノ後方ニ位置シ總テ座拜トス

第四節 各種準備事項

第一款 大禮使側との接衝

之れより曩八月廿一日大禮使新聞寫眞係大禮使事務官本田猶一郎向相川勝六の兩氏は新聞記者團接待取扱其他に關し打合の爲め來縣せられ、午前十時より名古屋離宮内控室に於て第一回打合會を開き、大禮使側よりの希望及本縣としての施設計畫等につき隔意なき打合を遂けたり。

九月廿五日大禮使參典官三矢宮松氏は、隨員大禮使事務官渡邊信同伊東太郎典儀官池田秀吉宮内屬吉村豊三皇宮警部若城祐帝室林野管理局屬木原耕三郎の諸氏と共に來廳、赤十字社愛知支部樓上に於て、警務部長始め係員列席して、大禮記者團待遇方法及謹寫團の兩簿の撮影個所並之が取扱に付き種々打合せを爲し、尙午後行幸道路名古屋離宮等の實地檢分を爲したり。更に十月八日早朝渡邊宮内事務官は、大禮新聞團員東京時事新報記者東京朝日新聞記者國民新聞記者東京日日新聞記者其他三名を同伴し、行幸道路の視察及寫眞撮影場所の撰定に關し打合を爲し、午後一時關西線にて山田に向け出發せり。

次で十月十三日木下警務部長川合通信係長は宮内省に於ける關係廳府縣係員會議に出席し、更に川合係長は同月二十五日宮内省に三矢大禮使參典官を訪ひ最後の打合せを爲したり。

第二款 本縣記者團打合會

以上の如く大禮に關する新聞通信等に關する事項に就ては、東京より展打合の爲め來廳せられたるが本縣に在りても通信係に於て大禮期日の切迫に伴ひ縣下に於ける大禮新聞團同謹寫團並に之に加盟せ

ざる地方新聞記者を會し、奉拜場所及謹寫場所等に就き豫め注意事項を打合はせ置くの必要あるを以て十月二十四日午後二時より本縣正廳に於て左記事項に關し、本縣よりは木下警務部長川合通信係長新聞社側よりは新愛知名古屋新聞其他各社記者六十余名出席打合を遂げたり。

大禮新聞團員大禮謹寫團員注意事項

- 一、名古屋市内ニ於ケル大禮新聞團員ノ奉拜場所並大禮謹寫團員ノ謹寫場所ハ別紙並圖面ニ示ス位置トス
- 二、大禮新聞團員及大禮謹寫團員ハ少クトモ兩簿通御ノ四時間前迄ニ一旦所定ノ場所ニ至リ各自奉拜場所及撮影場所等ヲ豫メ打合セ置クコト
- 三、各自所定ノ場所ヲ打合セタル後ハ兩簿通御ノ一時間前迄(十一月六日午後二時三十分、十一月廿六日午後一時、十一月七日午前八時三十分、十一月廿七日午前五時五十分)
- ハ隨時御道筋内ヲ交通シ又ハ隨所ノ撮影ヲナスコトヲ得ルモ右時刻トナリタルトキハ再ビ所定ノ場所ニ就キ通御ヲ待ツコト
- 四、御道筋ノ交通ニハ乗用車ヲ用ヒズ必ズ警戒線ト拜觀者線トノ間ヲ拜觀者線ニ接近シテ徒歩タルコト
- 五、寫眞材料新聞原稿等ヲ搬出スル爲メ木挽町筋納屋橋東ノ南北通及小田原町通(東西ノ筋並蒲燒町通) (本町以東筋ヲ通御一時間前迄) (十一月六日午後二時三十分、十一月二十七日午前八時三十分、十一月二十七日午前五時五十分) 開通スルヲ以テ同町ヨリ搬出スルコト
- 六、寫眞材料新聞原稿等ヲ搬出スル爲メ使丁等ヲ必要トスル向ハ其ノ者ノ本籍住所氏名年齢ヲ具シ當

應ニ届出ララルベシ支障無キモノハ一人ヲ限り之ヲ認メ交通遮斷線通過ノ腕章ヲ交付ス

- 七、兩簿ヲ撮影セントスルトキハ通御ノ際一禮ノ上撮影スルコト
  - 八、新聞團員謹寫團員ハ兩簿通御後十分間ハ所定ノ場所ニ位置シ靜肅ヲ保ツコト
  - 九、新聞團奉拜者ノ服裝ハ名古屋驛構内ハフロックコートニシルクハット其ノ他ノ場所並謹寫團員ノ服裝ハモーニングコート以上トス
  - 十、補助員ノ腕章ハ十二月五日限り返納スベシ
- (大禮新聞團奉拜並ニ大禮謹寫團撮影場所第三款指示事項中ニ記スヲ以テ省略)

第三款 新聞記者取締及待遇指示事項

新聞通信記者に對する待遇及取締に關し、一般警衛員に對し其の趣旨を周知徹底せしめ置くの必要あり。十月廿日警衛部隊長會議に於て係長より左の如く指示し、本係員と一般警衛係員との連絡共助に努めたり。

指示事項 (昭和三年十月二十日)

大禮新聞團員其他ノ指導取締ニ關スル指示事項

今回ノ大禮ニ際シ新聞通信記者其ノ他報道機關トシテ指導取締ヲ要スルモノハ概ネ左記六項ノモノトス之ガ指導取締ニ關シテハ通信係ヲ置クト雖新聞記者等ハ記事ノ蒐集其他用務ノ性質上常ニ御道

筋ヲ流動シ少数ノ係員ノミヲ以テシテハ指導取締ノ徹底ヲ期シ難キヲ以テ左記事項ヲ部下隊員ニ周知セシメ常ニ通信係ト連絡ヲ保持シ之ガ指導取締上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

記

一、大禮新聞團

大禮新聞團ハ今回ノ大禮ニ際シ新聞通信機關ヲ統一シ正確適良ナル報道ヲ爲サシメ諸般ノ混雜ヲ避クルト共ニ特別ノ記事ヲ供給シ指定ノ場所ニ於テ奉拜セシムル等特ニ便宜ヲ供與スル意味ニ於テ大禮使ノ要求ニ依リ組織セラレタルモノニシテ之ニ加盟ノ新聞通信各社ハ團ニ於テ資格調査ノ上認容シタルモノニシテ加盟各社ヨリ派遣スル團員ハ各地方應ヲ經由シ大禮使ニ願出許可ヲ受ケタルモノニシテ大禮使ヨリ交付ノ腕章ヲ佩用シ且寫眞ヲ貼付セル證明書ヲ携帯ス腕章及證明書ノ形式ハ別紙ノ通トス

二、大禮謹寫團

大禮謹寫團ハ大禮ニ際シ寫眞ニ依ル報道機關ヲ統一シ最モ優良ナル寫眞ノ頒布ヲ爲サシムル目的ヲ以テ特殊ノ場合ヲ供給シ其ノ他便宜ヲ與フル意味ニ於テ大禮使ノ要求ニ依リ組織セラレタルモノニシテ加盟ノ新聞通信社及之ガ業者ハ團ニ於テ資格調査ノ上認容シタルモノニシテ加盟各社ヨリ派遣スル團員ハ大禮新聞團員ト同様各地方應ヲ經由シ大禮使ニ願出許可ヲ受ケタルモノニシテ大禮使ヨリ交付ノ腕章ヲ佩用シ且寫眞ヲ貼付シタル證明書ヲ携帯スルモノニシテ普通寫眞部ト活動寫眞部ト二部ニ分タル腕章及證明書ノ形式ハ別紙ノ通トス

三、文部省活動寫眞班

大禮ニ際シ文部省ニ於テ教育資料ノ寫眞蒐集ノ爲組織シ派遣セラレタルモノニシテ宮内省ノ印章アル腕章ヲ佩用ス腕章ノ形式ハ別紙ノ通トス

四、大禮放送員

名古屋中央放送局ニ於テ大禮使ノ許可ヲ受ケ指定位置ニ在リテ鹵簿進御ノ模様其他ノ狀況ヲ放送スルモノニシテ大禮使ヨリ交付ノ證明書及腕章ヲ佩用ス腕章證明書ノ形式別紙ノ通トス

五、大禮新聞團大禮謹寫團ニ加盟セザル地方記者

本縣下ニ發行所又ハ本社若ハ支局ヲ有スル有保證日刊新聞通信社ノ新聞記者ニシテ大禮新聞團ニ加盟セズ一社一名ノ割合ヲ以テ本縣ニ願出許可ヲ受ケタルモノニシテ本縣交付ノ腕章ヲ佩用ス腕章ノ形式別紙ノ通トス

六、以上一乃至四ノ補助員使丁

前記大禮新聞團、大禮謹寫團、大禮放送員等ガ交通遮斷線内ニ於テ蒐集セル記事ノ原稿、寫眞材料搬出其ノ他ノ用務ノ爲メ使用スベキ目的ヲ以テ交通遮斷線内へ出入ノ許可ヲ願出本縣ニ於テ許可シタルモノニシテ本縣交付ノ腕章ヲ佩用ス腕章ノ形式ハ別紙ノ通トス

指 導 取 締

一、大禮新聞團員

鹵簿通御一時間前迄(十一月六日午後二時三十分、十一月二十七日午後一時三十分、十一月二十七日午前八時三十分、十一月二十七日午前五時五十分)交通遮斷線ノ出入ヲ認メ隨時御道筋ヲ流動シテ新聞記事ノ蒐集ヲ認ムルモノトス但シ雜沓ノ場所其ノ他取締上必要アル場合ハ之ヲ認メザルコトアルモノトス

交通遮断線ノ出入及御道筋ノ交通ハ乗用車ヲ用ヒス必ス徒歩タルコト殊ニ御道筋ノ交通ハ拜觀者線ニ近接シ歩行スルコト尙通御一時間前迄(十一月六日午後二時三十分、十一月二十六日午後一時三十分、十一月七日午前八時三十分、十一月二十七日午前八時三十分)ニ奉拜ノ爲メ必ズ指定ノ場所ニ集合シ尙通御後十分間ハ其位置ヲ離レサルコト奉拜場所ハ別紙ノ通トス名古屋驛プラットホームニテ奉拜スル團員ノ服装ハフロッタコートニシルクハットトシ其他ノ場所ニ於テ奉拜スルモノハモーニングコート以上トス

二、大禮謹寫團員(普通寫眞)

尙通御一時間前迄(十一月六日午後二時三十分、十一月二十六日午後一時三十分、十一月二十七日午前八時三十分)交通遮断線ノ出入ヲ認メ隨時御道筋ニ於ケル雜觀等ノ撮影ヲ認ムルモノトス但シ雜觀ノ場所其他取締上必要アル場合ハ之ヲ認メザルコトアルモノトス

交通遮断線ノ出入及御道筋ノ交通ハ乗用車ヲ用ヒス必ス徒歩タルコト殊ニ御道筋ノ交通ハ拜觀者線ニ近接シ歩行スルコト

尙通御一時間前迄(十一月六日午後二時三十分、十一月二十六日午後一時三十分、十一月二十七日午前八時三十分)ニ必ズ指定ノ場所ニ集合シ秩序正シク並列シ謹寫スルモノトス謹寫場所ハ別紙ノ通トス

尙通御一時間前迄(十一月六日午後二時三十分、十一月二十六日午後一時三十分、十一月二十七日午前八時三十分)ニ必ズ指定ノ場所ニ集合シ秩序正シク並列シ謹寫スルモノトス

撮影ニ當リ猥ニ尙通御ニ接近シ其他不敬ニ互ル如キ舉措アルベカラズ

尙通御後十分間ハ其位置ヲ離レザルコト

謹寫團員ノ服装ハモーニングコート以上トス

謹寫團ノ撮影場所ニハ大禮使寫眞係ヨリ一名及通信係ヨリ一名乃至二名ノ取締員ヲ配置ス

三、文部省活動寫眞班

謹寫場所ハ大禮謹寫團ト同一場所トス

其他遵守スベキ事項ハ大禮謹寫團ニ準ズ

四、大禮放送員

放送場所ハ別紙ノ通トス

服装ハモーニングコート以上トス

其他放送員ノ遵守スベキ事項ハ大禮新聞團、大禮謹寫團ニ準ズ

五、大禮新聞團ニ加盟セザル地方記者

遵守スベキ事項ハ大禮新聞團ニ準ズ

奉拜場所ハ名古屋驛プラットホームヲ除ク

他ハ大禮新聞團員ト同一ナルモ大禮新聞團員ノ後方ニ位置スルモノトシ服装ハモーニングコート

以上トス

六、補助員使丁

尙通御一時間前迄(十一月六日午後二時三十分、十一月二十六日午後一時三十分、十一月二十七日午前八時三十分、十一月二十七日午前八時三十分)ハ交通遮断線ヲ出入シ新聞原

稿寫眞材料ノ搬出ニ從事シ得ルモノトス

通御一時間前トナリタル時ハ尙通線外ニ立退クモノトス但シ活動寫眞ノ撮影補助ニ從事スルモノ

ハ此ノ限リニ在ラズ

御道筋ノ交通ハ必ズ徒歩タルコト

新聞原稿並ニ寫真材料ノ搬出ハ函簿通御一時間前迄(十一月六日午後二時三十分、十一月十七日午前八時三十分、十一月二十六日午後一時五十分)

木挽町筋納屋橋東詰ノ南北ノ通藩燒町通(本町通筋及小田原町通東西ノ筋ヲ開通スルヲ以テ同通路

ヨリ搬出スルコト

服裝ハ不體裁ナラザルモノヲ用ウルコト

其ノ他取締上注意事項

一、函簿通御一時間前(十一月六日午後二時三十分、十一月十七日午前八時三十分、十一月廿六日午後一時五十分)トナルモ新聞團員謹寫團員地方記者等ガ指定ノ奉拜所又ハ謹寫場所ニ就カザル場合若ハ通御十分前ニ於テ奉拜所謹寫場所ヲ離レ御道筋ヲ交通セムトスル場合ハ一般警衛員ニ於テ之ガ指導取締ヲ望ム

尙新聞團員謹寫團員等ニ通御後十分間ヲ以テ其ノ位置ヲ離ル、コトヲ認ムルハ所謂報道機關トシテノ機能ヲ發揮セシムルニ於テ必要ト認メラルルニ外ナラザルヲ以テ新聞團員等ガ其位置ヲ離レムトスルヤ一般拜觀者モ同様其位置ヲ離レムトスルニ至ルノ虞アルヲ以テ豫メ附近拜觀者ニ對シ充分注意警告ヲ加ヘ嚴重取締ヲ要ス

二、函簿ノ撮影ハ謹寫團以外ニハ絶體ニ許サレザル所ナルガ謹寫團ニ加盟セザル各社普通寫真撮影者若ハ一般拜觀者ニ於テ窃ニ撮影セムトスルモノアルヤモ計難キニ付豫メ周知セシムルト共ニ一般警衛員ニ於テ嚴重取締ヲナシ若シ撮影シタルモノヲ發見シタルトキハ直チニ原版ヲ領置スル等適宜ノ處置ニ出ヅルコト

三、航空機上ヨリ函簿ヲ撮影シ得ザルコトハ逕信省ヨリ各業者ニ警告済ナリ

大禮新聞團奉拜大禮謹寫團謹寫及大禮放送場所

大禮新聞團奉拜場所 名古屋驛プラットホーム (御石車ヲ距テ、向側ホーム)	謹寫團普通寫真撮影場所 納屋橋東側南傍(御着)	同上活動寫真撮影場所 柳橋停留場前巡査派出所ト石橋トノ間(御着)	大禮放送場所 名古屋驛プラットホーム内(丸ノミ)
本町角	本町門内(御着發共)	納屋橋西側北傍(御發)	名古屋驛前奉拜門傍(丸ノミ)
離宮正門前	離宮正門前(御着發共) (大禮第一齋、謹寫團一齋)	離宮正門前(御着發共)	離宮內守衛詰所、離宮內大松木傍(希望)
		離宮正門前(御着發共) (大禮使一齋、謹寫團一齋)	離宮賢所奉安所前(希望)

備考 外ニ柳橋ノ活動寫真撮影場所ニ入り得ル余地アルトキハ同所ニ於テ撮影シ得

證明書 (天地三寸三分左右二寸四分)

第 號

大禮新聞團員之證

大禮使印

寫真貼付

所 屬

氏 名

當 年

注 意

一、本證ハ別ニ定ムル腕章ヲ着用スルトキ必ズ携帯スルモノトス

一、本證ハ他人ニ貸與スベカラズ

一、大禮係員又ハ警察官ヨリ要求アリタルトキハ本證ヲ提示スベシ

大禮謹寫團員ノ證  
普通寫真部  
活動寫真部  
大禮放送員之證

樣式右同様

第三篇 警務部 第七章 通信係

使	禮	大	(地濃橙色) (文字白)
係	眞	寫	聞
團	開	新	禮
大	團	開	新
團	寫	謹	禮
大	團	寫	謹
員	送	放	禮
大	員	送	放

本縣ニ於テ調製交付ノモノ (幅員約現寸大)

(1) 新聞記者ニ交付スベキモノ

(2) 係員ノ佩用スルモノ

青	地	白	青	地	白	青	地
		部 警			部 察		
		印 察			信 通		
		社 聞 新					
		々 何					

様式同上

十一月六日	新愛知 名古屋 東京朝日 外二 大禮使一臺	新放送 大愛知 名古屋	名名大 名古阪 新古朝 電外新大 伊勢新開	大 阪 伊勢 新開	名名大 名古阪 新古朝 電外新大 伊勢新開	名名大 名古阪 新古朝 電外新大 伊勢新開	名名大 名古阪 新古朝 電外新大 伊勢新開	名名大 名古阪 新古朝 電外新大 伊勢新開	名名大 名古阪 新古朝 電外新大 伊勢新開
-------	-----------------------------------	-------------------	-----------------------------------	--------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

大禮謹寫團普通寫真部撮影場所割

様式同シ

大 大 禮 禮 新 聞 團 補 助 員 印

様式同シ

大 禮 放 送 補 助 員 印

昭和 大禮愛知縣記念録  
(3) 大禮新聞團謹寫團同放送補助員ニ佩用セシムルモノ





### 第一節 事務分掌

- 一、刑事隊ノ編成並石集
- 一、刑事隊ノ編成
  - 一、總人員 一二〇名
  - 警部 二名
  - 警部補 七名
  - 巡查部長 一六名
  - 巡查 九二名
  - 書記 一名
  - 運轉士 二名
- 二、部隊ノ編成
  - 係長 警部 間瀬 綱平
  - 主任 同 徳増 重太郎
  - 檢索隊
    - 第一小隊長 警部補 宮尾 昇
    - 第一分隊長 巡查部長 大岡 重春
    - 以下隊員巡查六名
  - 第二分隊長 巡查部長 山田 音一
- 以下隊員巡查五名
- 第二小隊長 警部補 渡邊 敏
- 第一分隊長 巡查部長 杉浦 勝男
- 以下隊員巡查五名
- 第二分隊長 巡查部長 加藤 文次郎
- 以下隊員巡查五名
- 第三小隊長 警部補 都築 安吉
- 第一分隊長 巡查部長 三矢 秋逸
- 以下隊員巡查五名
- 第二分隊長 巡查部長 横井 市太郎
- 以下隊員巡查五名
- 第四小隊長 警部補 留川 小一郎
- 第一分隊長 巡查部長 森田 徳治
- 以下隊員巡查五名
- 第二分隊長 巡查部長 外木 宅治
- 以下隊員巡查五名
- 停車場班

豊橋警備巡查二名岡崎警備巡查二名一宮警備巡查二名

#### 捜査隊

- 小隊長 警部補 山口 泰逸
- 第一分隊長 巡查部長 山田 半十郎
- 以下隊員巡查五名
- 第二分隊長 巡查部長 高橋 次助
- 以下隊員巡查五名

#### 拘獲隊

- 小隊長兼務 警部補 富川 小一郎
- 分隊長 巡查部長 太田 金三郎
- 同 大澤 繁一
- 以下隊員巡查十一名

#### 視察隊

- 小隊長 警部補 安藤 信太郎
- 第一分隊長 巡查部長 深津 利充
- 以下隊員巡查五名
- 第二分隊長 巡查部長 山田 彦次郎
- 以下隊員巡查五名
- 密行隊
  - 小隊長 警部補 田中 廣吉
  - 第一分隊長 巡查部長 美濃羽 喜源次
  - 以下隊員巡查五名
  - 第二分隊長 巡查部長 服田 増太郎
  - 以下隊員巡查五名
- 庶務及護送係
  - (兼) 巡查部長 高橋 次助
  - 以下隊員巡查五名、記書一名、運轉士二名

### 第二節 服務之其成績

刑事隊は左記の通り召集し警察練習所を宿舍に充て、檢索隊視察隊密行隊をして名古屋市内及隣接町村の宿屋料理屋飲食店貸座敷神社佛閣空家土工飯場等晝夜間に涉り一齊檢索を行ひ専ら警衛上の要注意者犯罪者の發見並豫防に努めたり捜査隊は名古屋市内に發生する一般犯罪の捜査並郡部に於ける重

要事件の捜査に従事す。拘摸隊は警衛線奉拜者の後方及電車其他難查する場所に配置し、拘摸警戒並檢舉に従事す。

行幸當日は捜査隊密行隊拘摸隊の一部を以て檢索隊を編成し、交通遮断區域外及停車場附近に配置し、専ら警衛上の要注意者發見の爲め宿屋の檢索を勵行したり。

然して共召集期日は左の如し。

第一回召集 自十一月七日 至十一月十七日 第二回召集 自十一月二十日 至十一月二十七日 八日間

刑事係に於て檢索したる犯罪其他は左表の通りなり。

刑事隊成績表(檢索)

種別	人員	處					引保護者	計
		現行犯	拘留	檢束	釋放	計		
強殺	二	二	一	一	一	一	二	
詐欺	六	一	一	三	一	一	六	
横領	四	一	一	三	一	一	四	
窃盜	一六	一	九	五	一	一	一六	
拘摸	二八	一	一	三	一	一	二八	
學動	四九	一	一	七	一	一	四九	
計	一〇二	一〇	一六	一七	一三	一	一〇二	

警衛當日刑事隊成績表

種別	人員	處					引保護者	計
		現行犯	拘留	檢束	釋放	計		
精神病者	三〇	一	一	一	一	一	三〇	
要察人	一	一	一	一	一	一	一	
家出	二	一	一	一	一	一	二	
上書建白の威あるもの	一	一	一	一	一	一	一	
賭博	四	一	一	一	一	一	四	
其他	一四七	一	一	一	一	一	一四七	
計	一四七	一	一	一	一	一	一四七	

種別	人員	處					引保護者	計
		現行犯	拘留	檢束	釋放	計		
拘摸	三	二	一	一	一	一	三	
學動	一〇	一	一	一	一	一	一〇	
精神病者	八	一	一	一	一	一	八	
白痴	一	一	一	一	一	一	一	
政事	一	一	一	一	一	一	一	
其他	二四	一	一	一	一	一	二四	
計	二四	一	一	一	一	一	二四	



署名	捕獲	部部	空襲	忍込	客引	機渡	萬引	其他	強盜	殺人	放火	傷害	暴力	詐欺	恐嚇	其他	計
警察部	三																三
名古屋	七																七
永上																	
新屋																	
江川																	
門前																	
熱田																	
築地																	
小計	元																元
勝川																	
瀧戸																	
西枇杷島																	
布衣																	
犬山																	
一葉山																	
稻宮																	
津島																	
彌富																	
計																	計

合小	富田	豊原	御橋	新田	足助	舉母	岡崎	西尾	大濱	安城	横須賀	半田
三												
三												
五												
六												
八												
一												
六												
一												
三												
一												
二												
一												
二												
三												
三												
三												
九												

因みに刑事係の服務心得は十月十九日刑訓示乙第三號により制定せられたるを以て参考の爲め茲に記述す。

刑事警察係服務心得

第一條 刑事係警察官吏ノ編成ヲ捜査検査視察密行拘捕ノ各隊ニ別チ其ノ配置並ニ擔當區別ハ別ニ定

第三篇 警務部 第八章 刑事係

ムル所ニ依ル

- 第二條 刑事係ハ本心得ニ依リ勤務シ専ラ犯罪ノ警防及捜査ニ従事スベシ
- 第三條 刑事係員ハ繼續勤務トシ別ニ指示スル宿所ヘ宿泊スベシ
- 第四條 刑事係員ハ私服ヲ着用シ各係員トノ連絡上便宜ノ爲メ別ニ定ムル徽章ヲ佩用スベシ
- 第五條 現行犯人其ノ他急迫ノ事情アル場合ノ外擔當區域外ニ出張ヲ要スルトキハ所屬上司ノ指揮ヲ受クベシ

第六條 捜査隊員ノ擔任スベキ事項左ノ如シ

- 一、名古屋市内ニ發生スル犯罪事件ノ檢證、實況見分並ニ捜査
- 二、郡部ニ發生シタル重要事件ノ檢證、實況見分並ニ捜査
- 三、他係員ヨリ引渡シテ受ケタル犯罪並ニ犯人ノ捜査
- 四、其ノ他所屬上司ヨリ命令ヲ受ケタル事項

第七條 視察、檢察隊ノ擔任事項左ノ如シ

- 一、刑事要視察人不良者等ノ視察
- 二、空家、社寺、佛閣、公園其ノ他浮浪者潛伏ノ疑アル場所檢索
- 三、宿屋、貸座敷、料理屋、飲食店等ノ臨檢
- 四、犯罪ノ警戒

右各號ヲ執行スベキ場所及區域並勤務方法ハ別ニ指示スル所ニ依ル

第八條 密行隊之ハ別ニ指示スル方法ニ依リ偵邏張込ヲ爲シ犯罪ノ豫防並ニ警戒ニ努ムベキハ勿論左

記ノ場所ニ對シテハ特ニ嚴密ナル注意ヲ爲シ犯罪アルコトヲ偵知シタルトキハ速ニ報告スベシ

一、皇族、大臣、内外貴顯ノ宿舎

二、御大禮關係者ノ宿舎

第九條 拘摸隊員ハ拘摸犯人ノ檢舉並ニ拘摸常習者ノ發見ニ努ムベシ

其ノ擔任區域並勤務方法ハ別ニ指示スル所ニ依ル

第十條 刑事係員ハ刑事要視察人並ニ犯罪容疑者ノ視察、檢舉スルノ外左ノ各號ニ該當スル者ノ發見ニ努ムベシ

一、不敬ノ行爲ニ出ントスル者又ハ其ノ虞レアル者

二、火藥、爆發物、變裝武器、兇器其ノ他危險ノ虞アル物件ヲ携帯セル者

三、拘摸、邯鄲師其ノ他犯罪者及同嫌疑者

四、學動不審者

五、浮浪者

六、公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ル者及其ノ虞アル者

第十一條 他係員ヨリ犯人等ノ引渡ヲ受ケタル場合ハ輕重緩急ヲ圖リ機宜ノ措置ヲ爲シ事態重大ナルモノハ速ニ報告スベシ

第十二條 行幸中ニ發生シタル犯罪事件ノ捜査並ニ其ノ他ノ取扱ハ特ニ迅速ニ之レヲ爲スベシ

第十三條 取扱又ハ探知シタル事項ハ所定ノ様式ニ依リ速ニ報告スベシ

### 第三節 犯罪捜査及視察取締

一 刑事要視察人並警衛上要注意者の取締  
 縣内在住の刑事要視察人並に警衛上要注意人の徹底的調査の目的を以て、戸口調査・一齊檢索を行ひ、異動並に潜在者の發見に努め、犯罪性濃厚なる者は行幸期間中身柄拘束又は視察尾行等を行ひ、犯罪不敬行為の防止に努めたり。  
 他府縣刑事要視察人中犯罪性濃厚なる者にして、同期間中本縣内へ旅行せむとする者は、可成阻止の方法を講ぜしめ、阻止し得ざる者旅行せむとする場合は、即報方を照會違算なきを期したり。  
 二 戸口調査  
 昭和三年九月十五日より十月十五日迄を第一期として、戸口調査を反覆勵行し、新轉入者及已住者にして身元不明者に對しては悉く身元調査を爲し、潜在刑事要視察人並に警衛上要注意人の發見に努めたり。

#### 三一 齊檢査

刑事要視察人及警衛上要注意人の發見並に犯罪豫防檢査の目的を以て九月二十日同二十一日、同三十日、十月十一日、同二十八日、同三十日、十一月一日、同十三日の八回に涉り、縣下各郡に於て、宿屋料理屋、飲食店、無料宿泊所、公園、空家、社寺、佛閣、各種飯場、材木置場、其他不良者の潜伏し易き場所の一齊檢索を實施したる結果左記の通り。

一齊檢索成績表

同行數	告發數	檢束數	現行捕犯	刑事要視察人發見數	其他	計
147	19	166	11	11	34	2
男	男	男	男	男	男	男
女	女	女	女	女	女	女
計	計	計	計	計	計	計
11	11	34	2	2	56	2
11	11	34	2	2	56	2
34	34	54	2	2	56	2
34	34	54	2	2	56	2
54	54	54	2	2	56	2
2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2
116	116	116	116	116	116	116
29	29	29	29	29	29	29
145	145	145	145	145	145	145
364	364	364	364	364	364	364
50	50	50	50	50	50	50
414	414	414	414	414	414	414

戸口調査ニ依ル潜在者發見表

刑事要視察人	保護少年	前科者	不良者	浮浪者	其他警視察ヲ要スルモノ	合計
一九	五	八八	二	一九	六	一三九

### 第四節 犯罪の豫防

一 特別犯罪防止  
 大禮中犯行を逞する感ある、拘摸空巢郡の常習者四十一名を十月廿八日より隔離し犯罪防止に努めたり。

二 不正香具師の取締

第三篇 警務部 第八章 刑事係

大禮を見越し不正香具師が縣内に潜入し、良民を欺罔し不正品を販賣又は詐欺賭博等を敢行する虞あるを以て、之れが取締を勵行せり。

三、民衆自警

大禮警衛警備の爲め警察力の稀薄に乗ずる準備として縣下各警察署長をして市町村長町總代消防組在郷軍人團青年團等の幹部と協議せしめ、各町村に於て自警團を組織せしめ夜警を實施せしめたり。

四、特別警戒

大禮警衛警備の爲め警察力稀薄となりたる爲め、教習中の前期生後期生を名古屋市内各地點に臨時配置し、特別夜警を實施し、三重縣へ應援中は特設消防非番員の應援を受け、名古屋市内の犯罪及火災の警戒に努めたり。

五、犯罪豫防宣傳

宣傳印刷物を各戸に配布し、一面所轄署長をして小學兒童青年團其他各種會合の機會に於て口演宣傳を爲さしめたり。

六、空家の調査及管理

九月中縣下一圓の空家を調査したるに、名古屋市は二八〇五戸、郡部三八七六戸合計六、六八一戸あり之れ等の家主又は管理者に對し嚴重なる鎮諭を施さしめ、犯罪者の潜伏の余地なからしむる様管理せしむ。

七、其の他神社佛閣材木置場各種飯場宿屋料理屋貸座敷業者等に對し、學動不審者の潜伏又は來住宿泊

遊興者ある場合は速に警察官に申告する様懇諭せり。

### 第九章 衛生係

御大禮に關する保健防疫救療其他衛生事務は大正四年に於ける御大禮事務と、昭和三年一月内務省衛生局長依命通牒並内務省に於ける衛生課長會議の決議事項及昭和二年陸軍特別大演習に於て實驗したる事項等を參酌し、以て其の施設實行すべき大綱を定め、昭和三年四月夫々之が實行に着手せり。

#### 第一節 事務分掌

衛生係配置表左の如し(○印は委員たる係員を示す)

係長 地方技師(衛生課長)	村島 鐵男	衛生主事補	森 義 郎
係員		書 記	脇田平左衛門
應務ニ關スル事項		警部(建築課)	大 飼 三 太郎○
主任	警 部 伊 藤 雅 夫○	外 一 名	
警 部 補	小 島 岩 三 郎○	防疫ニ關スル事項	
同	久 米 藤 市○	主任	防 疫 醫 水 野 信 彦○
衛生主事補	後 藤 斧 吉○	檢 疫 委 員	木 内 林 作○
同	森 島 憲 一	防 疫 醫	菱 倉 龜 藏○
書 記	櫻 井 佐 助	同	小 川 浩○

海濱検査 坂下 貢

同 渡邊 修二

検査員 磯島 愛蔵

同 藤岡 徳平

防疫監吏 横井 錠三郎

同 伊藤 征夫

同 外二名

防疫監吏 野島 徳治

同 兼岩 主計

同 外三名

水質検査並ニ消毒ニ關スル事項

主任 地方技師 勝田 孫治郎

同 (兼) 古川 友次郎

衛生技師 石原 弘

同 森 亮一

同 谷口 敬

同 技師(兼) 佐竹 山次郎

同 (同) 櫻井 守忠

同 (同) 田中 喜義

衛生技師 武田 滿壽雄

同 細田 英彦

飲食物検査保健衛生ニ關スル事項

主任 地方技師 古川 友次郎

衛生技師(兼) 勝田 孫治郎

同 (同) 結城 清

衛生技師(同) 石原 弘

技手 佐竹 山次郎

健康診断ニ關スル事項

主任 衛生技師 吉川 壽次郎

同 (兼) 三宅 守貞

衛生技師 森 亮一

防疫監吏 大澤 孫治郎

細菌検査ニ關スル事項

主任 防疫 岩塚 清

同 (兼) 水野 信彦

防疫監吏 小池 清

同 馬島 純次郎

同 杉戸 昌次

同 永谷 賢一

同 名二名

乳肉衛生ニ關スル事項

主任 衛生技師 安井 嚴彦

衛生技師 伊藤 亮一

防疫監吏(兼) 小鹿 善夫

衛生技師(兼) 蟹江 正清

家畜傳染預防ニ關スル事項

主任 衛生技師(兼) 安井 嚴彦

衛生技師(兼) 伊藤 亮一

防疫監吏 小鹿 善夫

同 高田 雄太郎

衛生技師(兼) 蟹江 正清

家畜防疫委員 池田 太郎

同 和田 範夫

防疫獸(同) 高田 雄太郎

### 第二節 御料品検査

#### 第一款 御膳水検査

御膳水に關しては係員をして豫め名古屋離宮當局ニ打合せを爲さしめ、昭和三年八月十六日御膳水豫備水其他四ヶ所の飲料井戸の浚渫を行ひ、其の沈静を俟て係員をして第一回の検査を施行せしめたるに左記の如く理化學的及細菌學的検査成績佳良なりしも、湯沸所傍の井戸側腐朽せるを以て修理の必要あるものと認め此の趣名古屋離宮當局に通知し、其の完成を俟つて更に二回の浚渫を行へり。

#### 水質検査成績表

所在地	名古屋離宮	同	上	同	上	同	上	同	上
-----	-------	---	---	---	---	---	---	---	---



井戸ノ位置	御膳水	調理場傍	湯沸所傍	工作場前	天守西
探年月日	昭和三年六月廿六日 午前十時十五分	同	同	同	同
天候	晴曇	同	同	同	同
探時	攝氏三十二度	同	同	同	同
探時氣温	攝氏十七度五分	攝氏十八度	攝氏十七度	攝氏十八度	攝氏十七度
探時水溫	完全	完全	井戸側腐粉セリ	普通	普通
井戸周囲構造	完全	完全	九蓋	七蓋	七蓋
地面ヨリ水面迄距離	九七米	二一三米	九蓋	七蓋	七蓋
水深	二〇米	一八六米	一七三米	一四三米	〇四米
外観	無色透明	上	上	上	上
固形物總量	三三・〇〇	一七・〇〇〇	一五・〇〇〇	一三・〇〇〇	一〇・〇〇〇
クローリ	八・八六〇	一〇・六六〇	四・九六〇	八・一五〇	四・九六〇
硫酸	檢出セズ	同	同	同	同
硝酸	檢出セズ	同	同	同	同
亞硝酸	檢出セズ	同	同	同	同
アンモニア	檢出セズ	同	同	同	同
硬質	三・六〇〇	三・三〇〇	四・三〇〇	七・六〇〇	三・二〇〇
有機質酸化ニ要スル「カメレオン」消費量	四・一〇〇	五・三〇〇	三・二〇〇	一・五八〇	三・八四〇
一立方センチメートル中細菌墜落數	四〇	二七	二七	一七	三
細菌種類	二	二	五	二	二
適否	ニ	ニ	五	二	二

御料上水道水及御膳水豫備水其他四箇所の井戸の第二回浚渫後の水質検査は宮内官に於て之を施行せり。而して萬全を期する爲め十一月五日及十一月二十五日の兩度に涉り、離宮内五箇所の井水に對し、晒粉消毒を施行したり。名古屋借行社は非常御立退所に充てられたるを以て御料水として上水道水の水質に就而係員をして理化學的細菌學的検査を施行せしめたり其の成績左の如し。

化學検査成績書 (第一回)

御膳水	所在地	名古屋借行社上水道水
探年月日時	昭和三年十月十八日午前十時四十二分	
當時氣温	攝氏二十四度	
當時水溫	攝氏十九度	
當時天候	前日曇 當日曇	
右無色透明ニシテ異臭味無ク反應弱アルカリ性化學的検査ヲ遂グルニ其ノ成績左ノ如シ。		
固形物總量	一六五・〇	不檢出
クローリ	二・八三六	一・五八〇
硫酸	不檢出	一・一三〇
硝酸	不檢出	三九
亞硝酸	不檢出	二
硬質	三・六〇〇	三・二〇〇
有機質酸化ニ要スル「カメレオン」消費量	四・一〇〇	三・八四〇
一立方センチメートル中細菌墜落數	四〇	三
細菌ノ種類	(大腸菌ヲ認メズ)	

第二回 検査成績書

御膳水

所在地 名古屋借行社上水道水

採酌年月日時 昭和三年十一月二十日午前十一時〇分

同 當時氣温 攝氏十九度

同 當時水温 攝氏十六度

同 當時天候 前日 晴

右無色透明ニシテ異臭味無ク反應弱アルカリ性化學的検査ヲ遂ケルニ其ノ成績左ノ如シ

固形物總量	四八、〇	アンモニア	檢出セズ
クロール	二、二七	有機質酸化ニ要スルカメレオン消費量	二、二二
硫酸	痕跡	硬度 (獨逸法)	〇、五
硝酸	痕跡	一立方センチメートル中細菌落數	八
亞硝酸	檢出セズ	細菌ノ種類(大腸菌ヲ認メズ)	二

第二款 御料水

御料水に關しては昭和二年陸軍特別大演習に際し其の營業狀態生産能力等必要事項に就て調査を遂げ、日東製水株式會社名古屋出張所をして納入せしめたるを以て、御大禮に際しても納入せしむることとし、係員をして納入に關する諸般の設備に付打合せしめ、次で係員をして製水検査を行はしめ御用の終る迄他へ搬出を遠慮せしむることとし、其の貯水庫冷蔵貯水庫を封印せり而して納入に當りては係員をし

て立會せしめ容器の消毒及製水取扱の監視を爲さしめたり。

第三款 御料牛乳

九月二十六日より八日間、互り、係員を名古屋市及附近町村に出張せしめ、牛乳搾取所五十四個所乳牛總數一、二六四頭に對し精細検査を遂げ、就中體質強健性質温順年齢分曉後の經過日數分曉回数顯幹の對照等に配意し、二十三ヶ所より左の四五頭を豫選したり。

乳牛選出表

名 稱	胤 種	年 齡	体 格	毛 色	營 養	搾 取 日 數	分 曉 回 數	分 曉 年 月 日	特 徴	ツベルクリン應 用 年 月 日
小富士號	ホルスタイン雜種	大正十三年生	大	黑白斑	頁	一斗	三回	昭和三年一月十六日	眉間線鼻端黑斑	昭和二年十月四日臨床及ツベルクリン應用陰性
白山號	同	大正九年生	中	同	同	一斗二升	五回	昭和三年九月十日	額白斑額四刺毛眉峯及下唇白	同
芙蓉號	同	大正十年生	大	白黒斑	同	九升	四回	昭和三年八月三日	鼻端黑斑	同
東山號	同	大正十四年生	大	黑白斑	同	七升	一回	昭和三年四月廿八日	鼻端白斑右胸側下部小白斑	同
清水號	ホルスタイン雜種	大正九年生	中	黑白斑	頁	八升	三回	昭和三年四月十五日	額星面旋	同

名	種	千種町一ノ神	清	水	太	郎
清泉號	胤種	年	分	特	微	ツベルグリン 應用検査月日
小富士號	胤種	年	分	特	微	昭和三年八月八日
蓬萊號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
東山號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
白山號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
芙蓉號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
御室號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
常盤號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
清水號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
第一號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
雲井號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
振武號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
第三號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
開第三號	胤種	年	分	特	微	昭和三年

名	種	千種町一ノ神	清	水	太	郎
アシトヤ號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
大山號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
西浦號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
新明號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
大泉號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
第一號	胤種	年	分	特	微	昭和三年
モンズバニ	胤種	年	分	特	微	昭和三年
ボシヤブ	胤種	年	分	特	微	昭和三年
セリス	胤種	年	分	特	微	昭和三年

五〇號	若尾號	富士號	白雲號	白菊號	第二積田號	北方號	ヒーター號
廣路町	千種町	千種町	千種町	千種町	古	千種町	千種町
大正十一年生	大正十一年生	大正十二年生	同	大正十二年	大正十三年生	大正九年生	大正十三年生
黑白	白黒	同	同	同	黒白	黒白	同
大	大	同	同	中	大	大	同
一斗三升	一斗	一斗	一斗五升	一斗	一斗三升	一斗	一斗
二回	四回	二回	二回	三回	同	六回	三回
昭和七年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年
額星鼻端黒口圍黒	流白下唇及喉部	鼻端黒左肩胛上後	左前脚上部黒	鼻端黒班剛面外張	前旋下流白左腕部	前旋右腕部白	前旋中額星下唇白
昭和三年	昭和二年	昭和二年	同	昭和二年	昭和二年	昭和二年	同

冬雨號	ボナスツキ號	エス號	第三鐵嶺號	田中號	櫻號	セダ一號	赤羽根號
御	御	御	廣	廣	熱	八	呼
大正九年生	大正十二年六月生	大正十一年九月生	大正十年生	大正七年生	大正十年生	大正十四年生	大正十五年生
白黒	黒白	同	白黒	黒白	黒白	黒白	白黒
大	同	中	大	中	同	同	同
八	八	同	八	九	一	一	一
升	升	同	升	升	斗	斗	斗
六回	三回	同	四回	六回	二回	二回	一回
昭和三年	昭和三年七月	同	昭和三年六月	昭和三年	昭和三年六月	昭和三年	昭和三年
鼻端白黒班 旋左	鼻端白班翼脚部白	前向内角狀鼻端小	鼻端黒	額星左唇部白點	前旋正右唇及唇部	額星番甲半白	前旋正鼻端面部黒
昭和二年	昭和三年	同	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和二年	昭和二年

第三篇 警務部 第九章 衛生係

原町	同	大正十四年	黑白	同	八升五合	一圓	昭和三年	星屑峰部尾白	昭和二年十二月十三日
則武町	同	大正十三年	同	同	一斗六升	三圓	昭和三年	同上	同上
同	同	大正十二年	同	同	一斗二升	三圓	昭和三年	同上	同上
同	同	大正十三年	同	同	一斗三升	三圓	昭和三年	同上	同上
同	同	大正十三年	同	同	一斗二升	三圓	昭和三年	同上	同上
同	同	大正十三年	同	同	一斗三升	三圓	昭和三年	同上	同上
同	同	大正十三年	同	同	一斗二升	三圓	昭和三年	同上	同上
同	同	大正十三年	同	同	一斗三升	三圓	昭和三年	同上	同上
同	同	大正十三年	同	同	一斗二升	三圓	昭和三年	同上	同上
同	同	大正十三年	同	同	一斗三升	三圓	昭和三年	同上	同上

備考 検査ヲ行ヒタル牛乳搾取所五十四ヶ所檢診ヲ行ヒタル乳牛總數一、一六四頭

内譯 撰出セル搾取所二十三ヶ所撰出セル乳牛四十五頭

牛乳定量分析成績書

牛乳

名古屋市中區廣路町字一ノ田

四種

清水太郎

牛乳	牛名	番號	搾取月日	比重	水分	總固形物	乾酪質	蛋白質	脂肪	乳糖	灰分
東山	山	二	十一月十一日	1.028	87.8	12.2	3.2	3.0	1.8	7.0	0.2
白山	山	三	十一月十一日	1.028	87.8	12.2	3.2	3.0	1.8	7.0	0.2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

牛乳

名古屋市中區廣路町字一ノ田

一種

杉原房吉

牛乳	牛名	番號	搾取月日	比重	水分	總固形物	乾酪質	蛋白質	脂肪	乳糖	灰分
清水	水	五	十一月十一日	1.028	87.8	12.2	3.2	3.0	1.8	7.0	0.2

牛乳警察的検査成績書

牛乳

名古屋市中區千種町字一ノ田

四種

清水太郎

牛乳	牛名	番號	比	重	脂	肪	搾取月日
白山	山	一	1.028	7	3.3	十月十一日	
東山	山	二	1.028	6	3.7	同	
小富士	士	三	1.028	7	3.5	同	
美譽	譽	四	1.028	5	3.1	同	

牛乳

名古屋市中區廣路町字一ノ田

一種

杉原房吉

牛	名	番	號	比	重	脂	肪	搾	取	月	日
清	水		五		一、〇三二四		三、六			十	月
										十	一
										日	

牛乳細菌検査

(一) 顯微鏡検査

- 第一、白山號 乳球排列不整極めて粗大、大小不同
- 第二、東山號 乳球排列整調密大小不同
- 第三、小富士號 乳球排列整調密大體に於て大小不同
- 第四、芙蓉號 乳球排列極めて整調密にして大小一定せり
- 第五、清水號 (杉原牧場の乳牛) 乳球排列不整中等度調密大小不同なり

(二) 培養検査

以上の乳汁について其の一立方種を九立方種、減菌蒸溜水に稀釋し、其の〇.二〇、〇.五、一.〇立方種を寒天培養基PH七.二〇立方種、攝氏四十五度に溶解せるものと混合、振盪平板培養し、四十八時間、攝氏三十七度解卵器中に於て發生せる聚落に就き、之が顯微鏡的検査を施行したるに次の如し。然して一牛乳に就き十五枚宛寒天平板を使用し、其の一立方種中の細菌數を計算したり。

- 第一、白山號 鐘頭形中等大厚キ黄白色不透明軟骨樣光澤ヲ有スル聚落鏡檢スルニ乳酸連鎖狀球菌
- 第二、東山號

- (一) 黄青色不透明厚キ圓形大ナル邊縁著明ナル聚落鏡檢スルニビスバー氏菌
- (二) 白蠟樣光澤圓形中等大邊縁著明ノ聚落鏡檢スルニ乳酸連鎖狀球菌

- 第三、小富士號 乳白色中等大厚邊縁著明ナル粘着性ノ聚落鏡檢スルニ乳酸連鎖狀球菌
- 第四、芙蓉號 (一) 白キ邊縁著明ナル培養基深部ニ發育セル中等大ノ聚落 (二) 乳白色ニシテ深部ニ廣汎性ニ擴カレル融合擴大セル聚落以上(一)(二)ノ聚落鏡檢スルニ何レモ乳酸連鎖狀球菌
- 第五、清水號 黄白色圓形中等大邊縁圓味ヲ帶ヘル滑澤反射セル聚落鏡檢スルニ乳酸連鎖

(三) 細菌數

各乳汁一立方種中の細菌數に就て精算するに次の如し

- 第一、白山號 二九〇
- 第二、東山號 二五〇
- 第三、小富士號 七三〇
- 第四、芙蓉號 二二〇
- 第五、清水號 九七〇

右細菌は全部非病原菌にして病原菌を發見せず、而して十月二十日以上の選牛及検査成績を宮内省に報告したるに、同月二十九日小富士號を御料乳牛に芙蓉號を之が豫備に決定の旨宮内省より通牒ありたるを以て直に畜主に傳達し、係員を派し毎日交代して乳牛の健康診斷に當らしめ、尙時々該牛の乳質検査を爲さしめ寸毫の缺點なきを期せり、而して其の成績左の如し。

月	日	時	小		大		美	
			比	重	比	重	比	重
十月	一日	午前	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	四日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	五日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	六日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	十一日	午後	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
十一月	一日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	二日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	三日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	四日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	五日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	六日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	七日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	十九日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	二十日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	二十一日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	二十二日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	二十三日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	二十四日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	二十五日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
同	二十六日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010

御料牛乳上納量並其成績

同	二十七日	同	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010	1.010
---	------	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------

月	日	時	大		小	
			比	重	比	重
十一月	六日	午後一時	1.010	1.010	1.010	1.010
同	七日	午前五時	1.010	1.010	1.010	1.010
同	二十六日	午後一時	1.010	1.010	1.010	1.010
同	二十七日	午前五時	1.010	1.010	1.010	1.010

第四款 御料クリーム

御料クリームは昭和三年十一月一日より、及同十一月十九日より何れも御料用牛乳の脂肪検査を爲すに其成績左の通り。

月	日	時	大		小	
			比	重	比	重
十一月	一日	午前	1.010	1.010	1.010	1.010
同	二日	午後	1.010	1.010	1.010	1.010
同	三日	午後	1.010	1.010	1.010	1.010
同	四日	午後	1.010	1.010	1.010	1.010

第三篇 警務部 第九第 衛生係

同	同	同	三四%	〃	三五%	同	二十四日	〃	三四%	三三%
同	同	同	三五%	〃	三三%	同	二十五日	〃	三四%	三四%
同	同	同	三五%	〃	三六%	同	二十六日	〃	三四%	三四%

御料クリーム上納量並其成績

月	日	大		外	腸	味	反	應	脂	寮
		時	量							
十一月	六日	午前八時	二合	帶黃白色	佳	良	兩	性		三四%
十一月	二十六日	午前八時	二合	同	同	同	同	同		三三%

第五款 御料肉

御料肉の居室は名古屋市に於て同市屠場内に特設したるものを充て納入者は名古屋市東區富澤町梅澤辰藏に指定あり同人は肉牛を選定し名古屋屠場御料居室隣室に繋留し行幸の際は十一月二日還幸の際は十一月二十一日何れも午前六時獸醫及所轄江川警察署衛生主任巡查部長立會の下に屠殺を了し納入す。

生體検査成績					解體検査成績					
検査月日	種名	年齢	産地	飼育地	血液凝固性	皮下脂肪	筋纖維並に脂肪の割合	内臓	状況	技肉量
										正味量



御料乳牛 (千種町清水太郎飼育)



(内宮離) 所 毒 清



(所張出屋古名社會式株水製東日) 水 料 御



御料品其他の消毒は名古屋離宮東一の門内に消毒所を開設し昭和三年十一月五日六日七日同二十五  
 第三篇 警務部 第九第 衛生係 九二三

第三節 御料品献上品・天覽品・郵便物・新聞等の消毒

上納月日	時刻	納入場所	御料肉種別及量	備考
十一月六日	午後一時	大膳寮	牛肉ロース 八斤	
同 二十五日	同	同	同 ヒレ 二〇〇匁	
同 二十六日	同	同	牛肉ロース 八斤	

御料肉上納量並種別

日一十二月一十	日二月一十
號三二一	號天村
種和改	種和改
歳六	歳六
縣庫兵	縣庫兵
縣重三	縣重三
色褐黒	毛黒
白腹	中旋面
分五寸二尺四	寸二尺四
貫十二百	貫拾百
すめ認め状異買佳養營	認め認め状異買佳養營
血液鮮赤 紅色を呈 し凝固性 に富む	血液鮮赤 色を呈し 凝固性に 富む
淡黄白色 を帯び附 着程度中 庸にして 平滑	淡黄白色 を帯び平 滑にして 多量
濃赤色筋 織維間 夾雜脂肪 に富み含 水分少し	濃赤色を 帯び筋織 維間夾雜 脂肪豊富 にして含 水分少し
各臓器異状無し内臟脂肪は乳 白色を呈す其量左の如し 大網膜脂肪量 二、五〇〇匁 腎臟脂肪量 二、五〇〇匁 大小腸間膜脂肪量 二、五〇〇匁	各臓器異状無し内臟脂肪は白 色を呈す其量左の如し 大網膜脂肪量 二、五〇〇匁 腎臟脂肪量 三、〇〇〇匁 大小腸間膜脂肪量 二、五〇〇匁
枝肉量 五七貫	枝肉量 四五、五 正味量 四七貫

日二十六日二十七日に涉り、係員をして名古屋離宮に搬入の御料品其他の物品の消毒に従事せしめたり其消毒件數左の如し。

名古屋離宮内搬入物品の消毒件數		種別	
種別	件數	種別	件數
天覽品	三三三件	官報	一〇部
御帳	三帳	郵便物	三〇點
御料品	三九點	夜具	八四六枚
新聞	九八九件	其他	四九二點
計		計	二、七四二點

尙御料食料品は縣廳内に特設したる一室を更に消毒し之に冷蔵其他必要なる設備をなして格納し銀箱を施し御用の都度上納することゝしたり。

### 第四節 貴賓及供奉員旅館衛生

貴賓供奉員の旅館に關しては係員をして家族同居人並に出入人等の健康診斷及糞便検査を行はしめたるに何れも異狀なし尙同時に居室の飲食物調理場調理原料飲食物用器具寢具洗面所湯殿便所等の検査及清潔保持等に就き特に注意を爲さしめ一面左記心得書を各署へ配布して注意する處あり些の遺憾なからしめたり。

新榮署	二〇部	門前署	一〇部	熱田署	一〇部	征島署	二〇部
江川署	一〇部	錦屋署	一〇部				

### 皇族、貴賓、供奉員の御旅館並飲食物調理所の衛生其の心得

- 一、邸宅の内外は常に掃除を怠らず清潔になし置くこと
- 二、室内は時々掃除し且戸障子を開放し換氣を計ること
- 三、柱敷居、鴨居及襖障子の引手等は清拭し置くこと
- 四、寢具類、敷物等は御投宿前日々光に曝し清潔に爲し置くこと
- 五、寢具其他飲食物器具等は本年五月以降傳染病の發生したる家又は肺結核、癩等の傳染性疾患ある家より借り入れざる様注意すること
- 六、寢具は清潔なる白布を以て被包したるものを用ひ襟掛、枕掛等も清淨の白布を以てし毎日清淨のものと取換ふること
- 七、傳染性疾患ある者は勿論一切の病者をして飲食物の調理又は給仕等を爲さしめざること
- 八、庖厨の作業に従事する者及給仕人は之を一定し置くこと
- 九、料理人は清潔なる衣類を着用せしめ作業の際は白き胸掛を用ひしむること
- 一〇、食事の給仕を爲す者は必ず供膳前石鹼及湯を用ひて手を洗滌し且含嗽すること
- 一一、凡て飲食物及飲食物用器具には適當なる覆蓋を爲し塵埃昆虫類の附着を防ぐこと

- 一二、飲食物の調理場は採光換氣を充分ならしめ常に清潔を保持し且蠅其の他昆虫を驅除すること
- 一三、宿舍外の調理場等より飲食物を運搬する場合は清潔なる運搬器を用ひ覆蓋を完全にし更に白布を覆ひ塵埃、昆虫類等の附着せざる様注意すること
- 一四、飲食物の調理により生ずる廢物は凡て覆蓋ある一定の容器に収集し一日一回以上他に搬出し停滯せしめざることを
- 一五、銅、青銅製の器具は使用前充分に磨き固有の光澤を有せしめ且該器具にして調理したる飲食物は直に瀬戸物其の他の器物に移すこと
- 一六、飲食物の調理器にして珽瑯の剝離したるもの又は銅、青銅製の器具にして錆化したるものは使用すべからざること
- 一七、飲食物用器具其の他口に觸るべきものを小揚子類用に供せんまする場合は淨水にて洗滌し且熱湯を濯ぐこと
- 一八、飲料水は勿論洗滌水、盥洗の水等も一旦煮沸放冷したるものを用ふることを
- 一九、飲食物は新鮮なるものを選び腐敗し易きもの及前日調理したるもの若は不熟の果物、潤濁せる「ビール」「サイダー」等は一切調進せざること
- 二〇、風呂場、浴槽、水槽等は使用前清潔に掃除し且熱曹達液にて擦拭し其の後は使用毎に淨水にて洗滌するべし
- 二一、風呂場、洗面場には清潔なる容器に新鮮なる多量の清水を備ふることを 但し洗面及口嗽用の水には煮沸水を用ふることを

- 二二、室内廊下等にて目觸りとならざる適當の場所に清潔なる唾壺を備へ毎日掃除をなすこと
- 二三、廁圍は専用として充分清潔にし御投宿前之を汲み取り同時に石灰の類を撒布し鋸屑、糞殻等を投入して乾燥せしめ置き毎日一回以上掃除し尿尿は充溢せざる様夜間汲み取り搬出すること
- 二四、便所には「クロール」石灰を以て消毒したる淨水を湛へたる流水装置の手洗器を設置すること
- 二五、下水其の他汚物溜は停滯又は充溢せしめざる様清潔に掃除すること
- 二六、炊事場、浴場等火氣を取扱ふ場所は時々煙筒其の他を掃除し時々見廻り火災の豫防に注意すること
- 二七、消火器を設置すること 但し從來より備付たるものは豫め使用試験を行ひ且家人をして其の扱方を會得せしめ置くことを
- 二八、非常用水を備へ置くことを
- 二九、常用燈火の外成るべく豫備燈を備へ萬一の故障に差支なからしむることを 洋燈を用ひざるべからざる場合は其の油壺は金屬製を用ふることを
- 三〇、戸締を完全になし火災及盜難を警戒すること
- 三一、客室には貴重品の保管に適する装置をなすことを
- 三二、非常口は豫め調査し置き萬一の場合支障なき様爲し置くことを

## 第五節 健康診断

行幸に關係ある吏員及離宮出入者、車夫、馬丁等の健康診断は係員をして之に當らしめ健康診断と糞便

昭和大陸愛知縣記念誌  
 検査を爲すに其の成績左の如し。

健康診断成績表 (縣吏員御料品關係者)

種別	健診人員	健康者	發見患者		糞便検査	保菌者
			トラホーム	肺炎カタル		
御料乳	一八	一八			一八	
御料肉	二二	二二			二二	
縣大禮事務員	一	一			一	
縣宮勤務者	五九	五九			五九	
同家出入者	一七五	一七三		二	一八二	
離宮使丁及人夫	四七	四七			六五	
御料水	一三	一三			一三	
小鴨	一五	一四		一	一五	
鷄卵	一〇	九		一	一〇	
林檎	一一	一一			一一	
バナナ	一一	一一			一一	
鯖甘鯛	三	三			三	
御用車運轉手	一一	一一			一一	
自動運搬	一一	一一			一一	

一、健康診断の結果病患者に付ては何れも遠慮せしめたり。  
 一、健康診断數と糞便検査數と合致せざるは勤務其他の状態にあり糞便検査のみに止めたるものありたるによる。  
 御還幸の際に於ては御料品納入者其他緊要なる者に對してのみ、二回目の検診並びに糞便検査を行へり。

居夫	計
二四六	七五九
二四六	七五五
六	三
六	一
六	一〇八五
六	

### 第六節 水質検査

水質検査は昭和二年十一月陸軍特別大演習の際にありては名古屋市新市部及野外統監部所在地町村に於ける、一市三郡四ヶ町十ヶ村の井水三萬二千三百七十七箇の水質検査を行ひ、不良井水に對しては夫々改善の方法を講ぜしめたりしが、御大禮に際しては更に防疫上最も必要と認めたる名古屋市及近接町村に於ける水質検査を施行することとし、昭和三年七月二十八日係員を名古屋市及關係町村に派遣し、或は町村當局と實施上の打合せを爲し諸般の準備を了し、同年八月七日西春日井郡西枇杷島町より検査に着手し、同年九月二十六日完了したり、其の成績左の如し。

而して検査員としては當廳技術員を以て之に充て三人を一班とし三班を編成し、尙補助として臨時雇員一名を之に配したり。

水質検査成績 (名古屋市ノ一部)

施行地	検査總數	適當ナルモノ	濾過ヲ要スルモノ	煮沸ヲ要スルモノ	不適當ノモノ
岩塚町篠原町方面	一、一八七	二九五	六三	三三四	四九五
野立町方面	一、九八三	二九三	三五	四三一	一、二二四
荒子町方面	九八五	一一二	三八	一二九	七〇六
小碓町方面	五四七	三四	三三	五一	四二九
合計	四、七〇二	七三四	一六九	九四五	二、八五四

飲料井水検査成績 (郡部ノ一部)

施行地	検査總數	適當ナルモノ	濾過ヲ要スルモノ	煮沸ヲ要スルモノ	不適當ノモノ
丹羽郡犬山町	一、三一二	三四二	六	七三六	二二七
愛知郡下ノ一色町	九一〇	二二	五	八八	七九四
西春日井郡庄内町	五七二	二七三	二二七	一三	四九
同 西枇杷島町	七六七	五三六	四三	六三	一二五
同 川中村	一一八	八一	七	一九	一一
同 萩野村	二四八	一九八	一一	二七	一一
合計	三、九二七	一、四五三	三〇九	九四六	一、二一八

検査を終ると同時に飲料水改善に關し市長宛左の通り通牒せり尙前記中區岩塚町篠原町方面南區西古渡町野立町荒子町小碓町方面検査の結果成績良好ならざりしを以て特に一般に注意する様市内各署宛通牒を發せり尙料理店飲食店宿屋に對しては一層注意をせしむる事となれり。

禮警發第七八號

昭和三年十月八日

愛知縣警察部長

名古屋市市長宛

飲料井水改善ニ關スル件

飲料井水ノ可否ハ衛生上至大ノ關係ヲ有スルコトハ勿論ノ次第二有之從テ之ガ改善ハ日下ノ急務ト認メラレ候ニ貴市中區篠原町外二十九ヶ町ノ飲料井水検査ヲ施行致候處飲料ニ適セザルモノ又ハ濾過ヲ要スルモノ或ハ煮沸ヲ要スルモノ等多數有之防護上誠ニ憂心ニ不堪次第ニ有之候就テハ此際別冊改善方法及送附候條可然御指導ノ上飲料井水改善ノ實ヲ舉ゲル豫致度此段及依命通牒候也

別冊飲料井水改善方法其ノ一及同其ノ二(省略)

水質検査要項

一、飲料井水ノ検査ヲ受クベキ土地ノ所有者又ハ占有者ニ對シ漏ナク検査ヲ受ケシムル様諭示セラレタキコト

一、飲料井水ノ検査ハ總テ無料トス

第三篇 警務部 第九章 衛生係

一 飲料井水ノ豪帳ヲ製シ検査成績及檢水採酌法中(ト)ノ事項ヲ記入セラレタキコト  
 一 検査場並檢水區域ヲ定期日ト共ニ検査ヲ受クベキ飲料井水ノ土地ノ所有者又ハ占有者ヲシテ檢水採酌法ニヨリ採酌セシメ便宜ノ方法ヲ以テ検査着手前日迄ニ所定ノ検査場ニ送付セシメラレタキコト

一 飲料井水検査ノ成績ハ飲料ニ適スルモノヲ(適)濾過ヲ要スルモノヲ(濾過)煮沸ヲ要スルモノヲ(煮沸)不適ナルモノヲ(不適)トナセルヲ以テ左記雛形ニ準ジ木標又ハ金屬標ヲ作製シ各戸ノ見易キ所ニ貼布セラレタキコト

適 過濾 適 煮沸 適 不適

一 濾過水ヲ用ケル者ハ別ニ定ムル濾過装置ニ依リ濾過セシメラレタキコト

一 検査補助員トシテ左ノ人員ヲ要ス

(イ) 検査補助員(市町村吏員) 十二人

(ロ) 補助員(女) 十二人

以上ハ器具機械ノ洗滌ニ從事ス

(ハ) 役 夫 四人

専ラ雜役ニ從事ス

一 検査場ハ四箇所ヲ要ス

但シ一箇所ノ検査場ニハ左ノ設備ヲ要ス

一 廣サ 十坪以上ニシテ採光ト通風ノ好キ所

一 テーブル 八脚内 二脚ハ巾二尺五寸長サ三尺

一 椅子 六脚

一 水甕 四個 約一斗入ノモノ

一 籠 三個 普通茶碗ヲ洗ヒ上ケ置ク位ノモノニシテ成メク大ナルヲ可トス

一 硯 三個 筆墨ノ附屬品ヲ要ス

一 水汲桶 一荷 柄杓一箇ヲ具フ

一 七輪 五個 鐵陶製執レニテモ可ナリ

一 地盤 五個 直徑約一尺二寸之レニ河砂ヲ七分位マテ入レタルモノ

一 炭 凡五貫匁

一 罪紙 凡二百枚

外ニ検査場ヨリ次ノ検査場へ器具機械藥品ヲ運搬スベキ荷車及人夫

一 検査場ニ於ケル檢水ノ豫定數ハ毎日一箇所ニ於テ凡八百個トス

検査方法(検査ハ總テ番號順ニ行フモノトス)

一 清濁 及色

檢水五十立方センチメートルヲ硝子圓筒ニ取り白紙上ニ於テ蒸餾水ト比較スベシ

二 臭 味

檢水五十立方センチメートルヲ内容約三百立方センチメートルノ「エレンマイエルコルベン」ニ取り

綿栓シ攝氏四十度ニ加温シ綿栓ヲ脱シ試臭及試味スベシ

三反 應

檢水五十立方センチメートルヲ硝子圓筒ニ取り「ロゾール酸」及「ラクムス液」ヲ以テ檢スベシ

四硫 化 水 素

前記臭味ヲ檢スル際之ニ鉛糖紙ヲ其ノ蒸氣ニ觸レシムルニ變色スベカラズ

五「アンモニア」

檢水五十立方センチメートルヲ硝子圓筒ニ取り之ニ「ネツスル」試薬一立方センチメートルヲ加フベシ直ニ現ハル、所ノ黄色ハ「アンモニア」トス

六亞 硝 酸

檢水著色若クハ潤濁セルトキハ其ノ百立方センチメートルニ明礬溶液三滴ヲ加ヘ又土類アルカリ鹽ヲ多量ニ含有セルトキハ「アンモニア」不含ノ炭酸ナトリウム飽和溶液ヲ二立方センチメートル及「ナトロ」瀘液ノ一立方センチメートルヲ加ヘ靜置シ其ノ上清液ニ就テ前法ニヨリ「アンモニア」ヲ檢スベシ

七硝 酸

「コツプ試薬」二立方センチメートルヲ試験管ニ取り之ニ稀硫酸五滴及ヨード亞鉛澱粉糊液二立方センチメートルヲ加ヘ直ニ現ハル、藍色ヲ以テ亞硝酸トス

八ク ロ ー ル

檢水五十立方センチメートルヲ二百立方センチメートルノ内容ヲ有スル「エルレマイエルコルベン」ニ取り單「クロール酸」カリウム溶液二滴ヲ加ヘ別ニ百分一定規硝酸銀溶液ヲ以テ定量スベシ

九有 機 質

内容約三百立方センチメートルノ「エルレシマイエルコルベン」ニ檢水百立方センチメートルヲ採リ稀硫酸五立方センチメートル及百分一定規過マンガン酸カリウム溶液ノ十立方センチメートルヲ加ヘ煮沸スルコト五分間ノ後百分一定規醋酸溶液ノ十立方センチメートルヲ加ヘ温メ全ク脱色スルニ至リ更ニ百分一定規過マンガン酸カリウム溶液ヲ滴下シテ微ニ赤色ヲ呈スルニ至リ茲ニ費シタル過マンガン酸カリウム溶液ノ立方センチメートル數二〇〇〇三一六ヲ乘ジ千立方センチメートル中ノ「ミリグラム」量ニ改算スベシ

一〇硫 酸

檢水十立方センチメートルヲ試験管ニ取り鹽酸二滴ヲ加ヘ酸性トナシ之ニ「クロールバリウム」溶液一立方センチメートルヲ注ギ加温シタル後比色溶液ト比較スベシ

一一燐 酸

檢水五十立方センチメートルヲ硝子圓筒ニ取り之ニ「モリブテン」酸「アンモン」溶液二立方センチメートルヲ加フルニ黄色ノ沈澱ヲ生スヘカラス  
定規液ハ總テ使用前其ノ力價ヲ確定スルヲ要ス

飲 料 水 判 決 標 準

(千立方センチメートル中ノ「ミリグラム」量ヲ示ス)

判別別	一	二	三	四
外観	無色澄明	微濁以上	微濁以上	微濁以上
臭味	臭味ナシ	臭味アリ	臭味アリ	臭味アリ
反応	中性又ハ弱アルカリ性	同	同	同
硫化水素	検出ス	同	同	同
アムモニ	検出ス	同	同	同
亜硝酸	検出ス	同	同	同
硝酸	少量	同	多量	同
クロール	三〇、以下	同	六〇、以下	六〇、以上
有機物酸化	一〇、以下	同	多量	二〇、以上
硫酸	少量	同	多量	同
燐酸	検出ス	同	同	同
備考				限多一酸クロール ル乃主酸ノ中 場合ニ

不適トナルベキモノハ硫酸水素アンモニア亞硝酸燐酸中其一ヲ検出スルモ不適トス

### 第七節 傳染病豫防撲滅

#### 第一款 衛生思想普及

防疫の目的を達するには、各個人の注意を喚起し自衛的に衛生を守らしむるに在る事を認め、本年は特に縣下各處に衛生宣傳活動寫眞並に講話會を開催し、以て衛生思想の普及向上を圖らしむる所ありたり其の狀況左の如し。

昭和三年一月以來宣傳調

市 郡 別	開催町村數	開催回数	聴講觀覽人員
名古屋市	一	六	六、五〇〇
豊橋市	一	二	五、四〇〇
岡崎市	一	二	三、六〇〇
愛知市	三	四	二、四〇〇
春日井市	二	八	三、七〇〇
西春日井郡	一	〇	一、二六〇
東春日井郡	一	〇	二、七〇〇
丹羽郡	一	〇	一、三〇〇
栗原郡	一	〇	七、八〇〇
中島郡	一	〇	一、三、四〇〇
海部郡	一	〇	一、二、六〇〇
知多郡	一	〇	一、九、二〇〇
碧海郡	一	六	七、一〇〇
幡豆郡	一	六	一、五、二〇〇
額田郡	一	九	一〇、五〇〇
西加茂郡	一	六	八、六〇〇
東加茂郡	一	九	七〇〇
北設楽郡	一	一	七〇〇
南設楽郡	一	一	七〇〇
寶飯郡	一	一	七〇〇

第三篇 警務部 第九章 衛生係



八	八	八、一〇〇
計	二	二、二〇〇
	二四	一五三、四〇〇

### 第二款 検病的戸口調査

傳染病撲滅の要諦は患者の早期發見に努め、病毒の未だ散逸せざるに先立ち一舉して之を絶滅するに在るを以て、左記通達を發し、鋭意検病的戸口調査を勵行せり。

禮警發第三九號

昭和三年九月十四日

愛知縣警察部長

各警察署長宛

#### 検病的戸口調査ニ關スル件

今秋御舉行アラセラル、御大典ニ際シ諸般ノ衛生施設ニ關シテハ屢々通達セシ次第ナルヲ以テ專ラ勵行中ト信ズルモ愈々期日モ切迫シタルニヨリ更ニ一段ノ努力ヲ拂ヒ傳染病ノ豫防撲滅ヲ計ルハ緊要ノ次第ナリ就テハ左記ニヨリ御大典終了迄検病的戸口調査ヲ施シ萬遺憾ナキヲ期スヘシ

左記

一、検病的戸口調査ハ名古屋市及鐵道沿線並ニ前年流行セシ地域貧民部落木賃宿其他必要ト認ムル

地域ノ人家ニ就テハ特ニ留意スヘシ

二、検病的戸口調査ノ結果法定傳染病及宮内傳染病患者又ハ之ニ疑ハシキ病者ヲ發見シタルトキハ直ニ電話報告スルト共ニ最寄醫師ノ診斷ヲ受ケシムヘシ

三、検病的戸口調査ハ九月十八、二十、廿月八月二回以上名古屋驛ノ附近及函館御通過沿道及御料品納付者ノ二町以内ニ對シテハ十一月一日ヨリ毎日検病的戸口調査ヲ行フコト

四、調査ノ結果ハ左表ニヨリ翌月十日迄ニ報告スヘシ

月中検病的戸口調査成績表

月別	検病的戸口調査ヲ爲シタル		發見患者						
	戸數	人口	發見	患者					
	コレラ	赤痢	腸チフス	猩紅熱	流行性腦脊髄膜炎	麻疹	流行性感冒	流行性耳下腺炎	流行性脚氣

其の成績は左表の如く防疫上最善の努力したる爲め、昨年よりは漸次患者減退したり。

月別	検病的戸口調査ヲ爲シタル		發見患者	
	戸數	人口	發見	患者
九月中	三六、七四	一、九九、七〇	一	三
十月中	四六、二五	二、〇九、一五	四	二
十一月中	五八、四四	二、〇四、二五	一	一
合計			六	八

傳染病患者郡市別現在表 (十月二十日調)

市郡別	赤痢		腸チブス		バラチブス		チフテリア		猩紅熱		流行性腸脊膜炎		痘瘡		計
	現患	累計	現患	累計	現患	累計	現患	累計	現患	累計	現患	累計	現患	累計	
名古屋市	一四	九七	四	三三	二	二五	一	二	一	三	一	一	一	一	二六
豊橋市	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
岡崎市	一	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八
一宮市	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
愛知郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
東春日井郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
西春日井郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
丹羽郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
葉栗郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七
中島郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	〇
海部郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
知多郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
碧海郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	元
碧海郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
幡豆郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
額田郡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	九

市郡別	赤痢	腸チブス	バラチブス	チフテリア	猩紅熱	流行性腸脊膜炎	痘瘡	計
西加茂郡	一	一	一	一	一	一	一	五
東加茂郡	一	一	一	一	一	一	一	四
北設楽郡	一	一	一	一	一	一	一	五
南設楽郡	一	一	一	一	一	一	一	七
寶飯郡	一	一	一	一	一	一	一	四
渥美郡	一	一	一	一	一	一	一	四
八名郡	一	一	一	一	一	一	一	六
計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	六

- 備考 赤痢欄ノ左ハ疑似赤痢ヲ示ス
- 一 傳染病患者ノ早期発見ニ努メ早期診断其他必要アルトキハ細菌検査ノ請求ニ應ジ以テ便宜方法ヲ講ジタリ
  - 一 傳染病發生ノ場合ハ系統調査ヲ嚴ニシ周圍住民ニ對シテハ成ルベク豫防注射ヲ行ヒ且ツ關係アル者ニ對シテハ糞便検査ヲ實施セリ
  - 一 腸チブス豫防ニ付テハ縣下各町村ノ需メニ應ジ無料注射液ヲ交付シ豫防注射ノ實施ヲ督勵モリ

昭和三年 腸チブス患者月別發生比較表

月別	患者		死者		患者對死者百分比	
	昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年
一月	七六	七三	一一	一五	一五、七九	二〇、五五
二月	一一〇	七五	二六	一三	二一、六七	一七、三三
三月	一二三	六七	三五	一九	二八、四六	二八、三六
四月	九一	六四	一八	一三	一九、七八	二〇、三一
五月	一〇九	二六一	二二	三四	二一、一〇	一三、〇三
六月	一二七	二九五	三四	五〇	二九、〇六	一六、九五
七月	一五一	三四九	三七	五五	二四、五〇	一五、七六
八月	二四七	三五九	五一	五五	二〇、六五	一五、三二
九月	二二四	二九三	四四	六七	一九、六四	二二、八七
十月	二〇六	二五四	五二	四五	二九、六一	一七、七二
十一月	一六五	一二〇	四三	二七	二六、〇六	二二、五〇
十二月	九〇	七三	三九	六三	四三、三三	八六、三〇
計	一、七一九	二、二八三	四一四	四五六	二四、〇八	一九、九八

### 第三款 清潔及消毒方法

名古屋市内の清潔方法に關しては定期清潔法を繰上げて臨時施行すべく、昭和三年六月十三日より着

手十月末日終了せり、其の成績左の如し。

區別	執行シタル戸數	事故ノ爲執行延期戸數	不充分再執行戸數	消毒藥使用戸數
東區	四一、五五八	三二	五四八	三一、八四三
西區	三三、八〇八	六五	六二八	二七、三三五
中區	六二、三七九	四一五	一、一三三	四六、四四一
南區	三九、三〇三	五四	一五六	一八、六一〇
計	一七七、〇四八	五六六	二、四六五	一二四、二二九

尚名古屋市殊に御道筋の清潔には最も注意を要するを以て左記の通り市内警察署長宛通達せり。

衛發第一七七號

昭和三年六月二十三日

名古屋市内各警察署長宛

愛知縣警察部長

衛生ニ關スル件

本年秋季ノ候ニ於テ御舉行アラセラルヘキ御即位式並大嘗祭ニ付テハ衛生施設萬遺憾ナキヲ期スルハ勿論ノ義ニ有之候處就中左記ノ事項ハ此際市役所掃除巡視吏員ト連絡ヲ執リ取締ヲ勵行セラルヘシ

- 一、河川及溝渠等へ塵芥廢棄物ヲ投棄スルモノ増加ノ傾向アリ爲ニ蚊ノ發生ヲ助長セシムルノミナラズ流通ヲ害スル事實不尠

- 一、市内ニ牛馬ノ畜舎五百七十餘箇所アリ掃除ヲ怠ル所有者多ク爲メニ蠅蚊等ノ發生甚シ又規則ノ構造制限ニ牴觸スルモノ不勝
- 一、道路及側溝上ニ古木屋臺車荷車其他ノ物件ヲ放置又ハ積置キ雨水等ノ流通ヲ妨ゲ又風致ヲ害スル事不勝
- 一、市内ニ數十羽以上ヲ飼育セル鶏舎多シ其ノ掃除不十分ナル爲メ不潔ニ流レ蠅蚊ノ發生不勝

### 第八節 救護所並假設便所

行幸當日は兩拜觀者群集頗る雜沓すべきを以て、豫め名古屋市長に知照し、御道筋に假設便所を設け一面住家の便所を開放し一般拜觀者に使用せしむる事とせり。又日本赤十字社愛知支部並に名古屋市長協議し救護所を設くることとせり。臨時救護所の位置、臨時救護員勤務規程及配置表左の如し。

#### 臨時救護所員勤務規定

- 第一條 救護所員ハ傷病者ニ對シ懇切叮嚀ヲ旨トシ且ツ救護ハ應急手當ニ止ムヘキモノトス
- 第二條 救護所ノ標識ハ成ルヘク公衆ニ知リ易カラシムル様裝置スヘシ
- 第三條 附近救護所及附近醫師トハ成ルヘク連絡ヲ執ルコトニ注意スヘシ
- 第四條 救護所員ハ故ナク救護所ヲ離ルヘカラス
- 第五條 救護所ニ於テ取扱ヒタル事項ハ細大トナク救護録ニ記載シ置クヘシ

#### 第六條 救護シタル病傷者ノ取扱ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一、危篤ナル病傷者ハ最寄救護所ニ入ラシムル事
- 二、輕病者ト雖可成通路ノ混雜セサルトキニ至リ歸家セシムルコト
- 三、老幼者等自ラ歸家シ能ハサル者ハ其ノ親族知人ニ引渡スコト但シ親族知人不明ナルカ又ハ出頭セサルモノハ市役所ヘ引渡ノ手續ヲ爲スモノトス
- 四、救護中死亡シタル者ノ取扱ハ前號ニヨル

#### 第七條 救護所ヲ閉テタルトキハ物品ノ取纏メ散逸セサル様適當處置シ衛生課ニ引揚ゲ指揮ヲ受ク

ヘシ

#### 第八條 救護シタル事項ハ別紙様式ニ依リ毎日衛生係長ニ報告スヘシ

##### 傷病者救護成績表 (昭和三年十一月 日)

傷病名	救護處置ノ概要	傷病者住所職業氏名

右及報告候也

救護所

官 氏 名

衛生係長殿

救護員配置表 (十一月六日、二十六日)

番號	位	置	醫師	獸醫	事務員	看護婦	計
第一	中區笹島町二丁目四番地	近藤駒次郎方	三				三
第二	中區笹島町三丁目二番地	加藤五三郎方	三				三
第三	西區西柳町二ノ五	村瀬銀行西支店	三				三
第四	西區西柳町	柳橋巡查派出所	三				三
第五	中區舟入町五丁目八番地	小島信義方	三				三
第六	西區木挽町八丁目二十六番地	太田喜三郎方	三				三
第七	中區新柳町三丁目	新柳町巡查派出所	三				三
第八	中區新柳町三丁目	空地西方入口	三				三
第九	中區新柳町四丁目	田中清五郎	三				三
第十	中區新柳町六丁目	三井名古屋支店	三				三
第十一	中區鐵砲町一丁目十八番地	中央亭入口	三				三
第十二	西區玉屋町三丁目	愛知銀行本店	三				三
第十三	西區本町五丁目七番地	谷直次郎	三				三
第十四	西區本町三丁目七番地	岡本勇	三				三
第十五	中區新柳町五丁目六番地	新畑庄次郎	二				二
第十六	名古屋離宮内入口(衛戍病院裏門附近)		一				一
							計
							四六七六六六八六六六六六六六

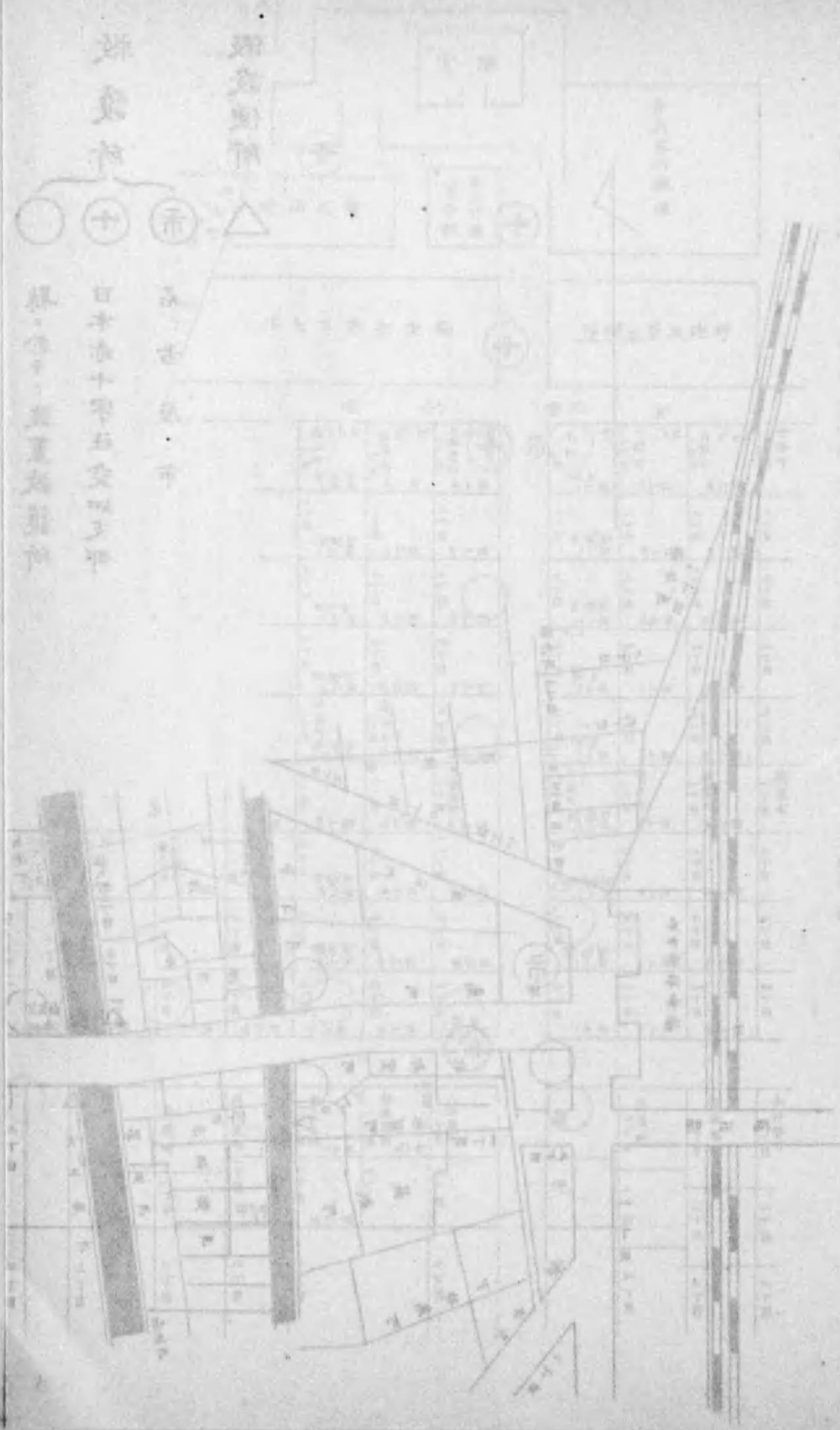
第十七  
赤十字社  
愛知支部  
同

師團司令部内西側馬匹舍跡  
司令部東南角人力帳場  
控訴院跡トタン張内

名古屋市	西區本町一丁目	憲兵隊門前	一				一
名古屋市	中區榮町一丁目	松宗旅館	一				一
名古屋市	西區笹島町一丁目	丸八旅館	一				一
							計
							四四四四四四

救護員配置表 (十一月七日、二十七日)

番號	位	置	醫師	獸醫	事務員	看護婦	計
第一	中區笹島町二丁目四番地	近藤駒次郎	三				三
第二	中區笹島町三丁目二番地	加藤五三郎	三				三
第三	西區西柳町二丁目五番地	村瀬銀行西支店	三				三
第四	西區西柳町	柳橋巡查派出所	三				三
第五	中區舟入町五丁目八番地	小島信義方	三				三
第六	西區木挽町八丁目二十六番地	太田喜三郎	三				三
第七	中區新柳町三丁目	新柳町巡查派出所	三				三
第八	中區新柳町三丁目	空地西方入口	三				三
第九	中區新柳町四丁目	田中清五郎	三				三
							計
							六六六六六六六

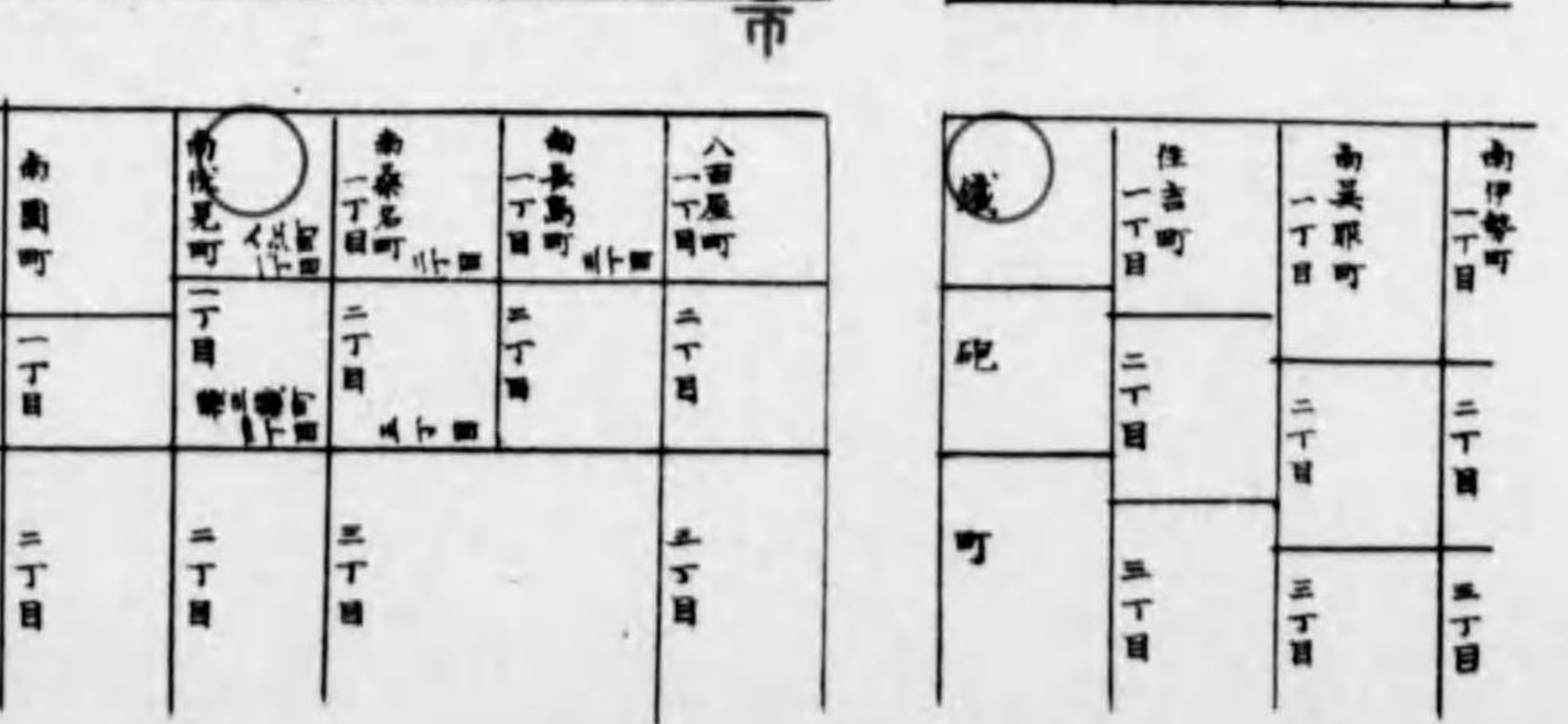
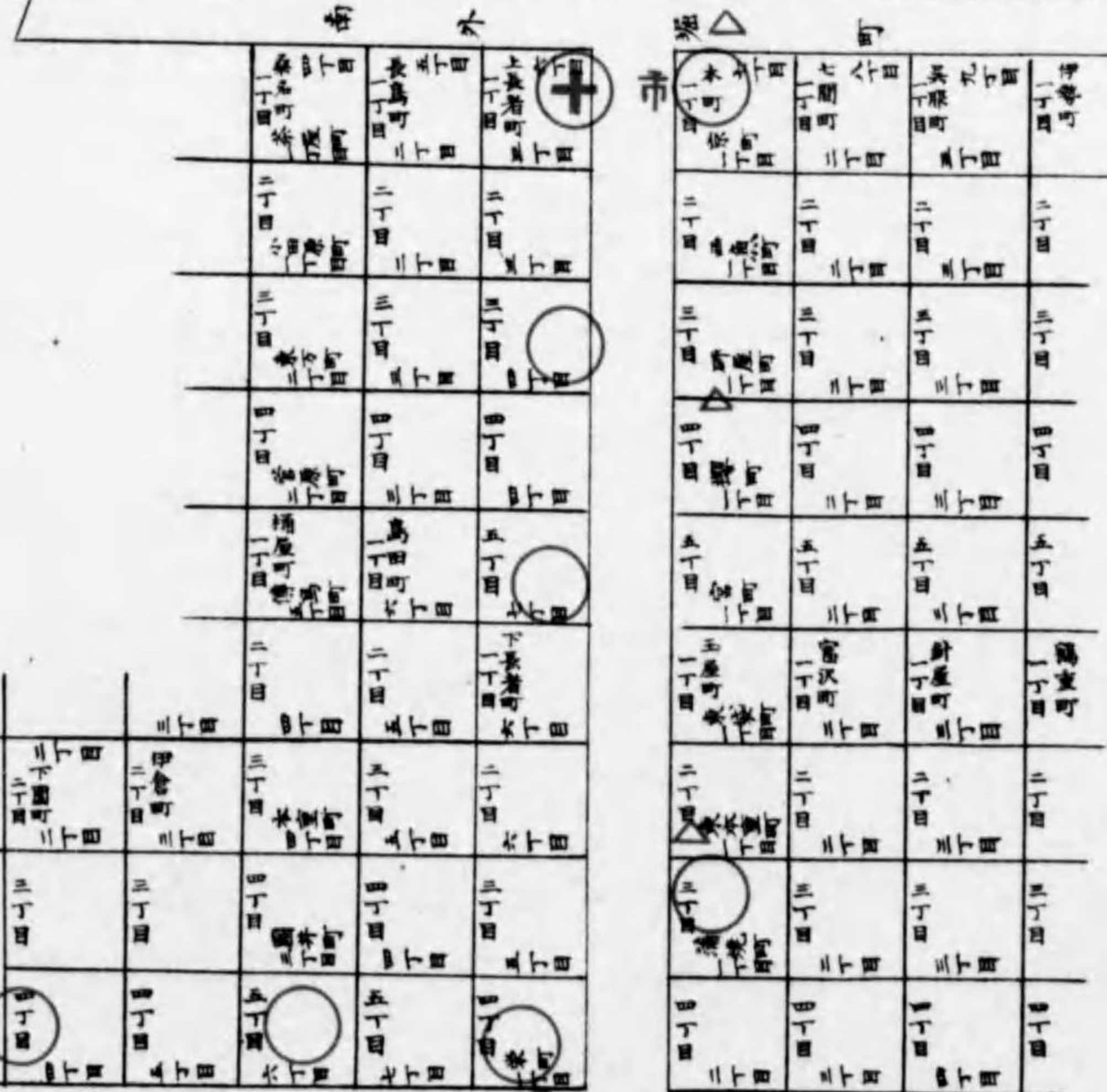
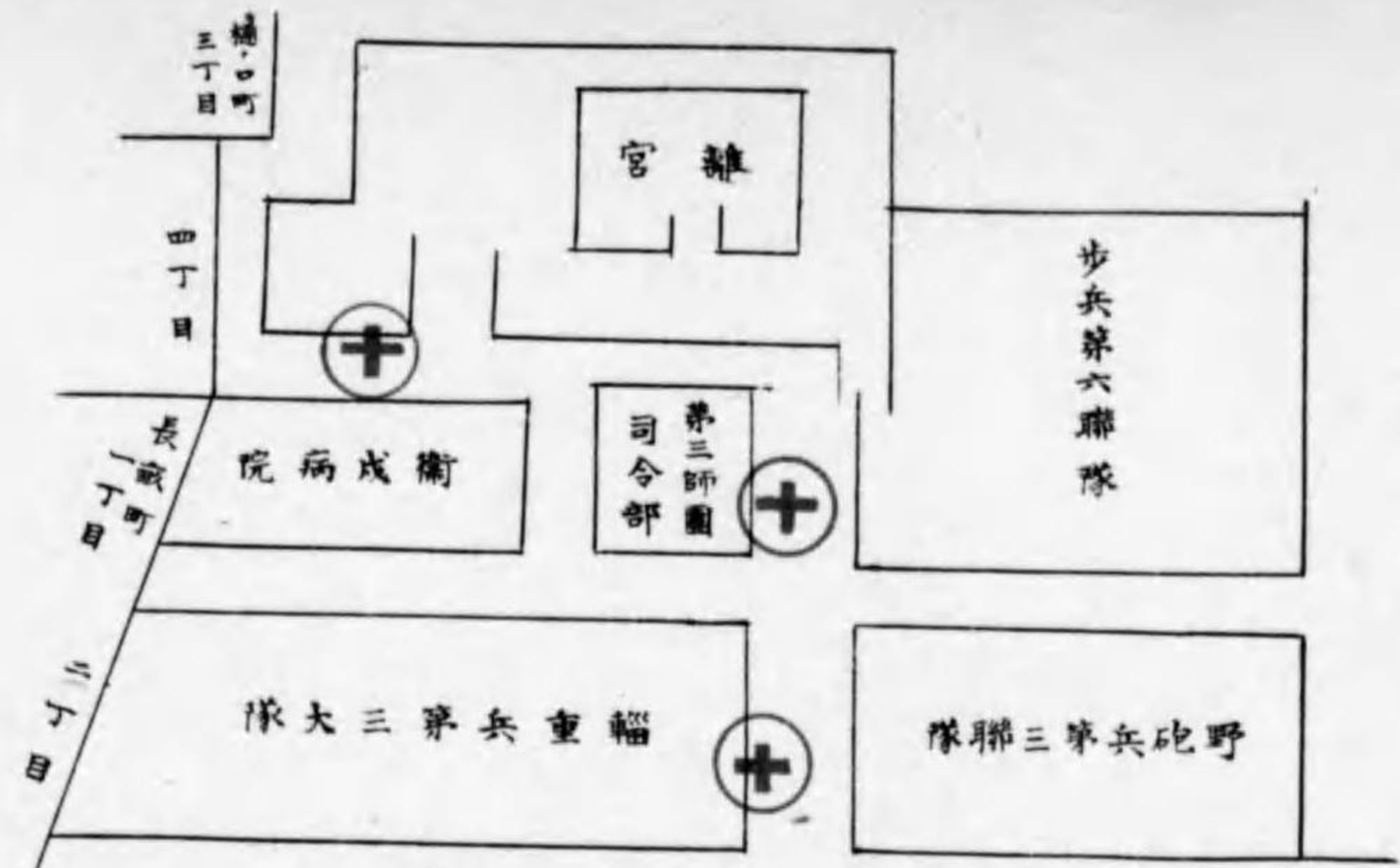


昭和十一年愛知縣記念録

第十	中區新柳町六丁目	三井名古屋支店	三	八
第十一	中區鐵砲町一丁目十八番地	中央亭入口	三	六
第十二	西區玉屋町三丁目	愛知銀行本店	三	六
第十三	西區本町五丁目七番地	谷直次郎	三	六
第十四	西區本町三丁目七番地	岡本勇	三	七
第十五	中區新柳町五丁目六番地	新畑庄次郎	三	七
赤十字社 愛知支部	名古屋離宮入口(衛戍病院裏門附近)		二	四
同	師團司令部東南角人力帳場		二	四
同	本町御門内西側馬匹舎跡		二	四
同	控訴院跡トタン張内		二	四
名古屋市	本町一丁目	憲兵隊門前	二	四
同	榮町一丁目	松原旅館	二	四
同	笹島町一丁目	丸八旅館	二	四

十一月六七兩日の行幸、同月二十六日・二十七日の還幸の際は、果して豫想の如く非常に雑沓したるに不  
拘被救護人員左の如く極めて僅少にして而かも孰れも輕症なりしを以て、應急手當の上歸家せしめたる  
は頗る幸とする所なり。

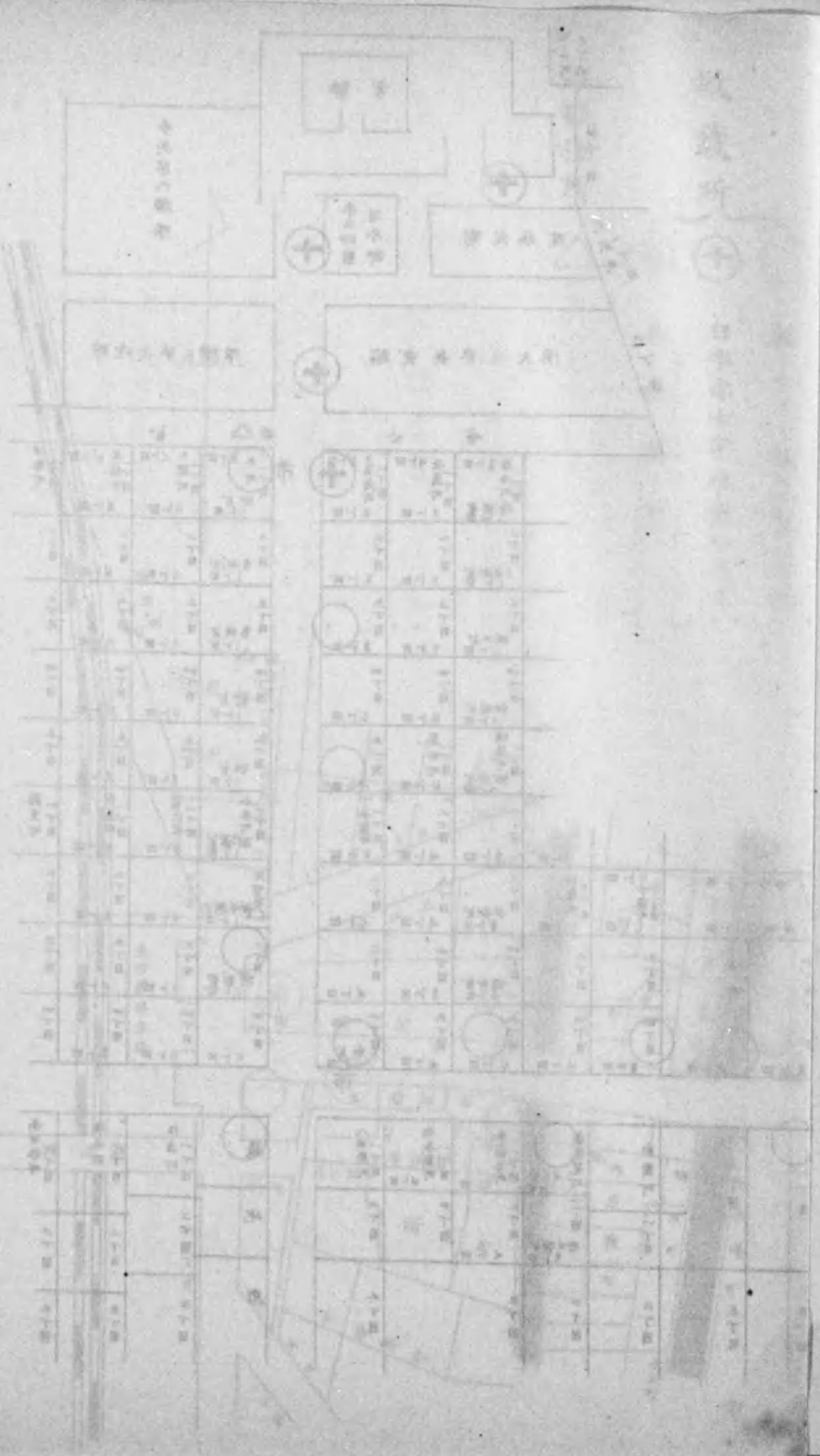
# 名古屋驛。行李道路。離宮三丁以内ノ見取圖



救護所  
 〇 縣ニ於テノ設置救護所  
 十 日本赤十字社愛知支部  
 市 名古屋・市  
 假设便所  
 △



名古屋市警察部衛生課



月 日	傷 者	病 者	計
十一月六日	四	四七	五一
同 七日	二	二二	二四
同 二十六日	三	四三	四六
同 二十七日	二	四	六
計	一一	一一六	一二七

尚簿拜觀人の爲め御通筋に接近する小路に假設便所及御沿道住家自家用便所開放方に就き警部伊藤雅夫警部補小島岩三郎をして名古屋市當局へ折衝せしめたる結果別紙圖面の通り六ヶ所の假設便所及四百二十八戸の自家用便所の開放方承認を得たり。

### 第九節 一般衛生

大禮に關する衛生上の施設事項は總説に於て述べたるが如く、百般に涉りて最も能く注意勵行し、以て衛生状態の改善を期することを得たり。尙衛生上に關し警察部長より七月十四日名古屋市長に對し衛生施設事項につき左の注意をなしたり。

#### 一般衛生事項

第三篇 警務部 第九章 衛生係



第一 飲料水ニ關スル件

一、水道施設地ニ於テハ其ノ使用ヲ獎勵シ就中衛生上取締ヲ要スル各種營業者ニ對シテハ之レカ使用ヲ實行セシメラレ度キ事

二、水道水源ノ清淨保護ニ留意スルコト

三、必要ナル場所ニ於テハ飲料水ノ適否ヲ検査シ不良水ニ對シテハ適當ノ方法ヲ講セシムルコト

四、必要ト認ムルトキハ井水クローラ消毒ヲ勵行シ井水ハ成ルヘク「ポンプ」裝置トナシムルコト

第二 塵芥處分ニ關スル件

一、各戸ニ完全ナル塵芥容器備付ヲ勵行シ破損セルモノ又ハ覆蓋ナキモノハ改善セシムルコト

二、塵芥ノ搬出ノ回数ヲ増加シ塵埃ノ蓄積散出ヲ防クコト

三、塵芥取扱場及塵芥焼却場ノ設備ヲ完全ナラシメ以テ塵芥ノ處分ニツキ遺憾ナカラシムルコト

四、掃除監督ヲ勵行シ塵芥處理ノ狀況ヲ監視スルコト

第三 尿尿處分ニ關スル件

一、共同便所ヲシテ位置又ハ設備不適當ナル時ハ改造又ハ修理シ且必要ニ應ジ臨時便所ヲ設クルコト

二、共同便所ノ消毒ヲ施行シ内外ノ清潔保持ニ努メ殊ニ汲取ヲ怠ラサル様注意スルコト

三、水槽便所ニ對シテハ嚴重ナル監督ヲ加ヘ其ノ設備不完全ナルモノニ對シテハ適當ナル改善ヲ行ハシムルコト

四、各戸便所ノ汲取ヲ勵行スルコト

第四 行幸啓關係衛生事項

一、醫師會及衛生組合並其ノ他諸團體ト協商シ救護班ヲ組織セシメラレ度キコト

二、病院醫院ト交渉シ傷病者ノ收容救護ニ遺漏ナキヲ期スルコト

第五 防疫ニ關スル件

一、衛生組合員ニシテ傳染病ノ疑アル患者ヲ發見シタル時ハ速カニ當該吏員ニ申告セシメラレ度キコト

二、麻疹流行性感冒流行性腦炎流行性耳下腺炎等ノ患者アルコトヲ知りタル時ハ速ニ之ヲ申告セシムルコト

三、傳染病ニ就テハ其ノ系統ヲ調査シ且保菌者ノ發見ニ努メラレ度キコト

四、蠅ノ發生防止及驅除ヲ勵行スルコト

五、痘瘡豫防上種痘脫漏者ノ發見ニ努メラレタキコト

六、ベスト豫防上鼠族ノ驅除ヲ一層勵行スルコト

七、衛生組合員ヲ督勵シチブス豫防注射ノ普及ヲ計ルコト

第六 花柳病豫防ニ關スル件

一、花柳病豫防ニ關シ適當ナル方法ヲ講セシメラレ度キコト

各警察署長に對し發せる大典につき衛生注意事項左の如し

第一、衛生上取締ヲ要スル各種營業ニ關スル件

一、清涼飲料水製造所及販賣店

(イ) 清涼飲料水製造所ニ對シテハ技術員ヲ派シ巡檢セシムヘキニ付此際豫メ當業者ニ注意シ其ノ構造設備器具器械及原料等ノ改善ヲ促シ置ク事

(ロ) 清涼飲料水製造所ノ監督ヲ勵行スルコト

(ハ) 清涼飲料水ニ對シ檢査ヲ勵行シ必要アル時ハ技術員ノ派遣ヲ申請スル事

(ニ) 清涼飲料水ノ製造所從業者ノ健康状態ニ注意シ傳染性疾患ノ疑アル時ハ技術員ノ派遣ヲ申請スルコト

### 二、牛乳搾取所及牛乳販賣店

(イ) 牛舎搾取室取扱所其他營業場ハ常ニ汚物ノ掃除ニ努メ其清潔ヲ保持セシムルコト

(ロ) 從業者ノ健康状態ニ注意シ傳染性疾患ノ疑アル時ハ技術員ノ派遣ヲ申請スルコト

(ハ) 牛乳搾取所ニハ成ルヘク防蠅設備ヲ爲サシメ且蠅ノ驅除ニ努メシムルコト

(ニ) 牛乳搾取用器具取扱器具運搬器牛乳壘等清潔ヲ保持セシムルコト

(ホ) 牛乳搾取ノ際不潔物ノ竄入防止ニ注意セシムルコト

### 三、山羊乳營業者

山羊乳營業者ニ對シテハ牛乳營業者ニ準シ其必要ヲ參酌シ適當ノ取締ヲ爲スコト

### 四、屠場及獸肉販賣

(イ) 屠場内外ノ清潔殊ニ汚物汚水ノ處置等充分ノ監督ヲ爲スコト

(ロ) 屠場内ニ於テハ屠夫其他ニ對シ規程ノ被服ヲ着用セシメ其清潔ニ注意シ且ツ泥土其他不潔物ノ附着セル靴ヲ穿タシメサルコト

(ハ) 運搬器ノ清潔ヲ勵行シ且ツ外見不體裁ノモノナカラシムルコト

(ニ) 獸肉販賣店ニ對シテハ置場容器等ノ清潔ヲ保タシムルハ勿論完全ナル防蠅裝置ヲ爲サシムルコト

(ホ) 從業者ノ健康状態ニ注意シ傳染性疾患ノ疑アルトキハ技術員ノ派遣ヲ申請スルコト

### 五、市場

(イ) 市場ニハ若干ノ掃除人ヲ常置シ清潔保持ニ努ムルコト

(ロ) 汚物ノ搬出ヲ勵行セシムルコト

(ハ) 水道布設地ノ市場ニ於テハ必ス水道水ヲ使用セシメ然ラサル場合ニ於テハ善良ナル井水ヲ使用セシムルコト、但シ井水ノ構造ハ汚水汚物塵芥ノ浸入ヲ防キ且ツ唧筒ヲ裝置セシムルコト

### 六、旅人宿料理店飲食店貸座敷等

(イ) 飲食物調理場ハ採光ヲ充分ナラシメ且ツ防鼠防塵及防蠅ノ設備ヲ完全ニシ流シ下下水溝ニシテ不完全ノモノハ之ヲ改善セシムルコト

(ロ) 調理人ニハ成ルベク清潔ナル白キ被布ヲ着用セシムルコト

(ハ) 飲食物原料ノ精撰飲食物用具ノ適否及清潔ニ注意セシムルコト

(ニ) 調理シタル飲食物ニ對シテハ防塵防蠅ノ設備ヲ完全ナラシムルコト

(ホ) 水道布設地ニ於テハ水道水ヲ使用セシムルコト

(ニ) 家族雇人ノ健康状態ニ注意シ傳染性疾患ノ疑アルトキハ技術員ノ派遣ヲ申請スルコト

(ト) 營業者ヲシテ宿泊人ノ健康状態ニ注意シ疾患ニ罹リタルトキハ速カニ診斷ヲ受ケシムルコト

- (チ) ベスト又ハ虎列刺流行地ヨリ來レル旅人ニ對シ其健康狀態ニ深ク注意ヲ拂フコト
  - (リ) 客用ノ寢具類ニハ白布ヲ覆ハシメ被服寢具襟掛枕掛敷布及座布團等ヲ清潔ニシ時々日光ニ曝サシムルコト
  - (ヌ) 洗面所及便所ヲ清潔ナラシムルコト
  - (ル) 手洗鉢ハ流出裝置トスルコト
  - (ヲ) 共用手拭棉齒揚子ヲ禁シ齒磨及齒磨用食鹽等ヲ互用セシメサルコト
  - (ワ) 唾壺ノ設備ヲ勵行スルコト
  - (カ) 灰吹ハ唾壺ニ代用セラルルコト多キニヨリ常ニ清潔ナラシムルコト
- 七、飲食物販賣業者(店舗ヲ有スルモノ露店夜店行商者等)**
- (イ) 従業者ニ對シテハ特ニ被服及手指ノ清潔ニ注意セシムルコト
  - (ロ) 飲食物ニ對シテハ其原料ヲ精撰セシムルハ勿論刺身鰯等ノ如キ其儘食スヘキ者ニ對シテ防塵防蠅ノ方法ヲ講セシムルコト
  - (ハ) 飲食用器具ハ一客毎ニ洗滌ノ上清潔ナラシムルコト
  - (ニ) 飲用水飲食物ノ浸漬水飲食用器具洗滌水ハ善良ナルモノヲ用フルコト
- 八、劇場寄席諸興行場等**
- (イ) 場内ノ清潔及換氣ニ注意スルコト
  - (ロ) 畳及板ノ間ハ時々拂拭シ座蒲團其他ノ敷物ハ時々日光ニ曝サシメ汚染セルモノハ洗濯セシムルコト

- (ハ) 仲賣人ニハ被服及手指ノ清潔ニ注意セシメ且ツ飲食物ハ防塵防蠅ノ方法ヲ講セシムルコト
  - (ニ) 唾壺ノ配置ヲ周到ナラシメ且ツ其消毒ヲ怠ラシメサルコト
  - (ホ) 便所ニハ可成番人ヲ附シ其ノ清潔ヲ保持セシメ且ツ尿尿ノ充溢セサル様注意セシムルコト
- 九、貸夜具營業者**
- (イ) 營業用ノ寢具類ハ清潔ニ保持セシメ時々日光ニ曝サシムルコト

**10. 湯 屋**

- (イ) 浴場及衣類容器ノ清潔保持ニ努メシムルコト
  - (ロ) 浴槽洗場及小桶ノ掃除ヲ周密ナラシムルコト
  - (ハ) 特ニ許可セラレタルモノ、外浴場ハ毎日更新セシムルコト
  - (ニ) 上リ湯ヲ豊富ナラシムルコト
  - (ホ) 脱衣場及浴場ニ唾壺ヲ備ヘシムルコト
- 二、理 髮 店**
- (イ) 消毒方法ノ實行ヲ期スルコト
  - (ロ) 店舗器具特ニ白布襟卷等ノ清潔ニ注意スルコト
  - (ハ) 其他規則ニ規定セル事項ヲ勵行スルコト

**第二、工場衛生ニ關スル件**

一、多數人ヲ使備スル工場會社等ニ對シテハ其工場主又ハ管理人ヲ督勵シ衛生上ノ注意ヲ爲サシメ殊ニ

左ノ事項ヲ實行セシムルコト

- (イ) 工場内外掃除ヲ勵行シ清潔ノ持續ヲ計ルコト
- (ロ) 工場内ニハ安全ナル飲料水ヲ豊富ニ供給セシムルコト
- (ハ) 食卓抽斗又ハ食器箱内等ニ飲食物ヲ保存シ置カサルコト
- (ニ) 食堂及炊事場並食料品格納庫ニ對シテハ特ニ捕鼠設備ヲ施スコト
- (ホ) 食器ノ消毒ヲ爲スコト
- (ヘ) 工場及寄宿舎ノ便所又ハ手洗場ニ於ケル共用手拭ヲ廢止スルコト
- (ト) 便所及其他手洗水ハ洗滌装置トスルコト
- (チ) 便所ハ時々消毒スルコト
- (リ) 工場並寄宿舎其他必要ナル箇所ニ於ケル痰壺ノ配置ヲ周到ナラシムルコト
- (ヌ) 炊事場ハ採光ヲ充分ナラシメ地盤ハ成ベク不溶透質ノ物質ヲ以テ築造スルコト
- (ル) 炊事人ニハ成ルベク清潔ナル白キ被服ヲ着用セシムルコト
- (オ) 炊事人ニ對シテハ時々健康診斷保菌検査ヲ爲スコト
- (ワ) 常ニ炊事場並ニ食堂ノ防蠅ニ努メ調理シタル飲食物ニ對シ防禦防蠅ノ設備ヲ爲スコト
- (カ) 寢具類ハ時々日光ニ曝スコト
- (ヨ) 職工其他使傭人健康状態ニ注意シ傳染性ノ疑ヒアルトキハ速ニ檢診スルコト
- (タ) 傳染病ノ疑アル者ノ隔離方法ヲ講スルコト
- (レ) 工場ト共ノ附近ノ部落トハ常ニ防疫上ノ連絡ヲ保タシムルコト

(ソ) 小工業ニ對シテモ可然前各項ニ準シ施設セシムルコト

### 第三、汽船汽車電車及人力車等ニ關スル件

- 一 乘客待合所ノ掃除ヲ充分ニシ撤水ヲ勵行スルコト
  - 二 乘客待合所ノ内外ハ常ニ清潔保持ニ努メシメ且ツ必要ニ應ジ消毒方法ヲ行ハシムルコト
  - 三 汽車汽船電車人力車等ハ常ニ清潔ナラシムルコト
  - 四 車内ニハ塵芥飛散セサル様常ニ撤水セシムルコト
  - 五 唾壺ノ配置ナキモノニ付テハ車内ニ吐痰スルコトヲ禁止セシムルコト
  - 六 赤帽車掌等ノ健康ニ注意シ傳染性疾患アル者ニ對シテハ相當措置セシムルコト
  - 七 停車場構内ノ飲食物販賣人ハ被服手指ノ清潔ニ注意セシメ防禦防蠅ノ方法ヲ講セシムルコト
- 追テ鐵道省ニ對シテハ内務省ニ於テ交渉セラル、管ニ付驛長ト協議シ省線以外ハ其驛長ヲシテ之レヲ實行セシメラル、コト

### 第四、防疫ニ關スル件

#### 一、一般傳染病

- (イ) 本年ノ流行地域ハ勿論前年流行セシ地域細民部落木賃宿等必要ト認メル場所ニ對シテハ必要ニ應ジ當部ヨリ吏員ヲ派シ檢便セシムルコトアルヘキモ警察署ニ於テハ檢病的戸口調査ヲ續行シ檢診ノ必要アルトキハ技術員ノ派遣ヲ申請スルコト

- (ロ) 傳染病又ハ其ノ疑アル死者ニ對シテハ周密ニ屍體検査ヲ行フコト
- (ハ) 市町村立傳染病院隔離病舎ハ勿論私立病院其他ニシテ傳染病室ヲ有スルモノハ其設備ノ完成ヲ期スルコト

- (ニ) 傳染病患者ハ可成隔離病舎若クハ傳染病院ニ入ラシムルコト
- (ホ) 蠅ノ發生防止及驅除ヲ勵行スルコト
- (ヘ) 行旅死亡人ノ檢案ヲ一層確實ナラシムルコト
- (ト) 關係アル警察署巡查駐在所同派出所及市町村ハ防疫上重要事項ニ關シ互ニ連絡ヲ圖ルコト

- 二、癩 豫防
  - (イ) 浮浪徘徊ノ癩患者ヲ一層嚴重ニ取締ルコト
  - (ロ) 療養ノ實力アル癩患者ニハ消毒其他ノ豫防方法ヲ勵行セシメ且ツ群衆ノ場所ニ出入セサル様説諭スルコト

- 三、肺結核豫防
  - 肺結核豫防ニ關シテハ省令及縣令ノ示ス處ニ依リ一層勵行スルコト
  - 四、狂犬病ノ豫防ニ努ムルコト

第五、行幸啓關係衛生事項

- 一、行在所御泊所御少憩所御昇降驛ノ附近及鹵簿御通過沿道ニ對シテハ一週間以前ヨリ時々檢病的戸口調査ヲ施行シ傳染病患者又ハ痲疹流行性感胃患者アル家ニ對シテハ當該吏員ヲシテ特ニ豫防措置ヲ

指導監督セシムルコト

第六、皇族御旅館及供奉諸員旅館ニ關スル件

- 一、家人及使用人ニ對シ健康診斷ヲ行ヒ特ニ消化器傳染病ニ就テハ病原體保有者檢案ヲ行フコト
  - 二、飲食物原料品ノ精撰ニ注意シ特ニ傳染病豫防上ニ留意スルコト
  - 三、飲食用器具ニ就キ衛生上ノ檢査ヲ勵行シ且ツ其ノ清潔ニ注意スルコト
  - 四、庖厨浴室便所等ノ清潔保持ニ注意スルコト
- 右は御大禮に當リ縣下各警察署長並に直接關係ある名古屋市長宛の總括的の通牒にして以下細部に互り詳述せん

第一款 飲料 水

- 一、水道布設地たる名古屋市に對しては水道水の使用を奨勵し特に衛生上取締を要する各種營業者に對しては之が使用を實行すへき操亦水道水の配給水源池貯水池濾過池沈澱池開渠地の清淨保護警戒に付ては左記の通り名古屋市及關係地所轄警察署に通牒し嚴重監視警戒を勵行せり。

禮警發第六十四號

昭和三年十月三日

第三篇 警務部 第九章 衛生係

愛知縣警察部長

九五九

飲料水ニ關スル件

水道水ノ配給等ニ付テハ相當御配慮ノ事ト存候モ今秋ハ曠古ノ御大禮モ行ハセラレ 兩陛下名古屋離宮ニ御駐泊セラル、ニ付テハ斷水等ノ事無之様持ニ御留意相成候致度尙水源地貯水池濾過池開渠地等全般ニ互リ嚴重之ヲ監視警戒スルノ要アリト存候ニ付テハ監視員ノ増員等可然御配慮ノ上嚴重警戒相成度此段依命及通牒候也

第二款 飲食物取締

飲食物製造所販賣所の從業者に對しては其の原料を精撰せしむるは勿論刺身鮓等の如き其儘食すべきものに對しては防塵防蠅の方法を講ぜしめ器具は一客毎に洗滌の上清潔ならしめ設備を完全にし飲用水飲食物の浸漬水飲食用器具洗滌水は善良なるものを用ふべき様取締を勵行せり其の成績左の通りなり。

飲食物検査成績

種別	検査件数	同上有害件数		有害件数ノ取締規則別							
		件数	率	牛乳業規則	水雪業規則	清涼飲料業取締規則	飲食物用器具取締規則	同甘味質取締規則	漂白防腐取締規則	メナール取アール取締規則	有害性着色取締規則
全乳	二、九一〇	三三	一、一								
煉乳	一										
脱脂乳	一										
脱脂煉乳	一										

種別	検査件数	同上有害件数	有害件数ノ取締規則別
粉乳	一		
天然水	一		
氷	一		
雪	一		
礦泉水	一		
ラム	一		
サイダー類	一		
リモノ類	一		
果汁果實蜜及類似品	一		
陶磁器類	一		
磁器類	一		
磁器器具類	一		
其他飲食物用器具類	一		
菓子類	一		
菓子類	一		
漬物罐詰瓶詰類	一		
醬油	一		
酢	一		
清酒	一		
葡萄酒	一		
蒸溜水	一		
其他酒精含有飲料	一		

其他飲食物類	四、一〇一	×	六																	
防腐劑類	一〇一	※	八																	
玩具類	一〇一																			
化粧品類	三、九三																			
其他類	五、三〇																			
計	二、五〇																			

飲食物製造所取扱所検査成績

營業種別	検査件数	調理場		飲食物用具類			覆蓋ナキモノ	便所井戸其他ノ關係	摘要
		不潔	不潔ノモノ	鍍錫剝離ノモノ	磁器剝離ノモノ	飲食物原料不真			
公設市場	一七	一							
一般飲食店	一一三	七							
清涼飲料水製造場	九五	五							
計	二二五	一二		五	五	七	七	四	四
								一五	
									注意ス

公設市場に於ける衛生施設に付ては特に七月二十六日市場取締法令の遵守方名古屋市場當局に通牒すると共に警察官吏並に衛生官吏をして取締を勵行せしめ、一面私設市場に對しても前記同様取締方につき關係各警察署長を督勵せり。

禮警發第六號

昭和三年七月二十六日

名古屋市長宛

愛知縣警察部長

公設市場ニ於ケル衛生施設ニ關スル依命通牒  
 公設市場ニ於ケル衛生施設ニ就テハ既ニ相當御配意相成リ居ル事ト存候モ往々ニシテ尙野菜洗滌場ノ不潔ト用水ノ不  
 真及生魚熟食飲食物等ノ覆蓋並ニ給水設備ノ完カラサルヲ云々スルモノ有之ハ防疫上洵ニ遺憾ニ不堪殊ニ今秋ハ御  
 即位ノ盛儀ヲ舉ゲラル、ニ際シ衛生施設ノ完備ヲ期スルハ最モ意義アルコト、被存候ニ就テハ此際如上ノ事項ニ關  
 シ衛生上特ニ遺漏ナキ様御考慮相煩度此段依命及通牒候也  
 禮警發第七號

昭和三年七月二十六日

名古屋市内各警察署長宛

愛知縣警察部長

私設市場ニ於ケル衛生施設ニ關スル件通牒  
 私設市場ニ於ケル衛生施設ニ就テハ既ニ相當御配意相成リ居ル事ト信ズルモ往々ニシテ尙野菜洗滌場ノ不潔ト用水  
 ノ不真及生魚熟食飲食物等ノ覆蓋並ニ給水設備ノ完カラサルヲ云々スルモノ有之ハ防疫上洵ニ遺憾ニ不堪殊ニ今秋  
 ハ御即位ノ盛儀ヲ舉ゲラル、ニ際シ衛生施設ノ完備ヲ期スルハ最モ意義アル次第ナレバ此際如上ノ事項ニ關シ衛生  
 上特ニ遺漏ナキ様御考慮相煩度此段依命及通牒候也

名古屋市内並に之に隣接の勝川西枇杷島の各警察署管内に於ける特殊飲食物業者牛、山羊乳搾取購買  
 第三篇 警務部 第九章 衛生係

昭和十一年愛知縣記念録  
 販賣業者並に清涼飲料水製造業者水雪製造業者及家族従業者に對し糞便検査を實施し保菌者の檢索に  
 つき左の方法により之れを實行せり。

記

- 一、檢便月日  
 新榮署 九月二十日、二十一日、二十二日、二十四日  
 鍋屋署 九月二十五日、二十六日、二十七日、二十八日  
 江川署 九月二十九日、十月一日、二日  
 笹島署 十月三日、四日  
 門前署 十月五日、六日、八日、九日  
 熱田署 十月十日、十一日、十二日  
 築地署 十月十三日  
 勝川署 十月十五日  
 西枇杷島署 十月十五日
- 二、糞便ハ當日百人内外宛採ルコト
- 三、檢便容器ハ縣ヨリ其署ニ送附ス
- 四、左記様式ノ名簿作製シ探便送附ノ際對照ノ上之レヲ添付スルコト

探便者名簿

業態別	住	所	營業者氏名	年	齡	同家族従業者 氏名	年	齡
何業			何某			何某		


注意 既往ニ於テ腸チブスニ罹リタルコトノ有無ヲ調査シ若シアリタリトセハ其年月日記入スル  
 コト

特殊營業者保菌検査成績表

署別	業態別	牛乳營業者 検査數	保菌者	清涼飲料水營業者 検査數	保菌者	水雪營業者 検査數	保菌者
新榮署		九五		四二		二二	
鍋屋署		二〇三		三九		二六	
江川署		一一一		四〇		四〇	
笹島署		一三六		五八		四〇	
門前署		二一一		五二		四六	
熱田署		一八八		八三		四五	
築地署		一一九		一一			
勝川署		三五		一六			
西枇杷島署		五四		二五			
計		一、〇五二		三六七		一三九	





せざるこも且つ銅青銅其の他の合金屬にて調理したる飲食物は直に他物に移す事  
八、卵魚鳥獸肉類の動物質を原料とする飲食物は往々に中毒を惹起する虞あるを以て之を使用調理に際しては特に注意する事

九、着色料香料等の使用に就ては粗悪品は勿論粗悪品に非ざるも餘り多量に用ひざる様注意すること

一〇、客に供する飲食物用器具は一客毎に清浄なる湯又は水を以て洗滌したる清潔なるものを用ふること

一一、飲食物用器具を洗滌する爲め流水装置の水槽を設備し之を使用すること

一二、飲料水又は雑用水は水道水又は消毒したる井戸水を用ふる事

一三、飲食物取扱者の使用する手洗の設備を爲すこと、但手洗は可成晒粉にて消毒したる水を用ふる事

一四、寢具枕覆類は之を清潔にし毎日日光に曝し且敷布襟掛枕掛に用ふる白布並湯上着類は客を代ふる毎に洗濯したるものを用ふるこも

一五、湯屋井戸の周圍流溜排水溝等は特に掃除を丁寧にし常に清潔ならしむること

一六、客室には必ず唾壺を備へ壺中には洗滌水を五分の一種入れ置く事廢棄の場合には之に熱湯を注ぐこと

一七、便所は特に清潔になし蠅の發生せざる様驅蠅劑を撒布すること把手を自洗し得る様流水装置ある手洗器を設備し手洗には晒粉にて消毒したる水を用ひ共用の手拭を置かざるこも

一八、宿屋料理店飲食店及一般飲食物業者又は従業者にして發熱下痢等身體に異狀を呈したるときは速に醫師の診断を受くるこも

一九、井水の消毒は井水五石に對し晒粉二名カルキ又は、クロール石灰一匁の割合を以て井戸の中へ投入するか又は汲み込みたる水槽若くは「バケツ」手桶等の中に入るこも

前項の晒粉は先少量の水を以て能く捏合して糊泥狀となし漸次水を加へて乳狀となしたる後用ふること然らざるときは十分水と混合せざるのみならず効力なきこもあるべし

#### 第四款

#### 其他衛生上取締を要する各種營業

一、劇場活動寫真館寄席諸興行場に對しては、場内の清潔及換氣を計り、疊及板の間は克く拂拭し、座蒲團敷物類は時々日光消毒を爲し、仲賣人には被服、手指の清潔に注意せしめ、且つ飲食物は防塵防蠅の法を講ぜしめ、唾壺の配置を周到にし、便所の清潔を保持し、尿尿の充溢せざる様取締の徹底を期せり。

二、理髮店舖器具の清潔に留意し、消毒方法の徹底を期すべく取締を勵行せり。

三、浴場並衣類箱の清潔保持に注意し、毎日浴湯の更新を行ひ、浴槽洗場小桶の掃除を周密にし、唾壺の配置を適當に爲さしむる等取締せり。

四、營業用寢具の類は清潔に保持する様取締を勵行せり。

五、多數人を使用する各種工場、會社等に對しては、内外の掃除を勵行し、清潔を維持し、場内には安全なる飲料水を供給し、飲食物用器具を清潔にし、共用手拭を廢し、便所の消毒を行ひ、寄宿舍の換氣、採光を計り、寢具敷物の日光消毒を勵行し、舍内適當の位置に唾壺を配置し、防蠅に努め、職工其他使備人の健康の狀態を注意せり。

各警察署に於て營業者を臨檢せし成績左表の如し

署別	業別	旅人宿	料理店	飲食店	劇場寄席	理髮店	湯屋	計
新榮	新榮	四四四	六三三	四八四	四	六二七	六	二,二八三
鍋屋	鍋屋	九三三	三三三	三三三	二	四四四	七	一,一〇六
江川	江川	九七九	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
征島	征島	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
門前	門前	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
熱田	熱田	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
築地	築地	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
勝川	勝川	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
瀬戸	瀬戸	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
西島	西島	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
枇杷	枇杷	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
布島	布島	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
犬山	犬山	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
一宮	一宮	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
稲沢	稲沢	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
津島	津島	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
半田	半田	三三三	三三三	三三三	一	三三三	七	一,〇六七
計		三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一	三,〇〇〇	七	九,〇〇〇

署別	業別	旅人宿	料理店	飲食店	劇場寄席	理髮店	湯屋	計
横須賀	横須賀	一六六	一七七	一七四	七	一六六	六	六五二
安城	安城	一五五	一六六	一六三	六	一五五	五	六二九
大濱	大濱	一三六	一四七	一四四	五	一三六	四	五二二
西尾	西尾	一三六	一四七	一四四	五	一三六	四	五二二
岡崎	岡崎	一三六	一四七	一四四	五	一三六	四	五二二
舉母	舉母	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	三〇一
足助	足助	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	三〇一
田口	田口	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	三〇一
新城	新城	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	三〇一
御油	御油	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	三〇一
豊橋	豊橋	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	三〇一
田原	田原	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	三〇一
富岡	富岡	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一〇〇	一	三〇一
合計		三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	一	三,〇〇〇	七	九,〇〇〇

第五款 花柳病豫防

縣下各都市の適當なる地域を限り保健組合を組織せしめ診療所の設立を促し、一面技術員を派遣し警察當局と連絡し、接客業主を會同せしめ講演會を開催し、花柳病に對する衛生思想の喚起を計ると共に、客用豫防薬器具を備付け洗滌設備を完全ならしめ、花柳病傳播の虞ある接客業婦に對しては、花柳病診療施

花柳病豫防講演會開催状況調

開催區域	聴講人員	備考	開催區域	聴講人員	備考
新榮署	一、八〇〇人	藝妓、酌婦、料理屋、藝妓置屋、女給及組合員	彌富署	三〇人	同
鍋屋署	六〇〇人		半田署	二八〇人	同
江川署	四五〇人	同	横須賀署	三五〇人	同
笹島署	一、五〇〇人	同及娼妓	安城署	五九〇人	同
門前署	一、八〇〇人	同(娼妓ヲ除ク)	大濱署	三五〇人	同
熱田署	四〇〇人	同	西尾署	六五〇人	同
築地署	六五〇人	同	岡崎署	八六〇人	同及娼妓
勝川署	二五〇人	同	舉母署	一〇〇人	同(娼妓ヲ除ク)
瀬戸署	四〇〇人	同	足助署	四〇人	同
西枇杷島署	三〇人	同	新城署	二〇〇人	同
布袋署	—	—	田口署	—	—
犬山署	二〇〇人	同	御油署	六四〇人	同
栗原署	—	—	豊橋署	一、一五〇人	同及娼妓
一宮署	五五〇人	同	田原署	二八〇人	同(娼妓ヲ除ク)
津島署	二八〇人	同	富岡署	—	—
稻澤署	—	—	計	一四、四三〇人	—

前記の如く接客業婦に對し該病豫防知識の注入に努めたるか花柳病は文化の進むにつれ愈増加猖獗の徴あり從來の状況を以て彌漫せんか社會の風教を紊し國民元氣の消沈せしめその害毒眞に寒心に堪へざるものあり本縣に有りては夙に該病撲滅につき直接間接諸般の施設をなし専らその彌漫に先ち一舉にこれを殲滅せんと期しつゝありその効果は漸次顯著なるものあるべし

第六款 癩 豫 防

癩豫防に付ては相當留意し發見患者に對しては成るべく療養所或は適當の場所に隔離し尙浮浪徘徊の患者に對しては取締方特に通達し群衆中へ出入せざる様取締りせり。殊に無資産の患者は更に羞耻心なく多くは社會的制迫の下に遠く他郷に流浪し殆んど踪跡を止めざるの有様なるを以て其の取締には最も注意し其の横行を防げり。

従つて其効果漸く顯れ御大典時にありては同患者一齊影をひそめ豫防取締の實を挙げ得たり本病撲滅豫防に就ては各國競ふて其施設並に制度の完備につとめつゝあり一朝一夕に其根絶を期する事困難ならんも漸次所期の目的に向つて進みね、あるは極めて欣幸とする所なり

第七款 精 神 病 者

精神病者は得て病勢増進せる場合騒擾し不敬を取てするがごまきことなきを保し難く未監置並に監置精神病者精神病院監置患者共特に取締方各署に通牒し注意を喚起する所ありたり従つて御大典時に於ては何等の事故を惹起する事なかりき

監置精神病者に對しては警察署をして月二回乃至三回以上視察を爲さしめ、一面衛生課員を派遣實地視察を勵行し未治輕快等により監置廢止の場合には主治醫と連絡し、當廳主任醫師の立會診斷を行ひ以て取締の目的を達すべく努力せり。本件は保安係記述の項と重複の虞なきに非ざるも記事配列上記述せり  
禮警發第四號

昭和三年七月十九日

愛知縣警察部長

縣下各警察官署長宛

監置精神病者視察取締方ノ件

本年秋季ノ候ニ於テ御舉行アラセラル、御大典ハ實ニ國家ノ盛儀ニシテ畏クモ御駐紮ノ光榮ヲ擔フ本縣ニ於テハ百事遺漏無キ様可致ハ勿論殊ニ監置精神病者ノ視察取締ノ如キハ一層緊切ナルモノニシテ之等ハ何レモ狂暴性或ハ諸所徘徊暴行等危險ノ程度大ナルモノニシテ監置上ノ取締締密ヲ期スルノ要アルヲ以テ自今左記ニヨリ一齊ニ視察取締ヲ勵行シ尙一面監護義務者ニ對シテハ監護上ニ關シ絶對的責任アルヲ自覺セシムルノ要アルヲ以テ取締ノ都度監護上ニ關シ揭示警告ヲ爲シ平素深甚ノ注意ヲ爲サシムル等萬遺憾ナキヲ期スベシ。  
追テ取締ノ結果ハ左表ニヨリ翌月五日迄ニ報告ノ事

左記

- 第一期 七月中 一回
- 第二期 八月中 二回
- 第三期 九月一日ヨリ十月十五日迄三回
- 第四期 十月十六日ヨリ十一月末日迄三回

視察取締成績表

看護方法適否	給養其他待遇適否	室内臥具其他飲食物衛生上適否	患者ノ容體	監置室ニ異狀無キ始末	患者氏名	監護義務者住所氏名

第八款 狂犬病豫防

大禮期日切迫せる十月一日より一週間縣下一齊に狂犬病豫防週間を實施し、飼犬の届出整理緊留強制豫防接種の徹底を圖り、野犬の掃蕩を爲し以て斯病の撲滅に努めたり。尙御沿道關係警察署管内に對しては特に飼犬の緊留取締を嚴にし、尙も當日飼犬の放浪するが如き事無きを期せり。尙本件は獨り本縣のみ之れを實行するも功果些きを以て關係府縣聯合し一齊に狂犬病豫防週間を左の如く實施せり。

一、實施期日 十月一日ヨリ七日迄一週間

第三篇 警務部 第九章 衛生係

一期間中行フベキ事項

(イ) 新聞紙掲載

狂犬病ニ關スル一般知識及實行事業其他ヲ新聞紙ヘ掲載セシムルコト

(ロ) 飼犬ノ戸口調査

受持調査ニ於テ各畜犬ノ戸口調査ヲ行フコト

出來得レバ本調査ニ付テハ市町村吏員青年團員等ヲ應援セシムルモ可ナリ

(ハ) 畜犬ノ届出並ニ整理

受持調査ハ區長青年會員等ト協力シ各管區内ノ無届畜犬ニ對シテ届出ヲ爲スベク注意シ之ヲ

整理スルコト

一期間後行フベキ事項

(イ) 期間中ノ成績ハ左記ニ依リ十月十日迄ニ報告ノ事

(ロ) 各署ニ於ケル成績ハ便宜其地ノ新聞紙ヘ掲載セシムルコト

一 報告ノ要領

週間中共署ニ於テ實施シタル事項ハ詳細報告ノ事

第一、畜犬ノ戸口的調査數

町 村 別	新届出數	既届出數	計	備 考
計				

第二、週間中行ヘタル野犬掃蕩數

掃 蕩 數	掃 蕩 方 法	大 要	備 考
計			

尙禮警發第一一一號十月十六日を以て特に畜犬緊留取締方を關係警察署長に通達せり

第九款 海港防疫施設

第一項 ベスト關係

外航船舶を直接緊留する名古屋港沿岸及之に隣接する準沿岸地帯に於ける倉庫業者並に外航船舶と直接航通する船業者に對し防疫並除鼠設備を行はしめ別に捕鼠班を編成し左記概要に依り鼠族の驅除及捕鼠の勵行を爲せり。

海港防疫施設概要(ベスト關係事項)

第一倉庫防鼠設備

(イ) 倉庫防鼠設備施行ノ範圍ヲ左ノ如クスルコト

一、沿岸倉庫

第三篇 警務部 第九章 衛生係

外航船繋船岸壁直接關係アル地域ニアルモノニシテ別表第一號ノ通りトス

二 準沿岸倉庫

前項以外ノ地域ニアリテハ外來貨物ヲ第一次ニ收納スル倉庫ニシテ別表第二號ノ如シ

三、以上ノ沿岸及準沿岸倉庫ニシテ其ノ收藏物穀類粉類豆粕有機性肥料其他鼠ノ食料トナリ得ル

物件並綿花類ヲ收納スルモノニハ防鼠設備ヲ爲スモノトス

但シ上記ノ物件以外ノモノヲ收納スル倉庫ト雖必要ト認ムルモノニアリテハ防鼠設備ヲ爲サシ

ムルコトアルヘシ

四、上屋倉庫ニシテ全體ノ構造狀況等ヲ考慮シテ普通ノ防鼠設備ヲナシ得テ相當ノ効果ヲ擧ゲ得ル

見込アルモノハ倉庫ニ準ジ之ヲ取扱フ事

(ロ) 沿岸倉庫ニ對シ大概左記ニヨリ設備スルモノトス

一、戸扉上蓋廻リ其他破損等ニヨリ鼠ノ交通シ得ル如キ場所ハ完全ニ修理スルコト

二、内部ノ地盤ヲ非防鼠材料ナルトキハコンクリート漆喰叩キ其他ノ防鼠材料ニ改ムルヲ理想トス

ルモ止ムヲ得ザルトキハ板張りナレバ腐朽部其他鼠ノ交通スル穴ヲ造ラル、部屋ヲ完全ニ修覆

シ土間ナレバ厚サ凡ソ一尺前後ニ小石砂利ノ類ヲ敷クカ止ムヲ得ザレバ鼠穴ヲ搜索シ砂利ノ類

ニテ充分填塞スルコト

三、外壁ガ非防鼠材料ナルトキハ地上凡ソ三尺地下二尺ヲ防鼠材料トスルカ或ハ亜鉛板ヲ圍繞及埋

設スルコト但シ内部ノ地盤ガ「コンクリート」ニ「アスファルト」ニ煉瓦等ニテ鼠ノ潛入不可能ナルモノ

ハ地上部ノ亜鉛板張りノミニテ可ナリ

四、外壁ノ戸扉ガ完全ニ閉鎖セラレ又ハ其ノ他ノ狀況ニ於テ鼠ノ潛入シ得ザル設備アルモノハ外ハ

鼠返ヲ設備セシムルコト

五、鼠返シハ成ルベク兩柱間ニ嵌挿入スル式トシ外ニ對シテ六十度以上ノ角度ヲ保チ高サハ一尺五

寸以上トシ外面ハ金屬板ニテ滑澤ナルモノトスルコト、衝立式ハ裝置ノ際不注意ノ結果往々兩側

ニ空隙ヲ造リ易キ等ノコトアル故成ルベク避クルヲ要ス

六、鼠返シハ夜間ハ勿論晝間ト雖モ入口使用ノ時以外ハ常時之ヲ嵌挿シ置クコト

七、夜間荷役ノ際ハ荷役中強力ナル燈火ヲ以テ其ノ入口ヲ照射スルコト

八、準沿岸倉庫ニ對シテハ前記沿岸倉庫ニ準ジ出來得ル丈ク之ヲ勵行セシムルモ止ムヲ得ザルモノ

ニ對シテハ一號トシテ特ニ次ノ除鼠施設ヲ勵行シテ之ニ代ラシムルコト

(ハ) 實行方法

一、沿岸及準沿岸倉庫所有者ニ向テ前記(ニ)ノ各號ヲ印刷シテ配布シ倉庫所有者併テ係員相會シ實地

調査ノ上前各號ノ具體的方法ヲ協議シ設備ニ關シテハ期間ヲ定メテ之レガ實行ヲ期スルコト

二、尙準沿岸倉庫ニ對シテハ前記二及三號ハ成ベク之ガ實行ヲ勸奨シ其他ノ各號ノ實行ヲ勵行スル

コト

三、國有縣有市有等ノ倉庫ニ對シテハ各其ノ主管者ニ於テ具體的方法其ノ費用概算書等ヲ作製シ内

務省出張員ト協力シテ夫々稟議協議等ヲナシ之ガ實行ヲ計ルコト

四、沿岸準沿岸倉庫ニ於ケル防鼠設備ニ要スル期間ハ左ノ標準ニ依ル

小改修ヲ要スルモノ

十四日以内

大改修ヲ要スルモノ

五之等實行ノ成績監視ハ臨時海港檢疫所員及縣衛生課員ニ於テ豫メ協議又ハ通達シタル要領ニ對照シテ巡視ヲナシ其ノ成績ハ一週間毎ニ取纏メ毎火曜日内務省衛生局飯村防疫官宛報告スルコト

(毎月曜日ニ到着スル如ク警察部長宛トスルコト)

第二、除鼠施設

(イ) 沿岸地區(外航船直接繫船又ハ之ニ準ズル地帯ノ範圍ニテ建物溝渠等ノ配置ヲ參酌シ)トシテ別紙第三號ノ通りトス

(ロ) 準沿岸地區沿岸地ニ隣接スル地帯及準沿岸倉庫所在地ノ範圍ヲ建物溝渠等ノ配置ヲ參酌シ)トシテ別紙第四號ノ通りトス

(ハ) 沿岸地區準沿岸地區内ニ於ケル倉庫及建物ヲ便宜上左ノ三階級ニ區別ス

殺鼠劑及捕鼠器配布標準 (第一回)

標準坪數	沿岸地區		準沿岸地區	
	殺鼠劑配布個數	捕鼠器配布個數	殺鼠劑配布個數	捕鼠器配布個數
二〇	一五	一	二〇	一
二〇	三〇	二	二〇	二
二〇	五〇	四	二〇	四

同 第二回以後

標準坪數	沿岸地區		準沿岸地區	
	殺鼠劑配布個數	捕鼠器配布個數	殺鼠劑配布個數	捕鼠器配布個數
二〇	四	一	二〇	一
二〇	一〇	二	二〇	二
二〇	二〇	四	二〇	四

A級 外壁床等ハ石煉瓦コンクリート等ノ防鼠材料ニテ築造セラレ鼠ノ棲息殆ンドナク且ツ扉ヲ閉ヂタル時鼠ノ出入全ク不可能ナルモノ

B級 外壁ガ前記防鼠材料ナルモ床ハ土間又ハ板張りニテ通常ノ場所鼠ノ交通不可能ナルモ建物古クシテ鼠棲息シ且ツ所々ニ鼠ノ交通ノ穴アル如キモノ

C級 外壁及床共非防鼠材料ニテ建築物古ク小修繕スルモ常時到底鼠ノ交通ヲ絶ツコト能ハザルモノ前各級ノ内鼠ノ食料タル物件又ハ綿花類ヲ收納セザル倉庫納屋等及人ノ住居ナキ家ニテ鼠ノ全ク棲息セザルモノハ之ヲ除外ス

(ニ) 沿岸及準沿岸地區ニ對シテハ殺鼠劑ノ配布及捕鼠器ノ引上ゲ回数ヲ左ノ如クスルコト

(ホ) 殺鼠劑ハ沿岸地區ニ對シ其ノC級ニハ殆ンド各室廣大ナルモノニ對シテハ大体住宅ノ間數ヲ標準トスB級ニハA級ノ倍容積ヲ標準トシ數個宛ヲ配付スルコト

(ハ) 捕鼠器及殺鼠劑ハ大概前表ニ依ルモ其鼠族ノ數及倉庫其他ノ狀況ヲ考慮シ其ノ數及配置ヲ參酌スルコトアルベシ

(ト) 沿岸地區ノ護岸及之ニ接續スル場所ニハ破損其他ニヨリ鼠ノ遁入潜伏シ得ル狀況ノモノハ之ヲ



修理填塞スルハ原則ナルモ止テ得ザルモノハB級ニ準ジ殺鼠劑又ハ捕鼠器ノ配置ヲナスコト

(チ) 沿岸地區ニ面シ又ハ常ニ舢舨ニシテ鼠棲息ノ疑アルモノニ對シテハ捕鼠器ヲ配置スベシ

但シ捕鼠器ハ舢舨ノ所有者又ハ荷主ノ準備スルモノトス

(リ) 捕鼠器及其ノ餌ニ付テノ準備又ハ配置或ハ引揚ハ倉庫所有者各自ニ於テ爲スコト

(ヌ) 殺鼠劑ハ縣ニ於テ調製シ人夫ヲシテ當業者ニ配付スルモ又各倉庫業者ヨリモ有効ト認ムル殺鼠

劑ハ自由ニ散置スルコト

(ル) 縣ヨリ係員一警察官一人夫一計三名ノ定員ヲ以テ一班トスル捕鼠班三班ヲ組織シ捕鼠劑ノ配布

及捕鼠蒐集ニ便ナラシム而シテ其ノ人夫ハ市ヨリ派遣セララル、モノトス

(ヲ) 捕鼠ハ市ヨリ沿岸及準沿岸ニ各一名ノ人夫ヲ配屬セシメ水上署ノ監督ノ許ニ其ノ蒐集ニ従事ス

(ワ) 沿岸及準沿岸ノ區域ニ於ケル捕鼠蒐集場所ハ左記ニ依ルモノトス

江川署管區 鹽町派出所

新榮署管區 傳馬町派出所

笹島署管區 下廣井町派出所

門前署管區 正木町派出所

熱田署管區 新尾頭白鳥派出所

築地署管區 築地署

以上除鼠施設ノ實行ニ伴フ巡視ハ市及縣ヨリ各係員ヲ命ジ協同之ニ當ラシムルコト

上記各號ノ實施狀況ヲ一週間毎ニ毎火曜日迄取纏メ縣ヨリ内務省衛生局飯村防疫官宛報告スルモノ

トス

(カ) 前記ノ方法ニヨリ捕鼠ヲ完全ニ遂行スルノ目的ヲ以テ市ニ於テハ捕鼠ノ買上ト同時ニ債券及電

車回数券ノ抽籤券ヲ附與スルコトニ協定セリ

以上ノ防鼠設備並ニ捕鼠勵行ハ昭和三年六月二十日ヨリ實施ノコト

第三、第一次協議事項ノ決定

以上全部ノ協議事項範圍ノ責任者會同決定シ各協力シテ之ガ實行ヲ期ス

内務省出張員、飯村防疫官、愛知縣衛生課、愛知縣港務所、臨時海港檢疫所、名古屋水上警察署、名古屋

市保健部

第二次協議事項ノ決定

水上警察署ニ於テ左記ノ倉庫業者及關係當局相會シ實施事項ヲ協議シテ之ガ實行ヲ期ス

内務省出張員、飯村防疫官、愛知縣衛生課、臨時海港檢疫所、水上警察署、熱田警察署、江川警察署、新

榮警察署、笹島警察署、東陽倉庫株式會社、東神倉庫株式會社、日清製粉株式會社、川西倉庫株式會社、

東陽倉庫株式會社堀川支店、名古屋港務所

第二號表 省略

第三號表

築地一號地ヨリ二號地ニ至ル築港市街地全部

第四號表

堀川西沿岸ノ地域ニシテ西側ハ鹽町ヨリ築地市街ニ至ル區間東ハ長款町ヨリ東築地南陽館ニ至ル區

間トシ防鼠設備ヲ要スル倉庫所在地區左ノ如シ

西側

鹽町大舟町舟入町内屋敷町納屋町水主町

東側

西區長敵町中區天王崎町、正木町、下堀川町

南區新尾頭町白鳥町

右設備概要により新に設備防鼠を命じたる倉庫數三四三戸にして、除鼠施設により捕獲せし鼠數實に三千三百九十餘頭に達せり。

### 第二項 コレラ關係

コレラ豫防の爲め名古屋港沿岸海上生活者に對し、豫防注射を實施す其成績左の通り。

コレラ豫防注射成績

回次別	注 射 人				備 考
	沖 仲 士	船 具 商	水 船 夫	其 他 員	
一回注射	一五六	五二	九八五	七七五	一、九六八

## 第四篇 餘 錄

### 第一章 御眞影奉戴

愛知縣第一師範學校を始め公私立學校五百八十九校に對し、御下賜相成べき御眞影は、昭和三年十月一日山口林兩愛知縣屬上京文部省に於て拜戴、普通旅客と隔離せる特別列車内に安置し、同月二日午前九時五十二分名古屋驛着、鐘江學務部長木原教育課長奉迎直に自動車に奉安し本縣廳に到着するや、小幡知事を始め關係係官市町村長學校長等立關に奉迎せり、かくて御眞影は一先づ正廳に安置し、午後一時より同所に於て傳達式を挙げたり、鐘江學務部長木原教育課長、田視學官視學屬列席の上、小幡知事より縣立學校私立學校市町村立學校の順序により、縣立學校は學校長に、私立學校は設立者に、市町村立學校は管理者に夫々奉戴せしめ、午後二時四十五分式を了れり、而して拜戴後各沿道の警備に關しては警察部に於て手配する處ありたり。

### 第二章 御羽車搬入

名古屋驛名古屋離宮内賢所假奉安所間に賢所を移御し參らす爲め、八潮童子の奉昇すべき御羽車は京都に於て御使用の分と共に、曩き大禮使調度部より、東京市日本橋區數寄屋町中川新左衛門に謹製方御

下命あり御用材は木曾御料林中伊勢神宮造營林より優秀なる檜柱を取寄せ、大手門内御羽車製作場に於て九月十七日より謹製に着手十月二十二日完了せり。右は總檜材を用ひられ側面三尺八寸、四方の柱は一丈七寸五分、角總ての高さ六尺一寸八分、八潮童子奉輿の長柄は一丈六尺八寸にて、擬寶珠唐草ほり、蕨手欄干其他各所の御金具は金色まばゆく鍍金せるものなりと漏れ承る。同御羽車は市原掌典補警護の下に、京都にて御使用のものと共に、十月二十三日午後二時汐留驛に移され、中山貨物課長、佐原監察官立會の上、豫て用意されたる六號七號の貨物車二輛に依り編成されし、三百六十五貨物列車に納められ、同六時二十分同驛發車品川驛に回送され、同十一時二十分同驛發、二十四日午後三時五十五分名古屋驛着、宮内部員及名古屋驛員により、六號車の分を鄭重に積卸しせり。折から降頻る秋雨の中を御羽車は白布に裹まれたるを更に桐油紙にて嚴重に包まれ、大禮使調度部の依頼に依り縣係員の引率する金子運送店運搬人二十名、清淨の揃ひの半纏にて奉昇、市原掌典補御羽車製作者中川新左衛門附添ひ貨物積卸し場より押切線を電車通りに出で、雨中を蕭々々御幸道路を東し、景雲橋を渡り、御園御門より離宮内假殿に納入せり。尙京都に向はるる分は、引續き名古屋驛を發車せられたり。

### 第三章 大正天皇聖蹟誌編纂

明治維新以來明治天皇並に大正天皇屢本縣へ行幸あらせられ、多くの聖蹟を留めさせ給ひし事は縣民の洵に感激措く能はざる所なり。

然り而して明治天皇の御聖蹟七十個所に對しては、大正八年本縣に於て、愛知縣聖蹟誌と題して編纂印刷せられしも、大正天皇の御聖蹟約七十個所に關しては未だ其の事なく、之をこの儘に措かんか、或は煙波に歸せんとするの感なきにあらず。誠に恐懼に堪へざる次第なり。依て今秋の御大典を期し、具さに之が調査をなし、御聖徳を記録し、御聖蹟を撮影し、是を上梓して後昆に傳へ、永久に御恩徳を瞻仰追慕し奉らんことを、昭和三年臨時縣會に於て之が調査費二百五十圓を、昭和四年度通常縣會に於て編纂費二千九百圓を決議し、愛知縣史蹟名勝天然記念物調査會に於て調査編纂することとなりたり。

## 第四章 献上品

### 第一節 繭竝生絲玉絲の奉獻

曠古の御盛儀たる即位の大禮を執り行はせらるゝに當り、大日本蠶絲會は曩に大正天皇御即位の大禮及今上陛下御成婚の御儀に際し、當業者の手により成れる絹絲の奉獻を爲したるに鑑み、今次の御盛典に際しては前回より一層其の範圍を擴大し、全國蠶絲業者の生産に係る繭及生絲を集め、之を製絲機械して奉獻し、以て我蠶絲業者一團として慶祝の微意を表せんませり。依て全國養蠶家は一名に付春蠶繭五十粒製絲家は一名に付春蠶繭より繰絲したる機械生絲二捻、又は座繰生絲一捻、或は玉絲一捻を進獻し、之を繰絲機械して奉獻することとせり。

茲に於て我が愛知支會は趣意書を頒布し、又新聞雜誌に登載し、一方養蠶蠶絲製絲玉絲等各同業組合並農會等各種團體と協調し、或は講習講話其他の會合等機會ある毎に之が周知徹底を計り、之が奉獻に萬

遺憾なきを期したり然るに四月二十五日拂曉突如襲來せる大霜害の爲め全々春蠶飼育不能に終りたる地方ありしを以て當初規定せる春蠶繭の制限を解きかゝる地方は秋蠶繭より進献せしむることをせり斯くして集れるもの春蠶繭一萬三千六百二十八口、秋蠶繭三千百九十一口、合計一萬六千八百十九口に及びり。今之を郡市別に記すれば左の如し。

奉繭者郡市別表

郡市名	春蠶	夏秋蠶	計	郡市名	春蠶	夏秋蠶	計
名古屋	三八	一五〇	一八八	海部	七九四	六二	八五六
豊橋	二三四	一	二三四	幡豆	一〇八一	一七九	一二六〇
岡崎	一六一	五四	二一五	額田	四一〇	八一〇	一、二二〇
一宮	二二二	一五	三三七	西加茂	四三八	一六〇	五九八
愛知	九九〇	一八四	一、一四	東加茂	六二五	八二	七〇七
東春日	二六七	三六六	六三三	北加茂	四八二	九二	五七四
西春日	二七八	二二九	五〇七	南設楽	七八七	五五	八四二
丹羽	九〇七	二二一	一一一八	寶飯	五三四	一	五三四
栗原	四七一	二二七	七〇八	渥美	二、四一〇	一	二、四一〇
中島	七一五	八三	七九八	八	四五六	三二	四七八
海部	八二二	五八	八七九	計	一三、六二八	三、一九二	一六、八一九
知多	七〇七	一四二	八四九				

集りたる繭は大日本蠶糸會頭より、全國五十四工場學校試験場を含むに依託し之を繰糸せり、即ち三河部は豊橋市三河製糸株式會社尾張部は名古屋原古屋製糸所但し黄繭種は全部原製糸所依嘱を受け之を繰糸す。今之れを詳述せん、三河製糸に集れる五十八貫の乾繭中、嚴選の結果正繭五十二貫十匁を得八月十六日修祓始繰式を行ひ、百二十三名の従業員に依りて繰糸し、翌十七日生糸十六貫二百匁の繰製を完了し、慎重包装の上八月二十四日大日本蠶糸會に送付せり。

一方原古屋製糸所に於ては、受入繭春黄繭三十一貫五百三十匁、夏白繭三十一貫二百九十匁計六十二貫八百二十匁中、嚴選の結果正繭五十六貫三十匁を得、八月十九日修祓始繰式を行ひ、百四十六名の従業員に依り、八月十九二十日の兩日に互り繰糸し、春黄繭糸八貫三百二十六匁、夏白繭糸八貫八百六十一匁計十七貫百八十七匁を得、八月二十四日大日本蠶糸會に送付せり。

養蠶家の奉獻せる繭及之が繰糸は前述の如くなるが、一方製糸家に於ては生糸及玉糸を奉獻せり。其の郡市別左の如し。

郡市名	生糸	玉糸	計	郡市名	生糸	玉糸	計
名古屋	一〇五	一	一〇六	中葉	一	一	二
豊橋	四	一	五	海部	一	一	二
岡崎	一	一	二	幡豆	一	一	二
一宮	一	一	二	額田	一	一	二
東春日	三	一	四	西加茂	一	一	二
丹羽	四	一	五	加茂	一	一	二
計	一〇五	一	一〇六	計	一	一	二

南	二	一	二	二	一七
設	二	一	二	一七	一七
樂	二	一	二	一七	一七
飯	二	一	二	一七	一七
計	二	一	二	一七	一七
美	二	一	二	一七	一七
計	二	一	二	一七	一七
計	二	一	二	一七	一七
計	二	一	二	一七	一七
計	二	一	二	一七	一七

而して大日本蠶糸會に於ては斯くして集りたる生糸を更に九工場に依頼して御洋服地其の他を製織し之が献納を了したり而して該工場中本縣に於けるものは帝國蠶糸株式會社が「ファイユクレープ」の製織を委託せられたるあり。

献上織物は各品毎に桐材容器に収め更に包装し宮内省よりの献上品拜納指令に従ひ十二月二十一日赤坂離宮に搬入献上の手續を完了せり。

献上目録

一、御料羽二重(紅白)	二種二十疋	一、御洋服裏地生織子	五十碼
一、御洋服地紋シヨウセツトシヤルムーズ	五十碼	一、御洋服裏地練織子	五十碼
一、御洋服地ダマスクサテイソグレープ	五十碼	一、御洋服裏地練織子	五十碼
一、御洋服地シヨウセムトクレープ	五十碼	一、羽二重(二十三夕附)	百疋
一、御洋服地シヤルムーズ	五十碼	一、羽二重(十四夕附)	百疋
一、御洋服地ファイユクレープ	五十碼	一、白絹	十疋
一、御洋服地天蠶糸混織	五十碼	一、生糸	一捆
一、御洋服地玉糸織	三十碼	以上	以上

第二節 雛鶴献上

御大禮奉祝の爲め昭和聖代を代表す可き工藝美術の粹を蒐め或は御代の壽を象徴すべき各地特産物續々として九重の雲居に捧げられたる内に愛知縣一宮市大字一宮木村岩吉は千歳の壽に因む芽出度き瑞祥の丹頂の雛鶴二羽の献上方を願ひ出でたる處普通生物は御嘉納なき御内規なりし所特に有難き御思召を以て御裁可の光榮に浴し同人は只管天恩の厚きに感泣し齋戒沐浴十月三十一日午後一時花岡町迎陽館支店邸内神前に於て眞清田神社の神官を聘して壯嚴なる祈禱を籠め育舎に於て祓ひをなし謹製せる籠に納めて同五時一先づ本店に移し同夜家族一同打揃ひ上京一日午前十時半件の雛鶴一番を金網に入れ淨衣を纏へる家族一同之れに従ひ宮内省に出頭木下侍従を通じて献上の手續を執れり因に同家迎陽館と云へるは過ぐる大正二年三月九日閑院宮殿下御宿泊の光榮に浴し紀念として命名せるもの同氏亦地方公共事業の爲めに資財を投せる事故舉に違なし尙献上の雛鶴につきましては飼育上左の如き経過を有すと云ふ。

飼育経過

一、生産地 愛知縣一宮市大字一宮字花岡町百四十九番地  
 二、生産 昭和三年四月十八日  
 三、産年の産額 約十羽  
 四、生産の概況 献上せる雛鶴の親鶴は京都動物園の産當地の島商より買受けたるものにして現在年齢約十五歳なり一般に雛は一ヶ年一回三四月頃に於て約二個の卵を産するを普通となす此の親鶴は珍らしくも一ヶ年約十二個を産卵せり然れども之を完全に孵化せしむるは非常なる難事にして今年に至る迄約三ヶ年間全部失敗に終りしが長くも聖上陛下の御大典を行はせらるゝ今年は是非完全に孵化せしめて之を献上し奉祝の微意を表せむと種々

考案の結果七面鳥をして孵化せしむることを案出し、本年三月十八日より産み初めたる卵十個を雌雄二個宛に分ちて、五羽の七面鳥に各々抱温せしめ、四月十八日に二羽孵化せるを始として、四月廿八日五月六日同月十四日同月廿八日の五回に互りて何れも完全に孵化し、十羽の雛鶴を得たり、之眞に芽出度き祥徴たりとす、而して七面鳥は雛に餌を與ふることを知らざるを以て家族一同は乃親代りとなりて餌を與へ、初め三ヶ月間は殆ど不眠不休の苦心を以て保育せしが其効ありて現在親鶴と同様に成長するに至れり、此の雛鶴の特長とも云ふべきは、人間の手によりて保育せられたるが故に非常によく人に懐き掌上の餌を拾はしむるを得、又頭を撫し體を抱くも敢て恐れず、小兒に對しても危害を加ふることなし。

五、食餌 現在の食餌は一日一羽に付き泥鰌五合米一合及牡蠣殻少量を與ふ。

### 第三節 悠紀齋田用靱摺白猷納

愛知縣名古屋市中區牧野町字出郷前六番地靱摺白製造業藤井惣五郎は曩に大正四年御大禮に際しても、悠紀齋田用の靱摺白を猷納せしが、今上陛下御大禮に際しても、重ねて昭和三年二月三十日、悠紀地方長官滋賀縣知事宛に靱摺白壹臺猷納方願出でたる處、同四月十五日附を以て採納聽許の指令に接し、同時に八月十五日迄に納入すべしとの命を受けたり。

同家は治承元年藤井成重の創業する所にして、昭和三年迄七百五十年の星霜を關し、子孫連綿として斯業に携はれる名譽の家柄なり。靱摺白製作には特殊の技能を有するを以て、拜命と同時に直ちに其準備に取かゝり、六月三日午前十時壯嚴なる清祓式を行ひ、齋戒沐浴熟練の職工六人を選抜し、材料を精選し、竹樫杉は美濃國武儀郡關町産土は名古屋市中區牧野町字椿ヶ森神明社附近の、同家所有の土地の清淨のものを探りて起工し、爾來拮据七十日八月十二日之を完成し、同日午前十時同家に於て盛大なる白祓式竣工式を舉行せり。當日日本縣よりは辻山農務課長臨席し、三澤名古屋市助役堀尾縣農會長其他來賓在郷軍人青年團員等多數參列盛儀を極めたり。製造の白は直ちに藤井惣五郎携帶滋賀縣に出張し、上納の手續を執れり。尙本縣寶飯郡國府町に於ける、大嘗祭猷納田用としても同靱摺白を寄附し採納せられたり。

## 第五章 神社關係事項

### 第一節 大嘗祭奉幣

十一月十四日大嘗祭當日、長くも神宮皇靈殿並全國官國幣社に勅使御差遣のこゝみあり、十一月十一日日本縣知事に對し、宮内大臣より左記通牒に接したるを以て、知事は直に謹んで御受けしたる旨、宮内大臣に電報を發したり。

昭和三年十一月十一日

宮内大臣 一木喜徳郎

愛知縣知事 小幡 豊治 宛

通牒

本日左の通被仰付候

愛知縣知事 小幡 豊治

大嘗祭當日奉幣ノ爲勅使トシテ其ノ管内官國幣社ヘ參向被仰付

第四篇 餘録 第五章 神社關係事項

尙伊藤大禮使典儀部長より愛知縣下管内官國幣社奉幣の爲めの御祭文五通同寫一通幣皇御爲に納む五令同送文五通神饌料金百二十圓送付し來れり。然して神饌料は左の如く奉納する事に定められたり。

官幣大社	熱田神宮	神饌料	金參拾圓也
國幣中社	眞清田神社	同	金貳拾五圓也
同	大縣神社	同	金貳拾五圓也
國幣小社	砥鹿神社	同	金貳拾圓也
同	津島神社	同	金貳拾圓也
合金百貳拾圓也			

本縣は大嘗祭につき、一應關係者を招致して祭典の打合を爲すの要ありとし、十一月八日各官國幣社宮司の來應を求め、且つ左記の如き圖を徴して、式典の進行に齟齬を來さざる様打合會を開けり。

打合事項

- 一、勅使齋館ノ所在地及神社境内參進ニ至ルマデノ順路ヲ表示シタル圖面
  - 一、社殿ノ平面圖中ニ祝詞座幸願勅使隨員(甲乙)假案玉串案宮司其他祭員及參列者ノ位置ヲ示シタルモノ
  - 一、勅使齋館ヨリ境内ニ參進列序
  - 一、祭典次第進行時刻見込 以上
- 尙大嘗祭の前日たる十一月十三日、各官國幣社宮司に對し、勅使參向の旨電報を發し、大嘗祭當日は知事出張不在に付、勅使として左記代理者を各官國幣社に參向せしめ、奉幣を行ひ、壯嚴に祭典を執行したり。
- 十一月十四日午前九時 官幣大社 熱田神宮 落合内務部長

十一月十四日午前十時	國幣中社	眞清田神社	鐘江學務部長
同	同	大縣神社	辻山農務課長
同	國幣小社	砥鹿神社	木原教育課長
同	同	津島神社	曾我社寺兵事課長

當日官幣大社熱田神宮に於ける祭典の模様を摘録するに、勅使落合内務部長は午前八時大槻新美兩屬を隨へ、神宮宮庭に入り休憩着裝の上、同九時齋館を出で、雨上りの清々しき表參道の小砂利を踏み、笠白丁鐵棒天紋番部堀田主典、御幣物勅使大槻新美兩隨員の順序にて、南正門より神樂殿前に進み、手水の儀の後、再び列を整へ、二の鳥居に至り、修祓の上、一同は更に本宮に參進、野田宮司以下祭員一同既に所定の座に着く所に進み、やがて奏樂裡に御扉を開き、參らせ、神饌を奉供し、野田宮司祝詞を奏上すれば、次に勅使は御幣物を獻進して、恭しく祭文を奏し奉りたる後、撤饌閉扉等型の如く進み、勅使宮司は續いて玉串を奉奠し、參列員一同列拜を終り、午前十一時四十分滞りなく祭典を終了退出したり。この日夜來の雨霽れて碧空澄み渡り、參道兩側には南區各小學校兒童愛知國學院生徒其他一般町民多數塔列して勅使を奉迎し、この晴の御儀を拜觀したり。當日の式次第及勅使の奏上したる祭文左の如し。

祭式次第

- 當日早且社殿ヲ裝飾ス
- 時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク
- 次勅使參進是ヨリ先手水ノ儀アリ
- 次勅使齋所ニ着ク

- 昭和大禮愛知縣記念録
- 次修祓(先)御幣物次勅使及隨員)
- 次勅使所定ノ座ニ着ク
- 次御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク勅使隨員副フ)
- 次宮司諸事準備セル由ヲ勅使ニ申ス
- 次宮司御屏ヲ開キ畢リテ側ニ候ス(此間奏樂)
- 次福宜以下神饌ヲ供ス(此間奏樂)
- 次宮司祝詞ヲ奏ス
- 次勅使隨員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ飯ニ案上ニ置ク(案ハ豫メ便宜ノ所ニ設ク)
- 次宮司御幣物ヲ奉ル
- 次勅使御祭文ヲ奏ス
- 次勅使御祭文ヲ宮司ニ附ス
- 次宮司御祭文ヲ神前ニ納メ畢リテ勅使ニ反命ス
- 次勅使本座ニ復ス
- 次勅使玉串ヲ奉リテ拜禮(玉串ハ隨員之ヲ附ス)
- 次勅使隨員拜禮
- 次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮(玉串ハ主典之ヲ附ス)
- 次權宮司若クハ福宜以下拜禮
- 次權宮司若クハ福宜以下御幣物ヲ撤ス
- 次福宜以下神饌ヲ撤ス(此間奏樂)

次宮司御屏ヲ閉ジ畢リ本座ニ復ス(此間奏樂)

次宮司祭儀畢レル由ヲ勅使ニ申ス

次各退出

大嘗祭當日官國幣社ニ奉幣ノ儀御祭文寫

天皇乃大命爾坐世挂登恐何神社乃大前官位勳功舊氏名乎使止爲白給兼久止白左久新代乃始乃大御典止今年乃此乃月乃今日乃此乃日天津御饌乃長御饌乃遠御饌止 天皇乃大嘗開食左奉爲乃故禮代乃御幣帛奉出志登後祭自給右事乎平良氣久安良氣久開食志止 天皇乃大御世乎常登爾堅登爾登比奉利茂御世乃足御代爾登登奉利止萬千秋乃長秋爾豐明爾明坐左志米給比親王王等乎始米氏皇朝廷爾仕奉爾百官人等天下乃人民爾至爾福益爾彌益爾爾立榮志米給兼止白給也 天皇乃大命乎開食世止恐矣恐矣母白爾

昭和三年十一月十四日

注意 長官參向シ得ザルトキハ他ノ高等官ヲシテ代理セシメ長官ノ名ヲ以テ奏上ノ事

尙國幣中社真清田神社大縣神社砥鹿神社津島神社に於ける大嘗祭祭典の模様も略熟田神宮のそれと同一にして小幡知事は大禮使典儀部長十一月一日の通牒に基き祭典滞りなく終了と同時に同部長宛其旨電報を以て報告せり。府縣社郷社中神饌幣帛料供進指定神社に於ける幣帛供進使に付ては、其の社數多數にして到底全部に互り本縣より供進使を參向せしむること不可能なるを以て左表の神社に限り參向する事とし關係市町村長及關係神社々司社掌宛夫々左の通牒を發したり。

昭和三年十一月十五日

愛知縣學務部長



昭和十一年愛知縣記念誌  
關係神社司社掌宛

大嘗祭ニ付供進使參向ノ件依命通牒

十一月十四日大嘗祭ニ付左記日時ニ於テ貴神社へ供進使參向可相成候條祭典執行方萬遺漏ナキヲ期セラレ度依命此  
段及通牒候也

追テ神饌幣帛料ハ以別便送付候條御査收相成度左記省略  
社兵號外

昭和三年十一月五日

愛知縣學務部長

關係市町村長宛

大嘗祭ニ付供進使參向ノ件通牒

十一月十四日大嘗祭ニ付別記ノ通貴部内左記神社ニ對シ供進使參向可相成候條右了知相成度爲念及通牒候也  
追テ當日貴役場所更員中ヨリ隨員一名御差遣相煩度申添候左記省略

大嘗祭參向日割表 (自十一月十四日 至十一月二十日)

祭典日	社格	神社名	鎮座地	勅使供進使代理官	隨員
十四日	官大	熱田神宮	名古屋市	落合内務部長	屬大槻平正 屬新美鑑一
同	國中	眞清田神社	一宮市	鐘江學務部長	同吉川靜 同村手登
同	同	大縣神社	丹羽郡樂田村	辻山農務課長	同羽田幾次郎 同杉山信次
同	國小	砥鹿神社	寶飯郡一宮村	木原教育課長	同水野芳辰 同白井義松
同	同	津島神社	海部郡津島町	曾我社寺兵事課長	同安藤志貴 同葛谷義治

祭典日	社格	神社名	鎮座地	勅使供進使代理官	隨員
十五日	縣社	尾張大國靈神社	中島郡稻澤町	鐘江學務部長	同村手登
同	同	若宮八幡社	名古屋市	曾我社寺兵事課長	同羽田幾次郎
同	同	東照宮	同	木原教育課長	同石島嘉四郎
同	同	尾陽神社	同	辻山農務課長	同葛谷義治
同	同	那古野神社	同	土井地方課長	同白井義松
同	同	八幡宮	寶飯郡八幡村	屬大槻平正	
同	同	針綱神社	丹羽郡犬山町	同吉川靜	
同	同	猿投神社	西加茂郡猿投村	同水野芳辰	
同	同	神前神社	知多郡龜崎町	同安藤志貴	
同	同	御津神社	寶飯郡御津村	同新美鑑一	
同	同	總社	同	同杉山信次	
十六日	同	神明社	豐橋市	同安藤志貴	
同	同	龍城神社	岡崎市	同新美鑑一	
同	同	酒見神社	中島郡今伊勢村	同村手登	
同	同	李呂八幡社	瀨美郡李呂吉田村	同杉山信次	
十七日	同	懸社	知立神社	鐘江學務部長	屬村手登
同	同	同	碧海郡知立町	曾我社寺兵事課長	同杉山信次
同	同	同	東春日井郡坂下町	木原教育課長	同白井義松
同	同	伊賀八幡宮	岡崎市	屬大槻平正	
同	同	六所神社	同		

第四篇 餘錄 第五章 神社關係事項

十七日	縣社	菟足神社	寶飯郡小坂井町	屬吉川 靜
同	同	赤日子神社	同 蒲郡町	同 永野芳辰
同	同	兵主神社	西加茂郡猿投村	同 安藤志貴
同	同	日長神社	知多郡旭村	同 新美盛一
十八日	縣社	吉田神社	壺橋市	鐘江學務部長 同 新美盛一
同	同	幡頭神社	幡豆郡吉田町	曾我社寺兵事課長
同	同	八幡社	同 寺津町	屬大槻平正
同	同	石座神社	南設樂郡東幡村	同 吉川 靜
同	同	形原神社	寶飯郡形原町	同 永野芳辰
同	同	六所神社	東加茂郡松平村	同 安藤志貴
同	同	八幡宮	額田郡福岡町	同 杉山信次
十九日	縣社	巴江神社	瀧美郡田原町	鐘江學務部長 屬村手登
同	同	寶茂神社	八名郡寶茂村	曾我社寺兵事課長 同 葛谷義治
同	同	藤島神社	海部郡七寶村	屬大槻平正
同	同	河原神社	西春日井郡新川町	同 吉川 靜
同	同	小園神明社	碧海郡六ツ美村	同 永野芳辰
同	同	佐脇神社	寶飯郡御津村	同 安藤志貴
同	同	成海神社	愛知郡鳴海町	同 新美盛一
同	同	坂手神社	葉栗郡葉栗村	同 杉山信次

二十日 同 八幡神社 東加茂郡足助町 同 永野芳辰  
 同 同 石卷神社 八名郡石卷村 同 吉川 靜  
 同 同 富永神社 南設樂郡新城町 同 大槻平正  
 同 同 愷感神社 海部郡神守村 同 安藤志貴  
 同 同 久麻久神社 幡豆郡西尾町 同 新美盛一  
 同 同 神明大一社 丹羽郡岩倉町 同 村手 登  
 同 同 神明社 東春日井郡小牧町 同 杉山信次

所在地市町村長をして代理參向せしむるものに對しては其の市町村長並關係神社々司社掌宛左記依命通牒を發したり。

昭和三十二年十一月五日 學務部長

關係市町村長宛  
 大嘗祭ニ付郷社タル神體幣帛料供進神社へ供進使代理參向方依命通牒  
 十一月十四日大嘗祭ヲ行ハセラルルニ付貴部内別記郷社へ祭典當日供進使知事代理トシテ參向相成度依命此段及通牒候也

追テ祭典執行日時ハ其ノ神社神職ト御協議ノ上十一月二十三日迄ノ間ニ於テ祭典執行相成右執行濟ノ上ハ直チニ電報又ハ書面ヲ以テ報告セラレ度尙代理參向ノ節ハ祝詞中へ左記ノ文字ヲ記載スベキ儀ト御了知相成度  
 一何々神社乃大前愛知縣知事正四位勳三等小幡豐治代理愛知縣何市長又ハ何郡何町村長(位勳功爵氏名)  
 第四篇 餘錄 第五章 神社關係事項

昭和大陸愛知縣記念誌  
(別記) 關係神社名ヲ記載ス  
社兵 號 外

昭和三年十一月五日

學 務 部 長

關係神社々司(社掌)宛

大嘗祭ニ付郷社タル神饌幣帛料供進社へ供進使參向方ノ件通牒

十一月十四日大嘗祭ヲ行ハセラル、ニ付貴神社へ祭典當日供進使知事代理トシテ其ノ市町村長參向可相成候條右御了知之上萬遺漏ナキヲ期セラレ度此段御通知候也

追テ祭典執行日時ハ其ノ市町村長ト御協議ノ上十一月二十三日迄ノ間ニ於テ祭典執行相成度尙神饌幣帛料ハ以別便送付候ニ付御査收相成度

又村社たる神饌幣帛料供進神社に對しては關係市町村長宛十一月二十三日迄に祭典執行す可き様十一月九日通牒を爲したり。

而して之が府縣社以下神社祭式次第は大正三年三月内務省令第四號中新嘗祭の例に依ることとし幣帛供進使祝詞は左の通何れも内務省令を以て規定せられたるを以て十一月六日關係市町村長に對し左記通牒を爲したり。

社兵第三二七四號

昭和三年十一月六日

愛 知 縣 學 務 部 長

各市町村長宛

即位禮及大嘗祭ノ當日官國幣社以下神社ニ於テ行フ祭祀ニ關スル件

標記ノ件本月二十七日附官報登載内務省令第三十七號ヲ以テ定メラレ候條爲念及通牒候也

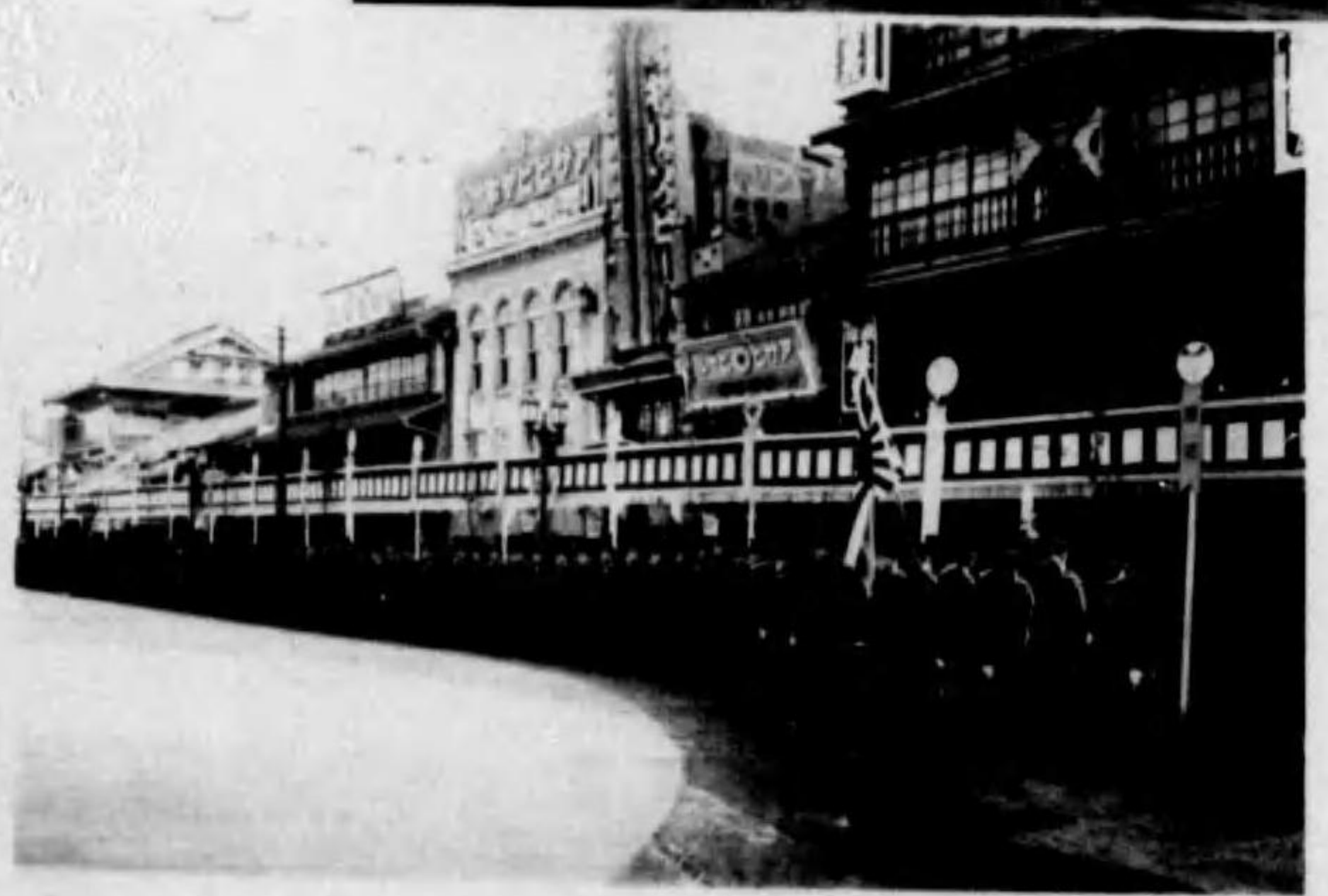
大嘗祭熱田神宮奉幣



儀禮艦五十鈴(名古屋港)



海軍儀仗隊奉迎



社兵第三二七四號

愛知縣學務部長

各市町村長宛

大警察ノ當日行フ祭祀ノ節府縣社以下神社中神饗幣帛料供進社ニ供進スヘキ神饗幣帛料ノ金額ニ關スル件

標記ノ件本月二十七日附官報登載内務省第三十八號ヲ以テ定メラレ候條爲念及通牒候也

### 幣帛供進祝詞

掛長 掛長は某神社乃大前田官職位勳功爵氏名恐<sub>美</sub>自<sub>白</sub>在<sub>久</sub>天<sub>郡</sub>日嗣高御座乃業<sub>登</sub>食國天乃下知食<sub>大</sub>御代乃始乃大御典  
穿<sub>天</sub>郡御饗乃長御饗乃遠御饗<sub>登</sub>天皇命乃大嘗聞食<sub>田</sub>依<sub>里</sub>某道府縣<sub>郡</sub>里獻奉<sub>帝</sub>宇豆乃幣帛乃足幣帛<sub>登</sub>平介久安介久  
聞食<sub>志</sub>氏豐明<sub>田</sub>明坐<sub>左</sub>奉天皇命乃大御食<sub>手</sub>萬千秋乃長<sub>五</sub>百秋<sub>田</sub>聞食<sub>左</sub>志米給比天皇<sub>聖</sub>大朝廷<sub>手</sub>始<sub>天</sub>比天乃下乃國民<sub>田</sub>至<sub>田</sub>爾爾  
彌高<sub>田</sub>彌廣<sub>田</sub>五十<sub>楯</sub>八<sub>桑</sub>枝乃如<sub>久</sub>立榮<sub>志</sub>米給<sub>田</sub>爾爾<sub>恐</sub>美<sub>白</sub>頂

## 第二節 神社由緒記建設

敬神崇祖は我が建國の精神にして、神社は其の表現なり、然るに世人往々にして其の氏神の祭神及由緒  
すら識らす、或は誤り傳ふる處も亦尠からず、斯くては報本反始の禮に缺くるを以て、今秋の御大典を期し、  
縣内各神社に神社由緒記を建設し、祭神及由緒を明にし、益々神威神徳の發揚に努むると共に、敬神崇祖の  
思想を向上せしめんとし、本縣社寺兵事課にては、昭和三年八月十日社兵第二六〇八號を以て、各市町村長  
宛神社に於ける御大典紀念事業に關し通牒する處あり、各市町村共、夫々其意を體し施設する處ありたり。